

令和2年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告
[各行政機関における政策評価の結果及び
これらの政策への反映状況(個表)]

目次

| | |
|-------------------------|-----|
| 表 1 (内閣府) | 1 |
| 表 2 (公正取引委員会) | 9 |
| 表 3 (国家公安委員会・警察庁) | 11 |
| 表 4 (個人情報保護委員会) | 15 |
| 表 5 (金融庁) | 17 |
| 表 6 (消費者庁) | 53 |
| 表 7 (復興庁) | 67 |
| 表 8 (総務省) | 69 |
| 表 9 (公害等調整委員会) | 79 |
| 表10 (法務省) | 81 |
| 表11 (外務省) | 87 |
| 表12 (財務省) | 101 |
| 表13 (文部科学省) | 117 |
| 表14 (厚生労働省) | 123 |
| 表15 (農林水産省) | 139 |
| 表16 (経済産業省) | 153 |
| 表17 (国土交通省) | 167 |
| 表18 (環境省) | 187 |
| 表19 (原子力規制委員会) | 195 |
| 表20 (防衛省) | 199 |

内閣府

内閣府における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した政策 (令和3年2月8日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/cao.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|----------------------------------|--|
| 1 | 預貯金口座の管理等のための個人番号利用に係る所要の措置の義務付け | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案」を令和3年2月9日に国会に提出した。</p> |

表2 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策 (令和2年10月2日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/cao.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--------------------------------------|---|
| 1 | 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長について要望した結果、対象事業の要件の一部見直しを行った上、本特例措置の適用期限を2年間延長することが令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p> |
| 2 | 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長について要望した結果、資産要件の見直しを行った上、本特例措置の適用期限を1年間延長することが令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p> |
| 3 | 沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長について要望した結果、資産要件の見直しを行った上、本特例措置の適用期限を1年間延長することが令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p> |
| 4 | 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長について要望した結果、対象事業、資産要件及び特別償却の取得価額要件の見直しを行った上、本特例措置の適用期限を1年間延長することが令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| 5 | 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長について要望した結果、対象事業、資産要件及び特別償却の取得価額要件の見直しを行った上、本特例措置の適用期限を1年間延長することが令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p> |
| 6 | 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長について要望した結果、対象事業、資産要件及び特別償却の取得価額要件の見直しを行った上、本特例措置の適用期限を1年間延長することが令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p> |
| 7 | 沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長について要望した結果、特別償却の取得価額要件の見直しを行った上、本特例措置の適用期限を1年間延長することが令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p> |
| 8 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長について要望した結果、令和3年度税制改正大綱において措置された。</p> |
| 9 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長について要望した結果、令和3年度税制改正大綱において措置された。</p> |
| 10 | 企業再生税制の拡充（事業再生ファンドによる債権放棄の追加） | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において企業再生税制の拡充（事業再生ファンドによる債権放棄の追加）について要望した。</p> |

(事後評価)

表3 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和2年10月2日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/cao_h28.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|----------------------------|---------|--------|--|
| 1 | 【政策1施策2】 公文書管理の適正確保のための | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>公文書管理の適正確保のための監察等を実施するため、令和3年度予算概算要求(25百万円)を行った(令和3年度予算</p> |

| | | | | |
|---|--|--------------|------------|---|
| | 監察等の実施 | | | 案額：25百万円)。 |
| 2 | 【政策2施策1】 重要施策に関する広報 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <予算要求> 広報活動を推進するため、令和3年度予算概算要求(7,358百万円)を行った(令和3年度予算案額：4,782百万円)。 |
| 3 | 【政策4施策6】 市民活動の促進 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <予算要求> 引き続き、国民に分かりやすい情報発信を目指し、システムの強化に努めるとともに、改正特定非営利活動促進法の施行後の制度周知を行い、所轄庁と密に連携しながら、法の円滑な施行等に取り組むため、令和3年度概算要求(105百万円)を行った(令和3年度予算案額：59百万円) |
| 4 | 【政策4施策7】 「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援の推進 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <予算要求> 被災地等の復興・被災者支援を図っていくため、NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業に係る令和3年度概算要求(123百万円)を行った(令和3年度予算案額：123百万円)。 |
| 5 | 【政策5施策1】 「環境未来都市」構想・自治体SDGsの推進 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 「環境未来都市」構想を引き続き推進するとともに、地方創生に資するSDGsの達成に向けた取組を推進するため、令和3年度予算概算要求(1,235百万円)を行った(令和3年度予算案額：504百万円)。 |
| 6 | 【政策5施策2】 都市再生安全確保計画の策定の促進 | その他 (注)1 | 引き続き 推進 | <運用改善> 都市再生安全確保計画のPDCAサイクルの実施を促進し、実効性を高めるため、「都市再生安全確保計画作成の手引き」及び「都市再生安全確保計画のワンポイント事例集・Q&A集」の改定を行った。 |
| 7 | 【政策5施策3】 地方創生リーダーの人材育成・普及の推進 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 引き続き、地方創生リーダーの人材育成・普及を推進するため、「プロフェッショナル人材事業」及び「地方創生カレッジ事業」等に係る令和3年度予算概算要求(428百万円)を行った(令和3年度予算案額：341百万円)。 |
| 8 | 【政策5施策4】 地方創生推進に関する知的基盤の普及・促進 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <予算要求> 地方創生の実行段階において、引き続き住民や産官学金労言等の関係者が一体となった取組を加速させるための情報支援として、RESASの利用を促進する取組の強化が必要であり、令和3年度予算概算要求(110百万円)を行った(令和3年度予算案額：108百万円)。 |
| 9 | 【政策5施策5】 国家戦略特区の推進 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <予算要求> 規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するため、令和3年度予算概算要求(112百万円)を行った(令和3年度予算案額：72百万円)。また、AIやビッグデータを活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「スーパーシティ」構想の早期具体化を図ることで、地方におけるSociety5.0の実現 |

| | | | | |
|----|-------------------------------------|---------------------------|--------|--|
| | | | | <p>を推進するため、令和3年度予算概算要求（2,300百万円）を行った（令和3年度予算案額：300百万円）。併せて令和2年度第3次補正予算に703百万円計上した。</p> <p><制度改正></p> <p>「スーパーシティ」構想の実現に向けた制度の整備等を内容とした「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」が国会で成立し、施行された（令和2年5月成立、9月施行）。</p> <p>また、法人による農地取得特例の延長、工場の新増設の際の緑地等の設置基準特例の創設等を内容とした「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年2月提出）。</p> |
| 10 | 【政策5施策6】 中心市街地活性化基本計画の認定 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>中心市街地活性化を推進するため、令和3年度予算概算要求（30百万円）を行った（令和3年度予算案額：16百万円）。</p> |
| 11 | 【政策5施策7】 構造改革特区計画の認定 | 進展が大きくない | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した地域活性化を推進するため、令和3年度予算概算要求（6百万円）を行った（令和3年度予算案額：6百万円）。</p> |
| 12 | 【政策5施策8】 地域再生の推進 | 相当程度進展あり (暫定) (注) 2 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>地域再生法に基づき、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、令和3年度予算概算要求（347百万円）を行った（令和3年度予算案額：312百万円）。</p> |
| 13 | 【政策5施策9】 総合特区の推進 | 目標達成 (注) 3 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>国際競争力の強化、地域活性化のための包括的かつ先駆的チャレンジに対し総合的に支援する総合特区に関する計画の実現を支援するため、令和3年度予算概算要求（543百万円）を行った（令和3年度予算案額：496百万円）。</p> |
| 14 | 【政策5施策10】 地方版総合戦略に基づく取組の推進 | その他 (注) 1 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>地方創生のより一層の推進を目的として、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な取組を支援する必要がある、また、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を重点的に支援するため、令和3年度予算概算要求（102,480百万円）を行った（令和3年度予算案額：102,477百万円）。</p> |
| 15 | 【政策8施策1】 原子力の研究、開発及び利用に係る政策の検討・情 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>原子力の研究、開発及び利用に関する取組に対する提言等の検討や、原子力に関する活動の国内および国際社会への情報発信等を実施するため、令和3年度予算概算要求（128百万</p> |

| | | | | |
|----|--|--------------|--------------|--|
| | 報発信等 | | | 円) を行った (令和3年度予算案額: 128百万円)。 |
| 16 | 【政策10施策1】 防災に関する普及・啓発 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 防災に関する普及・啓発を推進するため、令和3年度予算概算要求 (661百万円) を行った (令和3年度予算案額: 518百万円)。 |
| 17 | 【政策10施策2】 国際防災協力の推進 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 国際防災協力を推進するため、令和3年度予算概算要求 (262百万円) を行った (令和3年度予算案額: 248百万円)。 |
| 18 | 【政策10施策4】 地震対策等の推進 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <予算要求> 地震対策に関する施策等を推進するため、令和3年度予算概算要求 (1,241百万円) を行った (令和3年度予算案額: 828百万円)。 |
| 19 | 【政策10施策5】 防災行政の総合的推進 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 防災行政の総合的推進のため、令和3年度予算概算要求 (4,727百万円) を行った (令和3年度予算案額: 3,645百万円)。 |
| 20 | 【政策13施策4】 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等 | 進展が大 きくない | 引き続き 推進 | <予算要求> 社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を推進するため、令和3年度予算概算要求 (3百万円) を行った (令和3年度予算案額: 3百万円)。 |
| 21 | 【政策14施策3】 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業 | 相当程度 進展あり | その他 (注) 4 | <その他> 令和2年度で施策を終了するため。 |
| 22 | 【政策15施策1】 食品健康影響評価技術研究の推進 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <予算要求> 「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(令和元年8月改正) に添ってリスク評価の適切な実施に資する研究を実施するため、令和3年度予算概算要求 (200百万円) を行った (令和3年度予算案額: 200百万円)。 |
| 23 | 【政策16施策1】 公益法人制度の運営と認定・監督等の実施 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <予算要求> ・ 利用者の問題意識を踏まえた電子申請システムの改修を行い、利用者の利便性向上を図る ・ 職員による立入検査を適切に実施することにより、適正な法人運営の確保を図る ために必要な経費を要求。 (令和3年度概算要求: 156百万円) (令和3年度予算案額: 156百万円) |
| 24 | 【政策17施策1】 経済社会活動の | 目標達成 | 引き続き 推進 | <予算要求> 経済活動及び社会活動についての経済理論等を用いた研 |

| | | | | |
|----|-------------------------|----------|--------|--|
| | 総合的研究 | | | 究を行い、ESRI Discussion Paperや景気指標等の作成・公表を通じて政策の企画立案・推進を支援するとともに、HP等を通じて広く国民への情報提供を行うため、令和3年度予算概算要求（482百万円）を行った（令和3年度予算案額：482百万円）。 |
| 25 | 【政策17施策3】 人材育成、能力開発 | 目標達成 | 引き続き推進 | <予算要求> 経済社会活動についての経済理論等の研修実施及び政策研究を行う人材育成のため、令和3年度予算概算要求（9百万円）を行った（令和3年度予算案額：9百万円）。 |
| 26 | 【政策18施策1】 迎賓施設の適切な運営 | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <予算要求> 未来投資戦略2018等に基づき、引き続き観光資源として魅力的な一般公開を通年で実施するため、令和3年度予算概算要求（1,015百万円）を行った（令和3年度予算案額：1,015百万円）。 <運用改善> 一般公開の更なる魅力向上を図るため季節等に応じた新たな特別企画等を実施した。参観者が快適に参観できるよう混雑度の緩和等を考慮し、更なる満足度の向上を図った。 |

- (注) 1 評価書の公表時点で、目標達成度合いを判断するためのデータが間に合わなかったため、共通5区分による評価を行っていないものである。
- 2 評価書の公表時点で、目標達成度合いを判断するためのデータが集計中であったため、暫定的に評価を行ったものである。
- 3 評価書の公表時点では、目標達成度合いを判断するためのデータが集計中であり、暫定評価としていたため、令和2年12月に公表したデータに基づいた評価結果を記載している。
- 4 本施策については、事業を通じ、相談機能の充実が図られたため、令和2年度に施策が終了したものである。

表4 一般分野の政策を対象として評価を実施した政策(総合評価方式) (令和2年10月2日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/ippansogo/cao.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-----------------|-------------|--------|--|
| 1 | 地方分権改革に関する施策の推進 | 目標達成に向けて進捗 | 引き続き推進 | <予算要求> 地方分権改革を推進するため、令和3年度予算概算要求（43百万円）を行った（令和3年度予算案額：43百万円）。 |
| 2 | 宇宙開発利用に関する施策の推進 | 一定程度の成果を上げた | 引き続き推進 | <予算要求> 宇宙開発利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する企画及び立案並びに総合調整、宇宙開発利用の推進、公共の用又は公用に供される人工衛星等の整備及び管理等を行うため、令和3年度予算概算要求（31,118百万円）を行った（令和3年度予算案額：17,519百万円）。 |

| | | | | |
|---|---|------------|--------|---|
| 3 | 子ども・子育て支援の推進、特定教育・保育施設等利用の推進、地域における子ども・子育て支援対策の推進（3件） | 目標達成に向けて進捗 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>少子化対策を総合的に推進するとともに、子ども・子育て支援新制度の着実な実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」（令和2年12月21日公表）に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日公表）に基づく放課後児童クラブの受け皿整備などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備するため、令和3年度予算概算要求（3,682,453百万円＋事項要求）を行った（令和3年度予算案額：3,686,823百万円）。</p> |
|---|---|------------|--------|---|

公正取引委員会

公正取引委員会における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

該当する政策なし

(事後評価)

表1 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和2年9月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/jftc.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-----------------------------|--------------|------------|---|
| 1 | 【施策2-3】 中小事業者を取り巻く取引の公正化 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求において、中小事業者を取り巻く取引の公正化のために必要な経費(104,842千円)を要求した(令和3年度予算案:78,488千円)。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>また、政策評価結果を踏まえ、令和3年度機構・定員要求において、中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化のための体制整備として、企画官1名の新設及び4人の増員(新規)を要求した。</p> |
| 2 | 【施策2-4】 下請法違反行為に対する措置 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求において、オンライン調査等による情報収集、下請法違反行為に対する迅速かつ的確な措置のために必要な経費(174,807千円)を要求した(令和3年度予算案:135,650千円)。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>また、政策評価結果を踏まえ、令和3年度機構・定員要求において、中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化のための体制整備として、地方事務所・支所(中部、近畿、中国、九州)に計4人の増員(自律的再配置)を要求した。</p> |
| 3 | 【施策3-1】 競争政策の広報・広聴 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求において、本局及び地方事務所等所在地以外の都市において独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応を行う「一日公正取引委員会」や、中学生、高校生及び大学生を対象とした「独占禁止法教室」などの各種広報活動と、地方有識者及び独占禁止政策協力委員を対象とした広聴活動のために必要な経費(30,388千円)を要求した(令和3年度予算案:30,177千円)。</p> |

国家公安委员会・警察厅

国家公安委員会・警察庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した政策 (No. 1～2については令和2年6月12日、No. 3については令和2年12月21日、No. 4については令和3年2月24日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/npa.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|----------------------------------|---|
| 1 | 重大違反に関する規定の整備 | <制度改正> 評価の結果を踏まえ、当該規制の拡充を内容の一部とする「道路交通法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定された(令和2年6月公布・施行)。 |
| 2 | 危険行為に関する規定の整備 | |
| 3 | 取引時確認に係る規定の適用が除外される特例の対象となる取引の追加 | <制度改正> 評価の結果を踏まえ、当該規制の緩和を内容の一部とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定された(令和3年2月公布・施行)。 |
| 4 | クロスボウに係る所持禁止・所持許可制の新設 | <制度改正> 評価の結果を踏まえ、当該規制の新設を内容の一部とする「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案」を第204回通常国会へ提出した。 |

(事後評価)

表2 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和2年8月27日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/npa_h24.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|------------------------------------|--------------|------------|--|
| 1 | 【基本目標 2 業績目標 1】 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> ○ 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上を図るため、必要な経費を予算措置した。 ・情報分析支援システム(CIS-CATS)の活用に必要な経費 令和3年度概算要求(1,745百万円) (令和3年度予算案:1,745百万円) ※ システム関係の予算のため、予算要求は内閣官房から一括して行っている。 ・DNA型鑑定の推進に必要な経費 令和3年度概算要求(4,272百万円) (令和3年度予算案:3,385百万円) |

| | | | | |
|---|--|--------------|------------|---|
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車ナンバー自動読取システムの整備に要する経費 令和3年度概算要求（386百万円） （令和3年度予算案：342百万円） ・適正な死体取扱業務の推進に要する経費 令和3年度概算要求（3,106百万円） （令和3年度予算案：3,106百万円） <p>○ 令和3年度地方財政計画において、DNA型鑑定支援業務従事者の導入に要する経費が容認された。</p> <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な被害を及ぼす犯罪に対する捜査体制を強化するための機構（重大被害犯罪捜査企画官）の新設を要求し、容認された。 |
| 2 | <p>【基本目標 2 業績目標 2】 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化</p> | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>○ 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化を図るため、必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捜査員の研修に係る経費 令和3年度概算要求（20百万円） （令和3年度予算案：20百万円） ・ インターネットを利用した選挙運動の違反取締りに要する経費 令和3年度概算要求（8百万円） （令和3年度予算案：8百万円） |
| 3 | <p>【基本目標 2 業績目標 3】 オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化</p> | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>○ 特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化を図るため、必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊詐欺助長犯罪に対する市民協力の確保に要する経費 令和3年度概算要求（2百万円） （令和3年度予算案：2百万円） ・ 特殊詐欺に係る警告電話事業の実施に要する経費 令和3年度概算要求（45百万円） （令和3年度予算案：45百万円） ・ 広域知能犯捜査センター借上に要する経費 令和3年度概算要求（54百万円） （令和3年度予算案：54百万円） ・ 総合的な特殊詐欺対策の推進に要する経費 令和3年度概算要求（87百万円） （令和3年度予算案：76百万円） ・ 高齢者犯罪被害対策に要する経費 令和3年度概算要求（60百万円） （令和3年度予算案：51百万円） ・ 特殊詐欺の撲滅に向けた国民運動を展開するために必要な広報啓発に要する経費 |

| | | | | |
|---|---|--------------|------------|---|
| | | | | <p>令和3年度概算要求（162百万円） （令和3年度予算案：162百万円）</p> <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊詐欺対策の推進のための警察庁職員を増員要求し、容認された。 |
| 4 | 【基本目標 2 業績目標 5】 被疑者取調べの適正化 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被疑者の取調べの適正化の更なる推進を図るため、捜査員の研修に必要な経費を予算措置した。 ・ 捜査員の研修に必要な経費 令和3年度概算要求（11百万円） （平成3年度予算案：11百万円） <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、参考指標の一部を変更することとした。 |
| 5 | 【基本目標 7 業績目標 1】 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を推進するため、必要な経費を予算措置した。 ・ 対処能力の向上に要する経費 令和3年度概算要求（2,836百万円） （令和3年度予算案：1,362百万円） ・ 人的基盤の強化及び研究の推進に要する経費 令和3年度概算要求（981百万円） （令和3年度予算案：568百万円） ・ 官民連携及び国際連携の推進に要する経費 令和3年度概算要求（313百万円） （令和3年度予算案：313百万円） <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイバー空間の脅威への対処能力の強化のための警察庁職員を増員要求し、容認された。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、新たな参考指標を追加することとした。 |

表3 規制を対象として評価を実施した政策（令和2年8月27日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/npa.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-----------------------|--------------|------------|--------------------------------|
| 1 | 犯罪による収益の移転防止に関する法律の規制 | 必要性及び有効性が認めら | 引き続き 推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |

| | | | | |
|---|--|----------------|--------|--------------------------------|
| | 対象となる事業者の追加 | れる | | |
| 2 | 規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項の追加 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 3 | 識別符号の不正流通に関する行為についての規制の強化 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 4 | 公告国際テロリストに対する行為の制限等 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 5 | 公告国際テロリストが所持している規制対象財産の仮領置等 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 6 | 疑わしい取引の届出に関する判断の方法についての規定の整備 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 7 | 外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |

個人情報保護委員会

個人情報保護委員会における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した政策 (令和3年2月5日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/ppc.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|----------------------------|--|
| 1 | 学術研究機関等に対する個人情報取扱いに係る規律の適用 | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえて、本政策を盛り込んだ「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出した(令和3年2月提出)。</p> |

(事後評価)

表2 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和2年9月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kojin_h28.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|------------------------------|--------------|------------|--|
| 1 | 【施策1】 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>定期検査や定期報告を通じた行政機関・地方公共団体に対する監視・監督を的確に行う等のため、令和3年度予算概算要求において2279.5百万円を要求した(令和3年度決定額: 1623.1百万円)</p> <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会における特定個人情報に関する施策を総合的に評価するため、施策1と施策2を統合した。 特定個人情報の取扱いに関する制度についての説明会及び安全管理措置セミナーの質を測る指標とするため、測定指標の統合を行い、説明会・セミナーについて参考になったとする割合を測定指標1とした。 |
| 2 | 【施策2】 特定個人情報保護評価制度の適切な運用 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>特定個人情報保護評価の円滑な実施体制の更なる整備を図るため、令和3年度予算概算要求において105.9百万円を要求した(令和3年度決定額: 43.0百万円)</p> <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会における特定個人情報に関する施策を総合的に評価するため、施策1と施策2を統合した。 委員会における特定個人情報保護評価に関する取組につい |

| | | | | |
|---|---|----------|--------|---|
| | | | | <p>て的確に評価するとともに、国民に対する説明責任を果たせるよう、測定指標7「特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討」及び測定指標8「独自利用事務の情報連携に係る届出の処理」を追加した。</p> |
| 3 | <p>【施策3】 個人情報に関する広報・啓発の推進</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>事業者をはじめ広く国民に対し、これまでに蓄積された情報を活用した制度の周知やタイムリーな情報発信等を行うため、令和3年度予算概算要求において150.4百万円を要求した（令和3年度決定額：72.5百万円）</p> |
| 4 | <p>【施策4】 個人情報に関する国際協力の推進</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>国際会議へ職員を積極的に派遣し、諸外国執行機関との連携を強化する等のため、令和3年度予算概算要求において214.1百万円を要求した（令和3年度決定額：166.3百万円）</p> |
| 5 | <p>【施策5】 個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>個人情報の保護と利活用に対する一層の取組を実施するため、令和3年度予算概算要求において196.0百万円を要求した（令和3年度決定額：137.9百万円）</p> <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会における個人情報の利活用に関する取組についての的確に評価するとともに、国民に対する説明責任を果たせるよう、測定指標2「匿名加工情報の作成等の公表数」及び測定指標3「個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進」を追加した。 ・委員会における個人情報保護制度に関する取組についての的確に評価するとともに、国民に対する説明責任を果たせるよう、測定指標5「改正法の円滑な施行に向けた取組」及び測定指標6「官民を通じた個人情報の取扱いに係る検討」を追加した。 |
| 6 | <p>【施策6】 個人情報に関する広聴・相談</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>国民目線に立ち、よりきめ細やかで質の高い相談対応を推進するため、令和3年度予算概算要求において71.3百万円を要求した（令和3年度決定額：55.1百万円）</p> <p><定員要求></p> <p>個人情報保護等に関する相談対応の体制強化のため、令和3年度定員要求で1人の増員を要求した。</p> <p><事前分析表></p> <p>委員会における広聴・相談に関する取組についての的確に評価するため、測定指標を、相談窓口の対応件数から、相談窓口の利用満足度及びあっせん解決率に変更した。</p> |

金融庁

金融庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した政策 (令和2年6月30日、令和3年3月4日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|---|
| 1 | 地方公共団体に対する員外貸付制限の見直し | <制度改正> 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令」が公布・施行された (令和2年11月公布・施行)。 |
| 2 | 銀行等の業務範囲規制等の見直し (3件) | <制度改正> 規制の事前評価を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した (令和3年3月)。 |
| 3 | 国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度 (投資運用業の特例) の創設 | <制度改正> 規制の事前評価を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した (令和3年3月)。 |
| 4 | 金融機能の強化及び安定の確保を図るための措置等 (5件) | <制度改正> 規制の事前評価を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した (令和3年3月)。 |

表2 租税特別措置等を対象として評価を実施した施策 (令和2年9月30日、12月11日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/fsa.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--------------------------------|---|
| 1 | 中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置 | <税制改正> 租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置について税制改正要望 (令和2年9月) を行った。 |
| 2 | 企業再生税制の拡充 (事業再生ファンドによる債権放棄の追加) | <税制改正> 租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、企業再生税制の拡充 (事業再生ファンドによる債権放棄の追加) について税制改正要望 (令和2年9月) を行った。 |

| | | |
|---|--------------------|---|
| 3 | 不動産投資法人における未収賃料の特例 | <p><税制改正></p> <p>租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、不動産投資法人における未収賃料の特例について税制改正要望（令和2年9月）を行った。</p> |
| 4 | 国際金融ハブ取引に係る税制措置 | <p><税制改正></p> <p>租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、国際金融ハブ取引に係る税制措置について税制改正要望（令和2年9月）を行った。その結果、法人課税に関して、投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対する業績連動給与については、投資家等のステークホルダーの監視下に置かれているという特殊性に鑑み、その算定方式や算定の根拠となる業績等を金融庁等に公表すること等を要件として、損金算入を可能とする措置が、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p> |

(事後評価)

表3 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和2年9月17日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/fsa_h29.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|---------|--------|--|
| 1 | <p>【基本政策 I 施策 I-1】</p> <p>マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融機関等検査経費」、「モニタリング支援情報整備・活用経費」、「リスク計測参照モデル関係経費」、「デジタルフォレンジック関連システム経費」、「自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費」、「顧客本位の業務運営の確立・定着に向けた調査に必要な経費」、及び「データ分析を通じた企業に対する金融面でのコロナ対応策の実施経費」の令和3年度予算要求(530百万円)を行い、政府予算に計上(396百万円)された。</p> <p><定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和3年度定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的に活動する保険グループに対して、従来以上に、各国当局や国際機関と協力したグループ監督を行うための体制整備：課長補佐1名 ○ 情報・分析の高度化に資する体制整備：情報収集分析管理官1名 <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、測定指標(大規模な保険会社及び保</p> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>險会社グループに対する適切な監督)を見直すとともに、新たな指標(国際的に活動する保険グループに対する適切な監督)を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」(令和2年8月策定)(以下「行政方針」という。)を踏まえ、業態横断的な対応に加え、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大手銀行グループについては、個別金融機関の財務状況等に関して、データ等を用いて分析・把握し、深度ある対話を行った。その際、与信費用を巡るリスク、海外クレジット投資のリスク、米ドルなど外貨資金調達に係る流動性リスクなどの実態の的確な把握に努めた。これらの実態把握に基づき、金融仲介機能を十分に発揮する前提となる財務基盤が十分に確保できるよう、配当や自社株買いの方針も含めて、深度ある対話を行った。また、グローバルな低金利環境の継続や社会全体のデジタルシフトの加速など、新たな環境の下で、家計・企業・地域社会・国際社会の課題を解決し、付加価値を創造するビジネスモデルをどう構築していくのかについて、対話を進めた。 ○ 地域金融機関については、検査マニュアル廃止後の融資や引当等に関する金融機関の取組に関して、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」に基づいて、工夫事例等に関する対話を行った。 ○ 証券会社については、大手・ネット系・地域証券等の業態に応じ、証券会社としての金融仲介機能を発揮し、持続可能なビジネスモデルが確立されるよう、真に顧客の利益になるサービス・商品の提供や、顧客の利益を尊重した業務運営態勢の構築、形式的なルールの遵守にとどまらないコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮といった課題への対応について深度ある対話を行った。 ○ 保険会社については、適切な経営戦略の策定・推進を支えるリスク管理態勢やガバナンス機能の発揮、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて取り組むべき課題等について深度ある対話を中心にモニタリングを行った。特に、自然災害の多発・激甚化への対応について、被災者の経済的復旧のために損害査定や保険金支払いを適正かつ迅速に行う工夫等の運営 |
|--|--|--|---|

| | | | | |
|---|--|----------|--------|--|
| | | | | <p>上の論点も含め、大規模自然災害に対する備えとして保険がどのように機能すべきか対話・検討を進めた。海外子会社管理を含めたグループガバナンスに関しては、IAIS（保険監督者国際機構）において採択された国際的なガイドラインも踏まえ、保険会社向けの総合的な監督指針の改正を行うとともに、</p> <p>「IAIGs等向けモニタリングレポート」を公表し、その中で我が国におけるIAIGs（国際的に活動する保険グループ）として取り扱う保険グループを公表した。また、保険会社における適切な内部管理に資するよう、現行の財務上の指標や規制の見直しに係る検討を行った。</p> <p>○ 日本郵政グループについては、市場運用における安定的な収益確保と市場変動に耐性のあるポートフォリオの構築に向けた取組について対話を行った。</p> |
| 2 | <p>【基本政策Ⅰ施策Ⅰ-2】 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融危機管理経費」の令和3年度予算要求（8百万円）を行い、政府予算に計上（8百万円）された。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <p>○ 「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」での議論に基づく報告書や、IAIS（保険監督者国際機構）から公表されたICSVer2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）の内容を踏まえつつ、国内フィールドテストの実施や幅広い関係者との対話、検討過程の情報開示等、国内規制の整備に向けた検討や準備につき透明性を確保しつつ進めた。</p> <p>○ 名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構の行った検査結果に基づき、名寄せデータの整備状況の確認を行った。</p> <p>○ 平成29年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢについて、関係者と十分な対話を行った上で、令和2年12月に、国内実施に関する規制方針案を公表した。</p> |
| 3 | <p>【基本政策Ⅰ施策Ⅰ-3】 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニ</p> | 相当程度進展あり | 改善・見直し | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費」、「関係機関等との連携強化に必要な経費」、「地域金融機関による金融仲介機能の発揮状況等に関する調査・研究に必要な経費」、「金融仲介機能の改善に向けた検討会議の開催経費」及び「事業者支援</p> |

| | | | |
|---------|--|--|--|
| タリングの実施 | | | <p>のための地域金融人材の能力向上に必要な経費」の令和3年度予算要求（146百万円）を行い、政府予算に計上（67百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和3年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域金融機関の課題への対応：地域課題解決支援室の新設、課長補佐1名 ○ 地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築のための実施態勢の整備（独占禁止法の整備）：課長補佐1名、係長1名 ○ 金融機能強化法の改正（コロナ特例の創設）を踏まえた申請事務への対応及びフォローアップ体制の強化：課長補佐2名、係長2名 ○ 地域銀行の健全性に着目したモニタリングの体制強化（新型コロナウイルス感染症関連）：金融証券検査官1名 <p><法令・制度の整備・改正></p> <p>以下の関係法令の整備を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、地域の活性化等に資する業務の金融機関の業務への追加、国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の創設、預金保険機構が事業の抜本的な見直しを行う金融機関に対して資金を交付する制度の創設等の措置を講ずる必要があることから、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年3月）。 <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり測定指標の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域金融機関を取り巻く環境は、人口減少や顧客の高齢化、低金利環境の継続といった厳しい収益環境、コロナ禍の世界的な拡大や自然災害の多発・激甚化に加え、デジタルライゼーションの進展など、大きく変化していることを踏まえ、持続可能なビジネスモデルを構築に向けて具体的かつ有効な取組を促すため、指標（経済の回復と持続的な成長に資する銀行制度等のあり方の検討）を設定した。 |
|---------|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関による事業者の資金繰り支援等に万全を期すため、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた累次の要請を行った。加えて、特別ヒアリング等を通じて、感染症拡大の影響を受けた事業者への経営改善・事業再生・事業転換支援を促した。なお、協同組織金融機関に対しては、特に中小・零細企業に配意した支援を行うよう促した。このほか、金融機関による取引先企業等への支援状況等についても、定期的な意見交換等を通じて実態把握を行った。 ○ 持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある地域金融機関とは、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を行った。 ○ 地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップをはじめとする金融機関各階層の職員や社外取締役との対話や、リモート技術も活用した検査等を適切に組み合わせ、モニタリングを行う。特に、経営トップの間では、「コア・イシュー」も活用して対話を行った。また、対話に当たっては、「心理的安全性」の確保に留意した。加えて、信用金庫・信用組合においては、固有の特性（協同組織性）にも着眼した対話を行った。 ○ 金融市場の変動等が各行に与える影響等も踏まえつつ、有価証券運用態勢等について課題が見られる金融機関については、早め早めにリスク管理態勢の向上等に向けた対話を行った。 ○ 加えて、関係団体と連携した地域銀行との研修や意見交換の機会を通じて、有価証券運用態勢の現状を踏まえた外部機関の更なる知見の活用の必要性に関する対話を行い、有価証券運用態勢の高度化を促した。 ○ 令和2年5月に成立した「独占禁止法特例法」の円滑な施行を図るため、同年11月に関係省令等の整備等を行った。 ○ 大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援するため、大企業の人材リストを整備し、地域金融機関による人材マッチングを促進した。この人材マッチングをさらに推進するため、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」の一環として、「地域企 |
|--|--|--|---|

| | | | | |
|---|--|----------|--------|---|
| | | | | <p>業経営人材マッチング促進事業に要する経費」を令和2年度第三次補正予算に計上した（3,063百万円）。</p> <p>○ 包括担保法制等を含む融資・再生実務のあり方について、金融機関に事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすようなものとなるよう、実務家や有識者との研究会を設置（令和2年11月）し、現在の経済環境、海外の実務も踏まえた検討の結果を論点整理として取りまとめ、公表（令和2年12月）した。</p> <p>○ REVIC・中小企業基盤整備機構等によるファンドや、公庫・商工中金等による資本性劣後ローン、中小企業支援協議会等による再生計画の策定支援等の支援のメニューについて、わかりやすくマッピングした上で、金融機関等に周知し、活用を促した。</p> |
| 4 | <p>【基本政策Ⅱ施策Ⅱ-1】</p> <p>利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融税制調査等経費」、「資産形成の意義に係る広報イベント等経費」、「金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費」、「金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費」、「金融知識等普及施策奨励経費」、「金融教育推進のための経費」、「金融経済教育推進のための調査研究等経費」及び「多様なニーズに応じた資産形成を行うための広報活動に必要な経費」の令和3年度予算要求（52百万円）を行い、政府予算に計上（39百万円）された。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>○ 金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融審議会市場ワーキング・グループにおいて行われた「顧客本位の業務運営に関する原則」の具体的内容の充実や金融事業者の取組の「見える化」の促進などに関する議論を踏まえ、「原則」を改訂した。 「重要情報シート」の活用促進により、顧客が金融事業者や金融商品を比較しやすい環境を早期に整備するため、金融事業者や業界との対話を進めた。 金融事業者の取組方針や取組状況の分かりやすさや比較可能性の向上に向け、金融事業者や金融庁における取組方針等の公表のあり方の検討を進めたほか、金融庁において金融事業者の取組方針等の好事例を公表するなど、顧客にとって分かりやすい情報発信を行った。 顧客本位の業務運営に関する経営戦略上の位置づ |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>けや、顧客の資産形成と持続的な業務を両立させるための手数料体系を含めた中長期的なビジネスモデルのあり方やそれを支える営業支援インフラの充実等の体制構築などに関して、深度あるモニタリングや対話を行った。また、金融事業者における顧客のライフプラン等を踏まえた業横断的な商品の提供や商品提供後の適切なフォローアップ、商品組成会社が想定する顧客層の説明などに関する取組状況を確認した。さらに、業績評価体系、商品提案プロセス、外貨建保険販売の改善状況等についても、継続的にモニタリングを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客の資産運用に関する認識、金融機関や金融商品の選択基準、必要としているサービス内容、金融庁施策に関する認識等を把握するため、顧客目線に立った顧客意識調査を実施した。 ・監督指針において、合理的な理由を欠く高頻度の金融商品の売買を勧誘し、顧客に過度の手数料を負担させる行為等の不相当又は不誠実な投資勧誘行為を例示し、このような投資勧誘行為の抑制を図った。 <p>○ 家計における長期・積立・分散投資の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長資金の供給を促すとともに家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA 制度の利便性向上に向けた税制改正要望を行い、税制改正大綱において、NISA 関連の電子手続の簡素化が盛り込まれた。 <p>○ アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組として、令和 2 年度も引き続き、各金融機関に対してアンケート調査を実施し、その結果を公表するとともに、業界団体との意見交換会において、各金融機関へ対応を要請した。 ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託等の導入状況に係る調査結果の公表を通じて、各金融機関による導入を促したほか、既存口座への後見設定時の事務手続に係る利便性向上に向けた取組を検討するよう促した。また、預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しに係る対応について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを |
|--|--|--|---|

| | | | | |
|---|---|----------|--------|--|
| | | | | <p>未然に防止する観点から、対応の着眼点の整理や好事例の収集等を検討すべく、業界との対話を行った。さらに、認知症に関する普及啓発を行ったほか、高齢者や認知症の人に対応した創意工夫ある金融商品・サービスの開発・普及に向け、各金融機関の取組を後押しした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の口座開設等の金融サービス利用に関連し、外国人や受入れ先の理解の醸成を図るため、やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットについて、金融機関が実施する口座開設時の在留期間や勤務実態の確認等の必要性及び趣旨に係る記述を拡充に向けた改訂作業を実施した(令和3年3月)。また、外国人の金融サービスの利便性の一層の向上が図られるよう、特定技能14分野にかかる特定技能協議会(各所管省庁にて開催)等の場を活用し、外国人受入れ企業等に対する周知活動を実施した(令和3年3月)。 <p>○ 金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者側の金融リテラシーの向上に向けて、金融庁・財務局職員による出張授業(オンライン授業を含む)を大学・高校等で実施したほか、金融経済に関する若年層向け動画や高校生及び教員向けの授業動画等の配信、社会人向けの「つみたてNISA Meetup」や親子向けワークショップのオンライン開催など、ICTを活用し、幅広い層に対して金融経済教育を推進した。 |
| 5 | <p>【基本政策Ⅱ施策Ⅱ-2】 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> | 相当程度進展あり | 改善・見直し | <p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費」、「貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費」、「貸金業者情報検索サービス経費」、「貸金業務取扱主任者登録に必要な経費」及び「貸付自粛制度の推進に必要な経費」の令和3年度予算要求(36百万円)を行い、政府予算に計上(33百万円)された。</p> <p><定員要求> 評価結果を踏まえ、以下のとおり令和3年度定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資金移動業者のモニタリング体制整備:課長補佐1名、係長1名 <p><事前分析表> 多重債務問題に係る指標に関し、「財務局及び地方自治</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>体における多重債務相談窓口の設置状況」については目標を達成したため測定指標から削除したが、引き続き、「多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況」、「財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施」、「ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況」を指標として、多重債務問題に対応していく。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険会社等については、高齢化の進展や自然災害の頻発化・激甚化等に加え、コロナ禍の経験を踏まえた「新しい生活様式」への対応が求められる中、こうした経営環境の変化も踏まえ、健全かつ持続可能なビジネスモデルを構築するために取り組むべき課題等について、各社と対話を行った。 ○ 少額短期保険業者については、最低基準を満たした業務運営が行われているかについて、各財務局と連携して、自主点検結果を踏まえつつ、ガバナンスをはじめとする態勢整備の状況と併せてモニタリングを実施したほか、日本少額短期保険協会とも連携して最低基準達成のための環境整備を行った。また、経過措置適用業者の監督に対しては、引き続き、本則に円滑に移行するための計画の策定・実行状況や顧客への周知の状況を確認し、必要な対応を求めている。 ○ 日本郵政グループ <ul style="list-style-type: none"> ・かんぽ生命等については、業務改善計画の実行状況を踏まえつつ、顧客の信頼回復に向けた取組等をモニタリングした。 ○ 暗号資産 <ul style="list-style-type: none"> ・暗号資産交換業者に対して、業務改善命令の進捗状況のフォローアップ、これを踏まえたリスクプロファイルの更新及び、質問票を活用した自己チェックの要請等、機動的かつ深度あるモニタリングを継続的に実施した。 ・無登録で暗号資産交換業を行っていた者10先に対して照会書を発出するとともに（令和2年4月から3年3月まで）、2先に対して警告書を発出し、社名等を公表した（令和2年6月）。 ・暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、関係省庁と連携し、利用者向けの注意喚起等を更新・実施 |
|--|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>した（令和2年4月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資金移動業者を通じた不正出金事案への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・資金移動業者を通じた銀行口座からの不正出金事案を受け、預金取扱金融機関及び資金移動業者に対し、不正防止策の実施や被害補償について要請を行うとともに、広く一般に銀行口座からの不正な出金についての注意喚起を実施した（令和2年9月及び10月）。 ・また、当該事案を受け、預金取扱金融機関に対して、銀行口座と連携する決済サービスに係るセキュリティの状況や被害発生状況について実態把握をするため、全国銀行協会と連携して調査を実施し、調査結果を公表した（令和2年12月）。 ・さらに、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正した（令和3年2月）。 ○ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・金融トラブル連絡調整協議会を開催（令和3年1月）し、各指定紛争解決機関の業務実施状況や業務改善に資する取組等について議論を行った。 ○ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施した。 ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップした。 ・ギャンブル等依存症対策の観点から、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を進めた。 ・貸金業の利用者についての実態把握を行った。 ○ 振り込め詐欺への的確な対応及び不正口座利用に関する金融機関等への情報提供等 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証した。 ・預金口座の不正利用防止のため、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うとともに、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起の観点から、引き続き、情報提供件数等を当庁 |
|--|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>ウェブサイトにおいて公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺救済法の円滑な実施を図るため、同法に基づく返金制度や犯罪被害者等支援事業について周知を行った。 ・新型コロナウイルス感染症拡大や特別定額給付金に乗じた振り込め詐欺事案が発生していることを踏まえ、被害を防止するため、関係省庁と連携し、最新の手口も踏まえた啓発や注意喚起を金融庁ウェブサイト等を通じて実施した。 <p>○ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットバンキングによる不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。 ・金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について当庁ウェブサイトにおいて公表した（令和2年10月）。 ・特に、キャッシュカード窃取による預金の不正引出しが多発していることを踏まえ、金融機関に対して、セキュリティ対策向上のための取組を促した。また、当庁ウェブサイトにおいて主な手口や相談窓口を公開し、利用者に対し注意喚起を行った。 ・関係省庁と連携し、特殊詐欺の被害防止対策の推進について、金融機関に要請文を発出した（令和2年12月）。 <p>○ 様々な形態の取引への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響等もあって広がりを見せている様々な形態の取引（SNS個人間融資・ファクタリング等）について、多重債務防止等の観点から、政府広報の活用や関係機関との連携を通じた広く一般への注意喚起等を行った。 <p>○ 無登録業者等に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者に対して、問い合わせ等を通じ実態把握を行い、警察当局等と情報を共有する等連携した。また、無登録で金融商品取引業を行っていた者18先に対して、警告書を発出するとともに、これらの業者等について、社名等を金融庁ウェブサイトにおいて公 |
|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|---|---|-----------------|---------------|---|
| | | | | <p>表した。さらに、Twitterにおいて、上記公表内容のほか詐欺的な投資勧誘等に関する情報発信を行うことにより投資者への注意喚起を行った。その他、海外の無登録業者については、必要に応じて海外当局との情報共有を行った。加えて、無登録で金融商品取引業を行っていた者に係る裁判所への申立てを1件実施するとともに、当該事案について公表する際に、一般投資家向けの注意喚起情報を併せて掲載するなど、情報発信を強化した。</p> |
| 6 | <p>【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-1】 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化</p> | <p>相当程度進展あり</p> | <p>引き続き推進</p> | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「課徴金制度関係経費」、「証券取引等監視委員会一般事務費」、「検査等一般事務費」、「証券取引等監視経費（犯則調査経費）」、「証券取引等監視経費（課徴金調査等経費）」、「証券取引等監視経費（証券取引審査経費）」、「デジタルフォレンジック関連システム経費」、「インターネット巡回監視サービス利用経費」、「情報収集・分析態勢強化経費」及び「市場監視総合システム整備経費」の令和3年度予算概算要求（264百万円）を行い、予算措置（244百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和3年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際金融都市の確立（外資系運用会社等の検査の実施に係る体制整備）のための体制整備：統括検査官1名 ○ 金融サービス仲介業者に対する検査体制の整備：特別検査官1名、証券検査官1名 ○ 総合取引所の商品デリバティブ業者に対する検査体制の整備：特別検査官1名、証券検査官2名 ○ 投資一任業者等に対する検査の強化に係る体制整備：証券検査官2名（時限延長） <p><事前分析表></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」及び証券取引等監視委員会が策定した「証券取引等監視委員会中期活動方針（第10期）」（令和2年1月）を踏まえ、新たな測定指標（複数の市場をまたぐ取引の実態把握の実施等）を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」及び証券取引等監視委員会が策定した「証券取引等監視委員会中期活動方針（第10期）」（令和2年1月）を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症への対応 |

| | | | | |
|---|---------------------------------------|------|--------|--|
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・相場操縦等の不正行為等について警戒水準を高めて機動的な市場監視を実施したほか、投資者の不安に乗じた悪質な取引等への対応を行った。 ○ 内外環境を踏まえた情報力の向上 ・問題の未然防止・早期発見につなげるため、様々な金融市場の動向や課題について多面的な分析を行うほか、マクロ的な視点で業種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析を行うなど、フォワードルッキングな市場監視を行った。 ○ 深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査 ・検査の実施・事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた、調査・検査を積極的・機動的に行った。 ・証券モニタリングにおいて、顧客本位の業務運営の定着状況や、コロナ禍におけるマーケット変動時の顧客への勧誘やフォローの状況、ビジネスモデルの変化について確認した。 ・無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、関係機関との情報共有の枠組み等について検討を行う等、連携強化に向けた取組を実施した。 ・複数の市場（取引所・PTS・ダークプール）をまたぐ取引の実態把握を進めた。 ・重大で悪質な事案については、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処した。 ○ 市場規律強化に向けた実効的な取組等 ・自主規制機関や取引所等との意見交換会の実施や証券監督者国際機構（IOSCO）等への参加を通じて当局間の取組や問題意識の共有等を行うなど、国内外の多様な市場関係者との連携の強化や拡大に努めた。 ○ デジタライゼーション対応と戦略的な人材の育成 ・市場監視業務におけるデジタライゼーションを一層推進するため、令和2年7月に新たに「IT戦略室」を設置した。 |
| 7 | 【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-2】 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「有価証券報告書等電子開示システム経費」、「企業財務諸制度調査等経費」、「懲戒処分経費」、「課徴金制度関係経費」、「試験実施経費」及び「公認会計士等検査経費」の令和3年度予算要求（1,507百万円）を行</p> |

| | | |
|---------------------|--|--|
| <p>整備とモニタリングの実施</p> | | <p>い、政府予算に計上（1,348百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の通り令和3年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公認会計士・監査審査会事務局長の充て職の常勤化 ○ 監査の品質の向上に的確に対応するため、公認会計士・監査審査会事務局総務試験課及び審査検査課の新設（総務試験室及び審査検査室の廃止） ○ 監査法人のガバナンス等の検証のための体制整備の強化：公認会計士監査検査官1名 <p><法令・制度の整備・改正></p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の制度等の整備・改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業会計基準委員会において、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等が公表されたことを受け、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」を公布・施行した（令和2年6月）。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、決算・監査業務に従事する者の健康に最大限配慮しつつ、適切な企業情報の開示が行われるようにする観点から、日本公認会計士協会等の関係者をメンバーとする連絡協議会を設置した。本連絡協議会では、企業決算・監査・株主総会などをめぐる課題に関し、現状認識や対応のあり方について共有を図った。 ○ 「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」を踏まえた取組について、実施状況をフォローアップした。 ○ 引き続き開示の好事例を収集し、「記述情報の開示の好事例集2020」を公表（令和2年11月公表、令和3年3月最終追加・公表）するとともに、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」を更新（令和3年3月更新）した。また、有価証券報告書における記述情報の開示の充実に向けた取組として、企業等に対し、WEBセミナーを実施（令和2年4月から3年3月まで）した。 ○ 有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に関する審判手続開始 |
|---------------------|--|--|

| | | | | |
|---|-------------------------------|------|--------|---|
| | | | | <p>の決定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務書類監査において、虚偽証明を行ったことが認められた監査法人1先及び公認会計士2名に対し、行政処分を行った（令和2年11月）。 ○ EDINETのシステム再構築について、内閣官房情報技術（IT）総合戦略室が試行的に実施する技術的対話^{（注）}を経て、一般競争入札により次期システムの構築事業者を決定し、構築作業に着手した。なお、システムの稼働状況については、目標である稼働率99.9%以上（令和2年4月から3年2月末時点まで）を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。 <p>（注）技術的対話とは、発注者と事業者との対話により、発注者が技術提案の改善・再提出を求め、事業者から技術提案の改善、コスト削減案等を提示させる行為であり、これらを一般競争入札の調達手続の中で行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への支援の継続、IFIARにおける議論の国内への還元、一元的な金融監督当局としての知見も活用したIFIARへの積極的な貢献を行うとともに、各国の監査監督当局との一層の連携強化に取り組んだ。 ○ 監査法人等に対するモニタリングについては、新型コロナウイルス感染症による監査業務への影響等を踏まえ柔軟に対応するとともに、内容や実施方法の見直しなどを検討の上、実施した。 ○ 監査法人等の監査品質向上に向け、トップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策への反映状況のほか、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化された態勢が実効的なものとなっているか検証した。また、海外子会社に係るグループ監査の対応状況や、新規に監査契約を締結した監査事務所の監査実施体制を検証した。 ○ 優秀な会計人材確保に向けた取組については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に留意しながら、日程変更を行った令和2年試験を着実に実施した。また、公認会計士試験受験者の裾野をより拡大するため、大学生・高校生向けの講演を実施した。 |
| 8 | 【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-3】 市場の機能強化、インフラの | 目標達成 | 改善・見直し | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム経費」、「ヘルスケアリート等の普及促進のために必要な経費」、「コーポレートガバナンスの推</p> |

| | | | |
|---------------------------------|--|--|--|
| <p>構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p> | | | <p>進に係る事業費」、「英語発信力強化のための経費」、「世界の主要国際金融センター等における競争力強化に係る調査研究等事業費」、「資産運用業の高度化事業経費」及び「国際金融都市の確立に向けた外資系投資運用事業者等の受入れに係る環境整備経費等」の令和3年度予算要求（216百万円）を行い、政府予算に計上（177百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の通り令和3年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 店頭デリバティブ取引報告の取引情報分析及び利活用高度化に必要な体制整備：課長補佐1名、係長1名 ○ 国際金融都市の確立（外資系運用会社等の登録審査及びモニタリングに係る体制整備）のための体制整備：参事官1名、課長補佐2名、係長2名 <p><法令・制度の整備・改正></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、主に以下の制度等の整備・改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年春予定のコーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けて、令和2年10月より、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（金融庁と東京証券取引所を共同事務局として平成27年8月に設置）を再開した。 ○ 令和2年10月から12月にかけて開催した「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論を踏まえ、取締役会の機能発揮と企業の中核人材の多様性（ダイバーシティ）の確保を二つの柱とした意見書（「コロナ後の企業の変革に向けた取締役会の機能発揮及び企業の中核人材の多様性の確保」）を公表した（令和2年12月）。 ○ 令和2年10月から3年3月にかけての「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論を踏まえ、令和3年3月31日にコーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けた案の提示を行った。 ○ 外国清算機関免許制度の例外的取扱を認める、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引等の指定に関し、その適正かつ安定的な運用を確保するための改正政令及び告示を公布・施行した（令和2年6月）。 ○ 令和2年金融商品取引法改正により、店頭デリバテ |
|---------------------------------|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>イブ取引情報報告の報告先が一本化されることを受け、制度詳細を規定する関係内閣府令・告示の改正に係るパブリックコメントの募集を行い（令和2年12月）、その結果を踏まえ同内閣府令・告示を公布した（令和3年3月）。</p> <p>○ 令和2年10月より開始した金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」において、海外の投資運用業者等の受入れに係る制度整備及び外国法人顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制（情報授受規制）の緩和に関する検討を行い、報告書を公表した（令和2年12月）。</p> <p>○ 上記報告書を踏まえ、以下の制度等の整備・改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、地域の活性化等に資する業務の金融機関の業務への追加、国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の創設、預金保険機構が事業の抜本的な見直しを行う金融機関に対して資金を交付する制度の創設等の措置を講ずる必要があることから、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年3月）。 ・外国法人顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制（情報授受規制）の緩和に関する内閣府令改正について、パブリックコメントを開始した（令和3年3月）。 <p>○ 新規に日本に参入する海外の資産運用会社等が提出する登録申請書等について、英語での提出を可能とするため、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を公布・施行した（令和3年1月）。</p> <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、達成すべき目標の見直しを行い、新たな目標（海外プロモーション活動等の取組状況）を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年2月時点でスチュワードシップ・コードを |
|--|--|--|---|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>受け入れている299の機関投資家のうち、企業年金は41基金（令和2年3月時点で35基金であったところ、6基金増加。うち2基金は規約型。）。令和3年2月時点でスチュワードシップ・コードの再改訂を受け入れている263の機関投資家のうち、企業年金は39基金。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」において、令和2年12月に報告書を公表したほか、成長資金の供給のあり方や国内顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制（情報授受規制）等についても検討を進めた。 ○ 投資家の利便性向上や上場会社の持続的な企業価値向上とベンチャー企業の育成に資する市場となるよう、関係者とともに東京証券取引所の市場構造の見直しを進めた^(注1)。 ○ その一環として、東証株価指数（TOPIX）^(注2)について、機関投資家にとって使い勝手がよく、選定される企業にとっても納得感のあるインデックスとなるよう、市場区分とTOPIXの範囲を切り離し、連続性の確保を考慮しつつ、より流動性を重視する方向で企業を選定する等、東証における算出方法の見直しのモニタリングを行った^(注1)。 <p>（注1） こうした取組を踏まえ、東京証券取引所は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年4月の新市場区分への移行に向けた上場維持基準や流通株式定義の見直し等や、 ・ 新たなTOPIXの算出ルール等 <p>についてパブリックコメントを行った（令和2年12月）。</p> <p>（注2） 東京証券取引所市場第一部に上場している全ての日本企業（内国普通株式全銘柄）を対象とした株価指数。昭和43年1月4日を基準日とし、その日の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合取引所における取引商品の更なる拡大などを図るため、関係者への働きかけや取組の支援等を行った。 ○ 大阪取引所は、先物取引に係る祝日取引の開始（令和4年秋以降）を目指しており、金融庁としても同取引所における検討・取組を後押しした。 ○ 証券保管振替機構及び日本証券クリアリング機構（JSCC）では、資本蓄積の状況や利用者還元の観点から、株取引に際しての振替・清算手数料の引下げを検討開始した。これにより、証券保管振替機構では、中 |
|--|--|--|---|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>期経営計画で示していた手数料の引下げを令和3年4月から行うことを決定し、JSCCでも、令和3年3月より利用者との協議を開始した。金融庁としても、同両機関と利用者との対話を促し、手数料見直しに係る検討を後押しした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重要な市場インフラである決済・清算制度について、安定性確保等の観点から見直した外国清算機関免許の適用除外制度においては、同制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局との間で、情報共有枠組みの整備を進めた。 ○ 資産運用会社との間で、各社の運用力強化に向けた取組が顧客利益を最優先する商品組成やファンド管理に繋がっているか等について、経営陣を含めた対話を実施することを通じ、運用高度化に向けた業務運営体制の確立を推進した。 ○ 資産運用業全体のパフォーマンスの「見える化」を推進するため、公募投信に加えて私募投信や一任運用の状況についても調査・分析に取り組んだ。また、国際的にみて我が国における投資が進んでいないVC・PE等のオルタナティブ資産や、我が国の資産運用業におけるSDGs、ESGのあり方等についても幅広く調査に取り組んだ。 ○ 金融業の拠点開設サポートデスクにおいて、海外資産運用業者等から、日本拠点開設に係る法令相談等について、関係自治体等と連携・協力しつつ、的確に対応し、新たに7社の業登録が完了した。 ○ 投資運用業をはじめとした金融商品取引業の登録手続等に関する情報を提供し、金融商品取引業者の新規参入の円滑化を図ることを目的として作成した「投資運用業等登録手続ガイドブック」について、法令改正や英語・ワンストップ対応の取組を踏まえた改訂を行った。 ○ 新規に日本に参入する海外の資産運用会社等に対し、登録から監督までを英語によりワンストップで対応するための「拠点開設サポートオフィス」を、金融庁・財務局合同で令和3年1月12日に立ち上げ、従来「拠点開設サポートデスク」が担っていた機能も引き継がれた。 ○ 日本での拠点開設を検討する海外金融事業者等が参加するセミナーでの講演や各国の在外公館を通じた情報発信に取り組んだ。また、海外当局との会議等を通じ、当庁の取組を紹介し、意見交換を行った。 |
|--|--|--|--|

| | | | | |
|---|--|------|--------|---|
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ LIBORの恒久的な公表停止を見据え、ターム物リスク・フリー・レートが、信頼性の高い代替金利指標として早期に構築されるよう、市場関係者の取組を促した。また、同指標の算出・公表主体におけるガバナンス体制の構築状況を注視していくほか、特定金融指標規制の適用及び欧州域内利用に向けた必要な対応についても、並行して検討した。 ○ TIBORについては、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関による取組をフォローアップした。TIBORの欧州域内利用に関しては、欧州委員会との間で、欧州ベンチマーク規制の第三国ベンチマークに対する猶予期間の延長を踏まえ、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議した。 |
| 9 | <p>【横断的施策1】 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応</p> | 目標達成 | 改善・見直し | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融分野のサイバーセキュリティ対策向上に必要な経費」、「アカデミアとの連携強化に必要な経費」、「ブロックチェーン技術を活用した金融取引に関する共同研究経費」、「Fintechをめぐる戦略的対応経費」、「金融デジタル化の推進にかかる必要経費」及び「技術革新を活用した金融サービス高度化のためのコンソーシアム運営経費」の令和3年度予算要求(220百万円)を行い、政府予算に計上(180百万円)された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和3年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アカデミアとの連携強化のための体制整備：課長補佐1名 ○ データ戦略推進室の設置：室長1名 ○ 金融デジタル化の推進のための体制整備：課長補佐1名 ○ 金融サービス仲介業の監督：室長1名、係長1名 <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、測定指標の見直しを行い、一部について、①FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブ、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブで受け付けた相談への対応状況②銀行と電子決済等代行業者の間の接続についてのAPI方式への移行のフォローアップ状況③金融商品販売法等改正法の施行に向けた取組のとおりに修正した。</p> <p>また、新たな測定指標(①決済システムの高度化・効率化の検討状況②クロスボーダー送金の高度化への取組③</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>金融業界における書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直し状況④アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための取組) の設定を行った。</p> <p>なお、評価結果を踏まえ、以下の測定指標については削除した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結義務に係る猶予期間が終了したため、測定指標(「平成29年改正銀行法に係る取組」)を削除した。 ○ XML電文に対応した全銀システムの初期における円滑な稼働が確認されたため、測定指標(「XML電文に対応した全銀システム」)を削除した。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、以下の取組を実施した。</p> <p>① デジタライゼーションの加速的な進展への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関を含む事業者が利便性の高いサービスを創出できるよう、FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブの機能をFinTech Innovation Hubに統合した上で、フィンテックに係る最新の技術・ビジネスの動向を把握しつつ、事業者の相談等にオンライン面談等を通じて対応するなど、規制・技術上の課題等を適切に把握して一体的に支援した。 ○ 金融機関におけるITシステムの効率化・高度化を推進するため、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを活用し、基幹系システムに係る先進的な取組を後押しした。 ○ BGIN (Blockchain Governance Initiative Network) 等への貢献等を通じて、分散型金融システムのガバナンスに関する議論を主導した。 ○ FIN/SUM等を通じて、デジタル化が進展する中での新たな技術に基づく金融サービスのあり方等に関する金融機関、スタートアップ、技術者、研究者等の議論を主導した。 ○ 環境変化に伴うサイバーセキュリティを含む新たなシステム上のリスクについて、積極的に情報収集を行い、必要に応じ注意喚起を行った。 ○ 地域金融機関に対して、各協会とも連携し、脆弱性診断等の実効性向上への取組の定着を図るとともに、サイバーセキュリティ対策の取組に進展が見られる先との意見交換を通じて、プラクティスを収集し、好事例を還元することにより、より一層の取組を |
|--|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>促した。大手金融機関に対しては、定期的な対話を通じて、グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理の高度化やTLPT（Threat-Led Penetration Test（脅威ベースのペネトレーションテスト））の実効性向上を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サイバー演習について、前回（令和元年10月）の演習で対応が概ねできていた業態については、更なる高度化に向けて、シナリオに対して組織内での深度ある議論が必要な形式を新たに取り入れて演習を実施（令和2年10月）した。 ○ 大規模なサイバーインシデントの発生を想定したG7での合同演習を踏まえた事後対応（G7当局間の連携手順の改善等）などの国際的議論に積極的に貢献した。 ○ 令和元年度に対話を行った一部業態については、デジタル技術の活用により新たな形での顧客課題の解決を図るITガバナンスの発揮に向け、経営戦略に沿って機動的に対応できるITシステムをどう実現するか課題について、深度ある対話を実施した。また、それ以外の業態においては、アンケートや対話を実施し、それぞれの取組を通じて得られた事例等を事例集に反映した。 ○ 次世代システム等への移行を検討している金融機関について、ITシステムの事業への利活用のあり方や、組織・リソース等について深度ある対話を行った。 ○ 令和元年度の対話の中で明らかになった地域銀行の共同センターに関する課題を踏まえ、基幹系システムのスイッチングコスト低減の可能性等について、庁内外の関係者での議論・研究を継続している。 ○ スマートフォンを顧客チャネルとし、柔軟かつ迅速な商品サービスの開発・提供を企図し勘定系システムをパブリッククラウド上に構築するなど、デジタル技術を活用した利便性の高いサービスの提供を目指す新銀行に対し銀行免許を付与した。 ○ 内国為替取引に係る銀行間手数料について、コストを反映した適切な水準に見直されるよう、関係者に対して対応を促した。令和3年3月に、全銀ネットが管理・運営する新たなスキーム（内国為替制度運営費）に移行した上で、手数料水準を引き下げることが決定された（令和3年10月実施予定）。また、全銀ネットのガバナンスや透明性の向上に向けた具体的対応 |
|--|--|--|---|

| | | | | |
|----|--------------------------------------|------|------------|---|
| | | | | <p>策が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」(事務局全銀ネット)における議論に参画した。令和3年1月に取りまとめられた報告書で以下の方向性が示された。 <ul style="list-style-type: none"> ・都市銀行5行による小口決済インフラ構想について、令和3年度早期の稼働を目指して検討を進めるとともに、並行して、次期全銀システム更改も視野に、中長期的な観点から継続的に検討する。 ・全銀システムへの参加資格について、令和3年度中を目途に、資金移動業者にも拡大することが望ましい。 ○ 多頻度小口で送金する利用者の利便性向上の観点から、銀行界との意見交換の場で、料金体系の多様化を促した。 ○ クロスボーダー送金の改善に係るG20向け報告書(令和2年4月に第一次報告書、7月に第二次報告書、10月に第三次報告書をG20に提出)を作成するなかで、国際的な議論に積極的に参画・貢献した。 ○ 金融機関における口座開廃、融資の申込み等、種々の金融関連手続について、金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を設け、各種手続の電子化状況の把握と電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を進め、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進した。 ○ 銀行と電子決済等代行業者の間の接続について、API方式への移行をフォローアップした。 ○ 中央銀行デジタル通貨について、財務省とも連携しつつ、日本銀行の検討に貢献した。 <p>② 金融技術の発展を受けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融行政上の重要な諸課題に係る分析・研究を通じて、学術研究の発展に貢献したとともに、金融行政の高度化につなげた。 |
| 10 | 【横断的施策2】 業務継続体制の 確立と災害への 対応 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費」及び「被害者支援策に係る周知広報等に必要な経費」の令和3年度予算要求(36百万円)を行い、政府予算に計上された。</p> <p>※復興庁において一括計上された分を含む。</p> <p><定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和3年度定員要求を</p> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関の危機管理体制強化のための体制整備（時限撤廃）：課長補佐1名、係長1名 <p><法令・制度の整備・改正></p> <p>以下の関係法令の整備を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期する必要があることから、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和2年6月公布、同年8月施行）。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府防災訓練への参加に加え、金融庁業務継続計画の実効性を検証・確認するために、職員の安否確認訓練、参集訓練、及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練等を関係機関と連携して実施した。 ○ 金融業界全体として横断的に業務継続体制の確保を図るため、金融機関等と合同で訓練を実施したほか、金融機関等の業務継続計画の整備状況等について、アンケート等を通じて検証した。 ○ 令和2年7月豪雨、令和3年福島県沖を震源とする地震による災害等に対して、日本銀行と連携し、金融機関に対して「金融上の措置」の要請を実施。また、必要に応じて、復旧・復興に向けた自然災害ガイドラインの説明会の開催、金融機関における被災者支援の取組のフォローアップを実施し、被災者へのきめ細かな支援を促進した。 ○ 新型コロナウイルス感染症への対応として、引き続き、金融庁業務継続計画を踏まえ、職員の感染防止に努めるとともに、緊急事態宣言を踏まえ、金融機関に対し、感染拡大防止に努めつつ、必要業務の継続について適切に対応するよう要請した。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務の返済が困難となるなど、法的整理の要件に該当する個人や個人事業主に対する新たな債務整理の枠組みとして『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』を策定し、本特則のリーフレットを用いた周知を |
|--|--|--|---|

| | | | | |
|----|---------------------------|------|------------|---|
| | | | | 実施した。 |
| 11 | 【横断的施策3】 その他の横断的 施策 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「アジア等の金融インフラ整備支援事業」、「グローバル金融連携センター経費」、「気候変動リスクをはじめとする新たなリスクへの対応に必要な経費」、「国際開発金融機関協力経費」及び「新興国を対象にした金融行政研修に必要な経費」の令和3年度予算要求（372百万円）を行い、政府予算に計上（339百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和3年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SDGs推進室の設置：室長1名 ○ 持続可能な開発目標（SDGs）の推進のための体制整備：課長補佐1名 ○ 国際的なデータ政策及び経済連携協定交渉に必要な体制整備：課長補佐1名、係長1名 ○ マネロン・テロ資金供与対策に関する金融機関の管理態勢強化に向けた体制整備：マネーローダリング・テロ資金供与対策企画室長1名、課長補佐1名、係長1名 ○ 行政手続のオンライン化の推進に向けた体制整備：課長補佐1名 <p><法令・制度の整備・改正></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、以下の法令等の整備・改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年2月、金融機関の実効的な体制整備を図る観点から「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正した。また、本改正に合わせて、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を策定し金融機関に求める体制の明確化を行った。 ○ 国民や事業者等に対して押印を求めている手続の押印の廃止のため、「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の公布・施行を行った。 <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、測定指標（世界共通の課題の解決への貢献）の見直しを行い、新たな測定指標（①国際的に協調した対応②世界共通の課題への対応、国際的な議論への貢献）を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、以下の取組を実施した。</p> <p>① 国際的に協調した対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ危機の当初より、金融安定理事会（FSB）での各国の協調を目的とした議論に参加し、FSB5原則の策定に貢献した。その後、当庁長官が議長を務める規制監督上の協調（Supervisory and Regulatory Cooperation）に係る常設委員会において各国のコロナ対応に係る情報共有を行うとともに、各国コロナ対応政策の効果の分析やストレステストの活用方法に関する議論を主導し、それらの結果を盛り込んだ報告書がG20に提出された。 ○ 欧州当局（欧州・単一破綻処理委員会、欧州委員会、欧州中央銀行）と日本当局（金融庁、日本銀行、預金保険機構）の間でのワークショップ開催（令和3年2月）等を通じ、海外の危機対応関係当局との連携を強化した。 ○ 金融庁は、FATF コンタクト・グループの共同議長として、暗号資産に関する新たなFATF基準のグローバルな実施状況についてのレビュー報告書及びいわゆるステーブルコインに関するG20へのFATF報告書（共に令和2年7月公表）の作成・取り纏め等において主導的な役割を果たした。 <p>② 世界共通の課題への対応、国際的な議論への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カーボンニュートラルの実現を念頭に、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要との考えに立ち、金融庁にサステナブル・ファイナンス有識者会議を設置し、日本におけるサステナブル・ファイナンスの課題や対応案について幅広くご議論いただいた。また低炭素化・脱炭素化に向けたトランジションの重要性を踏まえ、経済産業省・環境省と共にトランジション・ファイナンス環境整備検討会を設置し、トランジション・ファイナンスに関する基本方針の策定に向けて意見交換を行った。 ○ 中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家間の建設的な対話を促す観点から、TCFDコンソーシアム等を通じてTCFD提言に沿った開示に関する民間の自主的な取組を推進するとともに、「記述情報の開示の好事例集」の改訂に際し、ESGに関する開示の好事例を含めて公表する等の取組を進めた。 ○ 金融機関との間で、金融システムの安定性維持の観点から気候変動リスクの管理等に関する課題等に |
|--|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>ついて対話を行った。また、上記有識者会議において金融機関によるサステナブル・ファイナンスの推進について議論した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）や、FSB及び各基準設定主体における関連部会への参加を通じ、サステナブル・ファイナンスに関する国際的な議論に貢献。令和2年11月には、サステナブル・ファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF）へ参加し、日本のサステナブル・ファイナンスに関する取組や考え方を国際的に発信した。 ○ 金融機関等のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の高度化に向け、実態調査結果等を活用して当局側のリスクベース・アプローチの実効性向上を図りつつ、効率的なモニタリングを実施した。また、資金移動業者や新しい業態についてもオンサイト・オフサイトを組み合わせてモニタリングを実施した。業界団体とも連携しつつ、金融機関等に対して、丁寧な顧客対応にも配慮するよう文書等で要請した。 ○ AIを活用したシステムを構築し、各金融機関が共同利用することによりマネロン・テロ資金供与対策の高度化・効率化を検証する政府の実証事業について、関係者の支援を行った。また、金融機関との意見交換会やマネロン対応高度化官民連絡会等を通じて、官民の連携を図った。 <p>③ 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バーチャルなコミュニケーションも活用した海外当局との意見交換（日EU合同金融規制フォーラム（令和2年11月）、金融庁・全米保険監督官協会（NAIC）定期会合（令和2年12月）等）や監督協力に関する覚書の締結（イタリア中央銀行およびイタリア国家証券委員会（CONSOB）（令和2年12月）、欧州保険・企業年金監督機構（EIOPA）（令和3年2月）等）も通じ、当局間の協力を強化した。 ○ 日中証券市場協力の一環として、日本・中国の金融当局、市場関係者による「第2回日中資本市場フォーラム」をオンラインで開催した。また、我が国金融機関による中国市場参入が進展（債券決済代理人資格付与の実現（令和2年6月）、我が国証券会社の中国市場進出の進展（令和2年8月）等）したほか、我が国の金融協力のプラットフォームとして官民が一堂に会 |
|--|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>する「中国金融研究会（第5回）」をオンライン開催（令和2年10月）した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対ミャンマー支援に関して、保険分野では令和2年10月に再保険事業が自由化され、日系社含む民間の保険会社に開放されたほか、3年1月には自動車保険の料率・約款の改定について、当局より予備認可が付与された。証券分野では、2年5月に上場6社目が誕生し、9月には、未上場企業が比較的簡素な手続きによって登録可能な「上場準備市場」設立に向け、当局から認可が付与された。 ○ グローバル金融連携センター（GLOPAC）については、対面研修からバーチャル型研修に進化させるとともに、金融庁ウェブサイトのGLOPAC特集ページを改良し、コロナ禍にあっても引き続き知日派の育成に努めた。また、全卒業生を対象としたバーチャル・フォローアップ特別講義やGLOPACの期（グループ）・地域ごとにバーチャル・アルムナイ・フォーラムを開催するなどしてネットワークを改めて強化した。 <p>④ 規制・制度改革等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従来の書面・押印・対面を前提とした慣行の見直しにおいては、金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を令和2年6月に立ち上げた。令和2年中に9回開催し、各種手続きの電子化状況の把握や電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を行い、同年12月に、銀行・証券・生保・損保の各業態の主要な手続き局面ごとに現状や課題、対応方針に関する論点の取りまとめを行った。 <p>⑤ 事前確認制度の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続について、照会窓口及び担当課室の一層の連携（情報共有・進捗状況の管理等）により、照会の受理から回答までの処理期間の短縮を図った。 <p>⑥ 金融行政におけるITの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当庁におけるIT戦略（中長期計画）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・2年3月に策定した「金融庁デジタル・ガバナメント中長期計画」に基づき、業務におけるデジタル技術の活用や価値を生み出すITガバナンスの強化に取り組んだ。また、情報セキュリティ対策の推進について、技術的な対策の多重化や多層化を行うとともに、職員に対する訓練や教育を行う等、情報セキュ |
|--|--|--|---|

| | | | | |
|----|---|----------|--------|---|
| | | | | <p>リテイ対策の向上等を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融庁の行政手続きの電子化 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等から受け付ける申請・届出等について、適切なオンライン化のあり方を検討した上で、全ての手続きについてオンラインでの提出が可能となるように、令和2年度中にシステムの整備及び制度面での対応を行った（令和3年度中に運用を開始する予定）。特に押印については、法令の根拠のないものについては令和2年中に廃止し、＜法令・制度の整備・改正＞に記載のとおり、法令の根拠のあるものについても、その必要性を再検証し、同年中に廃止した。 ○ 利用者利便の向上やオンライン化を促進する観点から、金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、金融機関からの改善要望等への対処策の検討や、モニタリング従事者の業務実態を把握し、真に必要なシステムの機能やその最適な解決策の議論を深めるなど、次期システム更改に向けた要件等の検討を進めた。 ⑦ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 許認可等の審査プロセスについては、金融庁・各財務局等が連携し、積極的に情報共有をはかるとともに、審査における当局側の問題意識を早めに申請者に伝達し、また登録までの時間軸の認識を申請者との間で共有するなど、審査の迅速化等に取り組んだ。また、金融庁・各財務局等において、アンケート結果等を踏まえた窓口対応の改善等に取り組むとともに、令和2事務年度においても引き続きアンケートを行った。 ○ 規制改革推進会議での議論を踏まえ、保険募集人等の営業活動において旧姓をより使いやすくするため、必要な制度改正を進めるとともに、金融庁及び金融業界におけるシステム改修等についても対応した。 |
| 12 | <p>【金融庁の行政運営・組織の改革施策1】 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><事前分析表></p> <p>評価結果及び「行政方針」を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな測定指標「金融庁Twitter（日本語版アカウント、英語版アカウント）のフォロワー数、ツイート（発信）回数、いいね数、リツイート数」及び「財務局の金融行政担当部局との一体化の推進」を設定 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 測定指標「外部有識者を交えた職員による自主的な政策提案の枠組み（政策オープンラボ）の実施」を削除した。 ○ 測定指標「第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価の実施」を見直し、新たな測定指標「第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施」を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ガバナンスの改善 <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価有識者会議を実施し、金融行政として取り組むべき重要な課題等について議論を行った。 ・検査・監督等の金融行政の質の向上の観点から、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施した。また、金融庁・財務局職員を対象とした職員アンケートによる自己評価を実施した。 ○ 金融行政に関する情報発信の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方々が、金融庁の資金繰り支援等の取組に関する情報を容易に入手できるよう、LINEの金融庁公式アカウントを新規開設（令和2年5月）して情報掲載するなど、SNSを積極的に活用した情報発信を行ったほか、YouTubeにおいて、中小企業事業者や個人事業主を主な対象とした動画広告の配信を行った（令和2年6月）。また、政府広報と連携し、民間金融機関による資金繰り支援に関するインターネットバナー広告や新聞突出し広告、テレビCMを活用して情報発信を行った（令和2年4月以降随時）。 ・タイムリーかつより幅広い層へ情報発信を行う観点から、金融庁Twitter（日本語版アカウント、英語版アカウント）における発信を強化し、日英で計1,062回のツイートを行った。 ○ 総合政策機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2事務年度の金融行政における重点課題に対していかなる方針で金融行政を行っていくかを取りまとめ、「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」を策定した（令和2年8月）。 |
|--|--|--|--|

| | | | | |
|----|----------------|----------|--------|--|
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融技術の発展を受けた対応 <ul style="list-style-type: none"> ① 研究成果の庁内へのフィードバック <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月以降、研究官等による研究成果をまとめ、ウェブサイト上に掲載した14本のディスカッションペーパーについて、研究者による論文発表や、庁内関係者からコメントを得ることなどを通じて、行政と研究者の交流を行った。 ② 学術研究との架け橋となり、庁内外との相互交流の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月以降、新型コロナウイルスの影響により開催を見送った時期もあったが、金融をはじめ様々な分野の実務家や研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会（通称「昼休み講演会（金曜ランチョン）」）を、計13回（通算では442回）開催（職員の参加者数は最大477名、平均約125名）。オンラインでの配信を行うなど、十分な新型コロナウイルス対策を行った上で、会議参加者と講演者が活発な質疑応答を行った。 ・令和2年4月以降、新型コロナウイルスの影響により開催を見送った時期もあったが、アカデミズム等の金融に関する有識者が最先端の研究内容を発表し、職員等との議論を通じて金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とした勉強会（金融経済学勉強会）を、オンラインでの配信を行うなど、十分な新型コロナウイルス対策を行った上で、庁内にて計7回開催した。・学術的成果の金融行政への更なる活用を目的として、アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための環境整備を進めた。 ○ 財務局の金融行政担当部局との一体化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「行政方針」を踏まえ、金融庁幹部会への財務局長の参加や財務局理財部長とのテレビ会議など、オンライン会議等の積極的な活用により、金融庁と財務局のコミュニケーションの頻度を高めさらに充実させた。また、金融サービス仲介法制に係る監督体制の整備や「拠点開設サポートオフィス」の財務局との共同開設など、政策の企画立案及び執行プロセスにおいて、財務局との協働を更に推進した。 |
| 13 | 【金融庁の行政運営・組織の改 | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <その他の反映状況> 評価結果のほか、「行政方針」等を踏まえ、主に以下の |

| | | | | |
|----|---|------|--------|--|
| | <p>革施策2】 検査・監督の見直し</p> | | | <p>取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年7月に「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」を更新した。 ○ 令和2年7月に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。 ○ 令和2年6月に「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート」を公表した。 ○ 令和2年6月に「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を公表した。 ○ 令和2年6月に「金融分野のサイバーセキュリティレポート」を公表した。また、検査・監督等の金融行政の質の向上のため、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による外部評価を実施し、令和2年6月に、「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」報告書等を公表した。 <p>加えて、金融庁と日本銀行は、令和2年11月に「金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けたタスクフォース」を設置し、より質の高いモニタリングの実施と金融機関の負担軽減を図る観点から議論を進めるなど、更なる連携強化に向けて取り組んでいる。</p> |
| 14 | <p>【金融庁の行政運営・組織の改革施策3】 金融行政を担う人材育成等</p> | 目標達成 | 改善・見直し | <p><事前分析表></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな測定指標（職員による主体的な取組を支える環境整備）を設定し、それと前回の測定指標（職員が「自分の仕事を誰にも見てもらえていない」と感じることなく、双方向の活発なコミュニケーションが図られる環境整備のほか、職員のキャリア形成や成長支援の実施状況）を統合した。 ○ 新たな測定指標（マネジメントを意識した施策の実施状況）を設定し、それと前回の測定指標（職員の多面的な人事評価の実施・活用状況）を統合した。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 課室での「グループ化」によるコミュニケーションの活性化、「政策オープンラボ」や「庁内ポータルサイト」による職員の自発的な参加の機会の拡大など、職員による主体的な取組を支える環境整備を進めた。 ○ 幹部・課室長がマネジメントの方針・考え方を部下職員と共有し、その状況を事後的に検証（職員満 |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | <p>足度調査や360度評価)する取組を進めた。さらに、「グループ長」のマネジメントの意識を高める取組を行った。</p> <p>○ テレワークや外部とのオンライン会議等の積極的な活用の定着を図った。</p> |
|--|--|--|--|---|

表4 規制を対象として評価を実施した政策（令和2年6月10日、7月17日、11月30日、令和3年3月31日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------------------------|-----------------|--------|---|
| 1 | 新規上場に伴う負担の軽減 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 2 | 金融指標に関する規制の枠組みの整備 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 3 | 金融商品取引所の業務の追加 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 4 | 大量保有報告制度の見直し | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 5 | 海外展開に係る規制緩和 | 必要性が認められる。 | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 6 | 保険仲立人に対する規制緩和 | 必要性及び有効性が認められる。 | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 7 | 実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和 | 必要性及び有効性が認められる。 | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 8 | グループ会社間等の貸付けに係る貸金業規制の | 必要性及び有効性が認めら | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |

| | | | | |
|--|--------|-----|--|--|
| | 適用の見直し | れる。 | | |
|--|--------|-----|--|--|

表5 租税特別措置等を対象として評価を実施した施策（令和2年9月30日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/fsa.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---|----------------|--------|---|
| 1 | 生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <p><引き続き推進></p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例については、租税特別措置法上に存置されている。</p> |
| 2 | 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <p><引き続き推進></p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、特定投資信託に係る受託法人の課税の特例については、租税特別措置法上に存置されている。</p> |
| 3 | 特定目的会社に係る課税の特例 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <p><引き続き推進></p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、特定目的会社に係る課税の特例については、租税特別措置法上に存置されている。</p> |
| 4 | 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <p><引き続き推進></p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、特定目的信託に係る受託法人の課税の特例については、租税特別措置法上に存置されている。</p> |

消費者庁

消費者庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した政策 (令和3年3月4日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/caa.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|---|
| 1 | 特定商取引分野及び預託等取引分野における規制評価(消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案) | <p><制度改正></p> <p>①特定商取引法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信販売における表示義務等の強化、通信販売の契約解除時の不実告知の禁止 行政処分に係る執行権限の拡充(業務禁止命令の対象範囲拡大、立入検査対象の拡大等) <p>②特定商品等の預託等取引契約に関する法律(以下「預託法」という。)の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定商品制の撤廃 販売預託の原則禁止 預託等取引に係る規定整備 <p>等を内容とする「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(令和3年3月提出)。</p> |

(事後評価)

表2 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和2年8月27日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/caa_h24.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------------------------------|---------|--------|--|
| 1 | 【施策(1)】 消費者政策の企画・立案・推進及び調整 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット消費者取引に関する実態調査を実施するため、令和3年度概算要求(13百万円)を行った。(令和2年度予算額:6百万円、令和3年度予算案額:13百万円) 消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、令和3年度概算要求(26百万円)を行った。(令和2年度予算額:27百万円、令和3年度予算案額:27百万円) 消費者行政の総合的調整対応を継続的に推進するため、令和3年度概算要求(16百万円)を行った。(令和2年度予算額:16百万円、令和3年度予算案額:16百万円) 消費者行政の国際化を継続的に推進するため、令和3年度概算要求(208百万円)を行った。(令和2年度予算額:115 |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>百万円、令和3年度予算案額：106百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS を活用した消費生活相談の実現可能性を検討するため、令和3年度概算要求（35百万円）を行った。（令和2年度予算額：27百万円、令和3年度予算案額：30百万円） <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際・研究業務と調査業務の連携強化に向けた体制整備のため、令和3年度機構要求において参事官の新設を要求。 ・ 国際連携に係る業務実施のため、令和3年度定員要求において定員の時限延長（課長補佐クラス1名）を要求。 ・ 研究業務に係る業務実施のため、令和3年度定員要求において定員（課長補佐クラス1名、係長クラス2名）を要求。 ・ 消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、令和3年度において定員の時限延長（課長補佐級2名、係長級4名）を要求。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 測定指標を見直し、指標数を7から5に変更するとともに具体的な事項については参考値として記載する形式に変更。また、測定指標ごとの目標についても、より具体的な記載に変更。 ・ 達成手段については、予算事業と関連付けて端的に示すために、行政事業レビューとも整合する形で構成を変更。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「インターネット消費者取引連絡会」を開催。（令和2年4月～令和3年2月の期間に3回開催） ・ 消費者政策担当課長会議を開催。（令和2年11月） ・ 消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づき、社名公表を伴う注意喚起を実施。（令和2年4月～令和3年1月の期間で注意喚起を27件実施） ・ 令和2年7月豪雨等の大規模災害発生後に注意喚起・情報提供（財産分野関係）を実施。（令和2年7月公表以降、随時実施） ・ 金融庁・警察庁等と共同で、身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた銀行口座からの不正な出金に関する注意喚起を実施。（令和2年10月） ・ 携帯料金プランに関する注意喚起を実施。（令和2年12月以降随時更新） ・ 消費者行政新未来創造オフィス（現・新未来創造戦略本部）において、徳島県及び広島市の協力のもと、SNS相談に関する実証実験を実施。 |
|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|---|---|----------------------|--------------------|--|
| 2 | <p>【施策 (2)】 消費生活に関する制度の企画・立案・推進</p> | <p>相当程度 進展あり</p> | <p>引き続き 推進</p> | <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、令和3年度概算要求(130百万円)を行った。(令和2年度予算額:68百万円、令和3年度予算案額:60百万円) 公益通報者保護の推進のため、令和3年度概算要求(84百万円)を行った。(令和2年度予算額:62百万円、令和3年度予算案額:81百万円) <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 公益通報者保護法改正法の施行準備のため、令和3年度機構要求において1名(企画官(公益通報者保護制度担当))を要求。 公益通報者保護法改正法の施行準備のため、令和3年度定員要求において4名(課長補佐クラス2名、係長クラス2名)の増員を要求。 <p><制度改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者契約法(平成12年法律第61号)について、衆参両院の委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、平成31年2月から「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」において、法制的・法技術的な観点から民法、商法、民事手続法及び経済学の研究者による検討が行われ、令和元年9月に研究会報告書が取りまとめられた。同報告書については、同年10月上旬まで意見募集を実施し、同年12月に結果を公表した。また、上記の報告書を踏まえつつ、令和元年12月から「消費者契約に関する検討会」において、実効性の確保や実務への影響の観点から、消費者団体・事業者団体の関係者を含めて検討が行われているところである。 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)について、事業者に対する通報対応体制整備の義務付け等を内容とする公益通報者保護法の一部を改正する法律案が第201回国会で成立した(令和2年6月)。「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会」を開催(令和2年10月)し、通報対応体制整備に関する指針の内容の検討を行っており、引き続き、公益通報者保護法改正法の円滑な施行に向けて指針の策定等に取り組む。 消費者団体訴訟制度について、消費者裁判手続特例法(平成25年法律第96号)の附則等を踏まえ、令和3年3月から「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」において、民法、民事手続法、法哲学及び法社会学の研究者、並びに、消費者団体・事業者団体の関係者を含めて検討が行われている |
|---|---|----------------------|--------------------|--|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>ところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタルプラットフォームを利用した取引について、令和元年12月から「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」において検討を行い、令和3年1月に報告書を取りまとめた。それを踏まえ、消費者庁では法案の検討を行い、令和3年3月5日に「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者取引の保護に関する法律案」を、国会に提出した。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 全体として、「施策の概要」と「達成すべき目標」を令和2年度の施策内容に沿うように修正した。 測定指標「消費者契約法の認知度」の「目標」について目標の内容を変更し、目標年度、目標数値を新たに設定した（目標年度：令和6年度、目標数値：50%）。 測定指標「大企業労働者及び中小企業労働者における公益通報者保護法の認知度」の「目標」について、目標年度、目標数値を新たに設定した（目標年度：令和6年度、目標数値：大企業労働者における法の認知度：65%、中小企業労働者における法の認知度：55%）。 測定指標「市区町村及び中小企業の内部通報窓口の設置率」の「目標」について、目標年度、目標数値を新たに設定した（目標年度：令和6年度、目標数値：市区町村の内部通報窓口の設置率：75%、中小企業の内部通報窓口の設置率：55%）。 測定指標「内部通報制度に関する認証取得事業者数」の「目標」について、目標年度を新たに設定した（目標年度：令和6年度）。 測定指標「消費者団体訴訟制度及び適格消費者団体・特定適格消費者団体の認知度」の「目標」について、目標年度、目標数値を新たに設定した（目標年度：令和6年度、目標数値：消費者団体訴訟制度の認知度：40%、適格消費者団体の認知度：30%、特定適格消費者団体の認知度：25%）。 測定指標「適格消費者団体と差止請求の相手方との間で一定の結論が得られた件数」の「目標」について、目標年度を新たに設定した（目標年度：令和2年度）。 達成手段に「デジタル・プラットフォームを介した取引における消費者利益の確保」を追加した。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者契約法の周知広報のため、リーフレットの消費生活センターや大学等の関係機関への送付や消費生活相談員 |
|--|--|--|---|

| | | | | |
|---|--|--------------|------------|---|
| | | | | <p>等を対象とする研修会への講師派遣を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者保護制度について各種団体への講師を派遣するなど、周知・啓発に努めている。また、従来の公益通報者保護制度相談ダイヤルを拡充する一元的相談窓口を設置（令和3年3月）し、従来の法律に関する相談の他公益通報に係る教示先の特定が難しい事案に関する相談対応等を開始した。 |
| 3 | <p>【施策（3）】 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進</p> | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費として、令和3年度概算要求（208百万円）を行った。 （令和2年度予算額：119百万円、令和3年度予算案額：151百万円） <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減の推進に係る体制整備のため、令和3年度定員要求において1名（課長補佐クラス1名）の時限延長を要求。 ・成年年齢引下げに向けた若年者への消費者教育のため、令和3年度定員要求において1名（係長クラス1名）の増員を要求。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の概要、達成すべき目標、達成手段について、行政事業レビューとも整合する形で構成を変更。 ・消費者庁政策評価有識者懇談会等の指摘を踏まえ、主要な課題に対して政策効果を測ることができるよう、全体として測定指標を重点化。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育に関する施策については、令和2年度取組として、消費者教育推進会議の下に設置した「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」において、都道府県、指定都市及び中核市における計画・協議会の内容等に係る調査や、地方公共団体等の消費者教育取組に関するヒアリングを行うなどし、取りまとめを行った。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うデジタル化の加速化も踏まえ、消費者教育推進会議の下に「社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会」を設置、開催している。 <p>令和3年度は成年年齢引下げまで残すところ1年間であることから、「社会への扉」等の活用実績等を踏まえ、引き続きアクションプランに基づく実践的な消費者教育を実施</p> |

| | | | | |
|---|-----------------------|--------------|------------|---|
| | | | | <p>するとともに更なる周知・啓発を実施予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 普及・啓発に関する施策については、令和2年度の取組として、特設サイトの開設、新たな啓発資料の作成や各種イベント等への積極的な参画等、情報発信の強化を行った。令和3年度も引き続き情報発信を強化予定。 食品ロスの削減に関する施策については、令和2年度の取組として、「食品ロス削減推進大賞」や「賞味期限」の愛称・通称コンテスト」及び「私の食品ロス削減スローガン&フォトコンテスト」などの優良事例の表彰を新たに実施したほか、地方の基本方針策定の支援として地方自治体への説明会を実施した。 <p>令和2年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」も踏まえ、国民運動としての食品ロス削減に向けて、令和3年度は消費者等への普及啓発のための人材育成や先進的な事例・優良事例等の全国展開などを実施予定。</p> |
| 4 | 【施策(4)】 地方消費者行政の推進 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方消費者行政の推進に必要な経費として、令和3年度概算要求(3,749百万円)を行った。(令和2年度予算額:2,364百万円、令和3年度予算案額:2,228百万円) 復興特別会計において、地方消費者行政推進に必要な経費として、令和3年度概算要求(298百万円)を行った。(令和2年度予算額:374百万円、令和3年度予算案額:298百万円) 令和2年度補正予算において、「地方消費者行政強化交付金」を1,601百万円措置。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談業務のデジタル化・機能向上を戦略的に進めるため、令和3年度定員要求において増員(課長補佐クラス1名、係長クラス1名)を要求。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標について、第4期消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)や「地方消費者行政強化作戦2020(令和2年4月1日)」等を受け、より施策効果を適切に反映する指標へ変更。 達成手段について、より事業の効果を正確に把握するため項目を細分化したほか、令和2年度から実施された「地方モデル事業」等を新たに位置付け。 分かりやすさの観点から、参考指標を整理し、特に重要な測定指標に絞って重点化。 |

| | | | | |
|---|--------------------------------------|----------------------|--------------------|---|
| | | | | <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政強化交付金の活用等により、相談体制の充実等、地方公共団体における取組を支援。 ・各市区町村に設置されている消費生活センターを含む消費生活相談窓口における在留外国人の国内での消費活動に係る相談体制の強化に努めている。 ・第4期消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充することを目指して、「地方消費者行政強化作戦」(平成27年3月24日付け消教地第117号)を改定し、「地方消費者行政強化作戦2020」として定めた。(令和2年4月1日) ・消費者ホットライン188及び相談窓口の認知度向上に向けて、全国10都市でのバス車内広告の掲示、PR動画及びバナーを活用したSNSやウェブサイトへの広告配信を実施。併せて消費生活センターの取組を紹介するリーフレット等を作成。 ・地方公共団体の首長等へ直接的に働きかけるなどにより改正消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置を促進。また、消費者行政新未来創造プロジェクトとして、徳島県内の全市町村において同協議会の設置を達成し、更なる取組の充実・強化に向け、支援を実施。 |
| 5 | <p>【施策(5)】 消費者の安全確保のための施策の推進</p> | <p>相当程度 進展あり</p> | <p>引き続き 推進</p> | <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法等に基づき集約される生命・身体に係る消費者事故等への対応を継続的に推進するため、令和3年度概算要求(98百万円)を行った。(令和2年度予算額:112百万円、令和3年度予算案額:91百万円) ・リコール情報の周知強化による事故の再発防止対策の推進のため、令和3年度概算要求(7百万円)を行った。(令和2年度予算額:9百万円、令和3年度予算案額:5百万円) ・消費者に対して食品中の放射性物質等に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進を図る施策を推進するため、令和3年度概算要求(42百万円)を行った。(令和2年度予算額:28百万円、令和3年度予算案額:42百万円) ・消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施のため、令和3年度概算要求(103百万円)を行った。(令和2年度予算額:90百万円、令和3年度予算案額:89百万円) <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全に係るリスクコミュニケーションに引き続き取り組むため、令和3年度定員要求において課長補佐級3名、係長級1名を要求。(時限延長) |

| | | | | |
|---|-----------------------|------|--------|---|
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・事故調査の質の向上・迅速化のため、令和3年度定員要求において係長級1名を要求。(時限延長) ・コロナ禍に係る事故調査の対応のため、令和3年度定員要求において課長補佐クラス1名、係長クラス1名の増員を要求。(新規) <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の政策評価を踏まえ、「測定指標」及び「目標」を全体としてアウトカムの要素を含むものに変更した。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関等から生命・身体被害に係る消費者事故等の情報を集約し、消費者への注意喚起の記者公表を適切に実施。(令和2年4月～令和3年1月末の間に注意喚起を14回実施) ・子供の事故防止に向けて、関係府省庁が連携して取組を推進するため、「子どもの事故防止週間」を設定(令和2年7月20日～26日)し、集中的に啓発活動を行うとともに、令和2年度「子供の事故防止に関する関係省庁連絡会議」を令和3年2月に実施。 ・食の安全等に関する緊急事態において、迅速かつ適切に対応できるよう関係府省庁と連携し、緊急時対応訓練を実施。(令和2年4月～令和3年2月末の間に訓練を1回実施) ・食品中の放射性物質等に関し、地方公共団体等と連携した意見交換会や、地域において正確な情報提供ができる者の支援(フォローアップ研修の開催、ウェブサイト及びメールマガジンでの情報提供)等を通じたリスクコミュニケーションを実施。(令和2年4月～令和3年1月末の間に各種意見交換会等を54回開催) ・消費者安全調査委員会が原因を究明する必要があると認める事故について、事故等原因調査等を実施。(報告書件数：2件、勧告・意見件数：9件、事故等原因調査等の実施数：0件、申出受付件数：38件※令和2年4月～令和3年1月末) |
| 6 | 【施策(6)】 消費者取引対策の推進 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法(昭和51年法律第57号)の厳正な執行等を行うため、令和3年度概算要求(271百万円)を行った。(令和2年度予算額：232百万円、令和2年度第3次補正予算額：28百万円、令和3年度予算案額：229百万円) <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法等の違反被疑事件調査の現代化・デジタル化のためのデジタルフォレンジック調査のため、令和3年度 |

| | | | | |
|---|-----------------------|------|--------|---|
| | | | | <p>定員要求において増員（課長補佐クラス2名、係長クラス2名）を要求。</p> <p><制度改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の財産に対する被害の防止及びその回復の促進を図るため、特定商取引法、預託法（昭和61年法律第62号）及び消費者裁判手続特例法の改正を行う「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」を第204回国会に提出した。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画工程表の見直し等を踏まえ、一部の測定指標を変更。 ・行政事業レビューとも整合する形で達成手段を変更。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法及び預託法の厳正な執行として、全国的な広がりがあり、甚大な消費者被害が生じるおそれのある重大事案に対し重点的に取り組んだ。具体的には、財布又はバッグの偽ブランド品を販売していた通信販売業者である13事業者や健康食品等を販売する通信販売業者に対し業務停止命令等を行った事案や、バイナリーオプション取引に係るUSBメモリの訪問販売業者や連鎖販売業者に対し業務停止命令等を行った事案等がある。 |
| 7 | 【施策（7）】 消費者表示対策の推進 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法（昭和37年法律第134号）の厳正な執行等を行うため、令和3年度概算要求（228百万円）を行った。（令和2年度予算額：180百万円、令和3年度予算案額：176百万円） <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット広告に係る景品表示法の執行を強化するため、令和3年度定員要求において4名の増員を要求。（課長補佐クラス2名、係長クラス2名） ・景品表示法の端緒処理業務に係る体制整備のため、令和3年度定員要求において1名の時限延長を要求。（課長補佐クラス1名） ・消費税転嫁対策に係る施行事務を行うため、令和3年度定員要求において4名の時限延長を要求。（課長補佐クラス2名、係長クラス2名） |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の概要、達成すべき目標及び達成手段について、予算事業と関連付けて端的に表すよう全体的に修正。 ・測定指標について、達成すべき目標に沿って全体的に修正するとともに、施策の中で特に重要な測定指標に絞って重点化。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法に違反する行為を行った事業者に対して、その行為の取りやめ、再発防止策の実施等を命令する措置命令及び金銭的な不利益を課す課徴金納付命令を実施。特に、新型コロナウイルス等に対する効果を標ぼうする表示について、景品表示法に基づき措置命令や指導等を積極的に実施。 ・景品表示法違反行為の未然防止等の観点から、商品等に関する表示の方法等について、事業者等からの相談に対応。 ・景品表示法の普及・啓発のため、各種団体主催の表示等に係る講習会等への講師派遣、景品表示法のパンフレットの配布等の普及啓発活動を実施。 ・特定保健用食品の表示に関する公正競争規約の認定を行ったほか、公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会等から相談を受け認定を行うとともに、規約担当職員が各公正取引協議会等に対し規約の適正な運用等について必要な助言等を行うこと等により、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進。 ・公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等へ講師を派遣。 ・平成28年度に変更された洗濯表示や、同年度に改正した内閣府令及び告示に合わせて改訂した家庭用品品質表示法ガイドブックを配布するとともに、説明会に講師を派遣し、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の普及啓発を実施。 ・電話での問合せ等に対して、ウェブサイト上の資料の掲載先を案内するなど、住宅性能表示制度の普及啓発を実施。また、国土交通省の所掌に係る内容を含む問合せについては、必要に応じ、同省に対して問合せの内容について情報提供を実施。 ・健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備や留意事項の周知徹底等により、適正化を推進。特に、新型コロナウイルス等に対する効果を標ぼうする表示について、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき改善要請等を積極的に実施。 |
|--|--|--|---|

| | | | | |
|---|----------------------------------|----------|--------|--|
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に関する取締りについて、関係する行政機関で構成する連絡会議の活用等により連携を図り、効果的かつ効率的な執行を実施。 ・消費税転嫁対策特別措置法（平成25年法律第41号）の規定に違反するおそれのある表示を監視するとともに、同法の規定に違反するおそれのある行為を行っている事業者に対しては、厳正に対処。 |
| 8 | <p>【施策（8）】 食品表示の企画・立案・推進</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示対策の推進のため、令和3年度概算要求（416百万円）を行った。（令和2年度予算額：250百万円、令和3年度予算案額：248百万円） ・令和2年度3次補正予算において、食品表示のデジタルツールの活用・インターネット販売への対応事業として71百万円、食物アレルギー表示制度の検証推進事業費として50百万円の要求を行った。（令和2年度三次補正予算額：121百万円） <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示制度の企画立案業務を適正に行うため、令和3年度定員要求において法令係2名（係長級1名、係員級1名）の令和7年度までの時限延長を要求。 ・食物アレルギー表示制度の企画立案業務を適正に行うため、2名（専門官級1名、係員級1名）新規増を要求。 <p><制度改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、「人工」及び「合成」を冠した食品添加物の用途名（甘味料、着色料及び保存料）及び一括名（香料）について、「人工」及び「合成」の用語を削除。 ・ふぐの種類について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号に基づく通知「ふぐの衛生確保について」（昭和58年環乳第59号厚生省環境衛生局長通知）が改正されたため、ふぐの種類の種類標準和名のリストから「しろあみふぐ」を削除。 ・有機畜産物について、日本農林規格等に関する法律施行令（昭和26年政令第291号）の改正により、有機畜産物等が指定農林物資として表示規制の対象となったことを踏まえ、該当する告示を引用するよう改正。 ・玄米及び精米に係る表示について、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、 <p>①農産物検査による証明を受けていない場合であっても、産地、品種及び産年の根拠を示す資料の保管を要件とするこ</p> |

| | | | |
|---|--------------------|------|---|
| | | | <p>とにより、当該産地、品種及び産年の表示を可能とし、</p> <p>②農産物検査証明による等、表示事項の根拠の確認方法の表示を可能とするとともに、</p> <p>③生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報を、一括表示枠内に表示できるよう改正。</p> <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成目標について、正確性の観点から文言を追加。 ・食品表示制度の普及啓発及び運用に関する測定指標として、「食品表示制度の普及啓発（講師派遣回数・パンフレット配布枚数）」を「食品表示制度の普及啓発（講師派遣回数）」、「消費者意向調査における食品表示制度の認知度」「消費者意向調査における食品表示制度の理解度」「実態を踏まえた食品表示基準等の改正、通知の発出及びQ&Aの改訂回数」を「実態を踏まえて速やかに改正した食品表示基準等、改訂した通知及びQ&Aの総数（保健機能食品及び特別用途食品制度を除く）」に変更。 ・保健機能食品及び特別用途食品制度の普及啓発及び運用に関する測定指標として、「機能性表示食品の公表件数（累積）」を「機能性表示食品の公表件数（撤回を除く累積）」、「買上調査の対象件数（機能性表示食品、特定保健用食品）」を「買上調査における製品中の成分の含有量が申請等資料の記載どおり適切に含有されていた品目数」、「消費者意向調査における保健機能食品制度の認知度」を「消費者意向調査における保健機能食品制度の理解度」に変更、「特定保健用食品の許可等件数（失効を除く累積）」、「特別用途食品の許可等件数（失効を除く累積）」、「実態を踏まえて速やかに改正した食品表示基準等、改訂した通知及びQ&Aの総数（食品表示制度を除く）」を追加。 ・測定指標の目標として、「消費者にとって見づらい等の食品表示における課題を解決し、分かりやすく活用される食品表示とするために必要な調査・検討を実施する。」を追加し、測定指標として「報告書を踏まえた適時適切な調査の実施件数」を設定。 ・行政事業レビューとも整合する形で達成手段を変更。 |
| 9 | 【施策（9）】 物価対策の推進 | 目標達成 | <p>引き続き推進</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価対策の推進のため、令和3年度概算要求（124百万円）を行った。（令和2年度予算額：63百万円、令和3年度予算案額：60百万円） <p><定員要求></p> |

| | | | | |
|----|---------------------------------------|------|--------|--|
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・物価対策の推進のため、令和3年度定員要求において、増員4名（課長補佐クラス2名、係長クラス2名）を要求。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成すべき目標について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応等を踏まえて「緊急時の生活関連物資等の価格安定」を追加。 ・測定指標について、アウトカム指標を中心に重点化を図った。 ・行政事業レビューとも整合する形で達成手段の名称を変更。 <p><その他の具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連物資の価格動向や消費者の意識等を把握するため、物価モニター調査を毎月1回実施し、調査結果をウェブサイトで公表することにより、消費者への情報提供を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大という緊急時において、生活関連物資等の需要の急増に対応するため、関係府省と連携し、消費者に冷静な購買活動の呼び掛け等を実施した。また、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づき、令和2年3月にマスク、同年5月にアルコール消毒製品の転売を禁止した（需給のひっ迫が改善されたため、いずれも令和2年8月に転売規制を解除。）。 |
| 10 | <p>【施策（10）】 消費者政策の推進に関する調査・分析</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者政策の推進に関する調査・分析の実施のため、令和3年度概算要求（90百万円）を行った。（令和2年度予算額：66百万円、令和3年度予算案額：61百万円） <p><機構要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者との協働推進のため、令和3年度機構要求において、参事官の新設を要求。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標について、アウトカム指標を中心に重点化を図った。 ・行政事業レビューとも整合する形で達成手段を変更。 <p><その他の具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者白書を作成し、ウェブサイトでの公表や冊子により、関係行政機関や関係地方公共団体、国民等へ広く情報提供を行った。 |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | <ul style="list-style-type: none">・「消費者志向経営の推進に関する有識者検討会」を5回開催し、消費者志向経営優良事例表彰の客観的評価軸等の検討や令和2年度優良事例表彰の実施等を行っている。（令和2年2月時点） |
|--|--|--|--|---|

復興庁

復興庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

該当する政策なし

(事後評価)

表1 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和2年12月15日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/reconstruction_h24.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-----------------------------------|--------------|------------|---|
| 1 | 【施策(1)】 復興支援に係る 施策の推進 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>復興特区支援利子補給金及び被災者支援総合交付金を推進するため、令和3年度概算要求(14,324百万円)を行った(令和3年度予算案額:13,322百万円)。</p> <p>復興特区支援利子補給金:概算要求額(817百万円) 政府予算案額(804百万円)</p> <p>被災者支援総合交付金:概算要求額(13,507百万円) 政府予算案額(12,518百万円)</p> |
| 2 | 【施策(2)】 復興交付金制度 に係る施策の推進 | 目標達成 | その他 (注) | <p><対象政策の廃止></p> <p>復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)の成立により、復興交付金制度が令和2年度をもって廃止されたため、予算要求は行わなかった。</p> <p>なお、やむを得ない事情により令和2年度までに未完了となる一部の事業については、同年度までに計上された予算の範囲内で支援を継続する。</p> |
| 3 | 【施策(3)】 原子力災害から の復興に係る施策の推進 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>原子力災害からの福島復興と再生に係る施策を推進するため、令和3年度概算要求(81,935百万円)を行った(令和3年度予算案額:81,130百万円)。</p> <p><定員要求></p> <p>復興庁内の体制見直しがあったため、令和3年度定員要求で、原子力災害復興班に計4名(参事官補佐2名及び主査2名)の増員を要求した。</p> <p><制度改正></p> <p>これまで進めてきた帰還促進策に加え、新たな活力を呼び込むための施策が必要なため、令和2年の福島復興再生特別措置法改正により、福島再生加速化交付金の帰還環境整備交付金を帰還・移住等環境整備交付金に改め、交流人口・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくりを含め、移住等の促進に</p> |

| | | | | |
|---|---|----------|--------|--|
| | | | | <p>資する事業を追加した。</p> <p>また、福島県の自治体自らが創意工夫により行う風評払拭に向けた取組を強力に支援するため、風評対策に資する交付金を新設した。</p> <p><事前分析表></p> <p>施策に係る目標や測定指標については、原子力災害からの福島の復興と再生のために引き続き継続して実施していくことが重要であり、特段問題は見受けられない。今後も同様の目標・測定指標を設定することとし、中長期的に施策の進捗状況等を評価していく。</p> |
| 4 | <p>【施策(4)】 被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><事務改善></p> <p>評価結果を踏まえ、引き続き、相談会の開催など積極的な広報活動を通じて制度周知に努めた。</p> <p>効率的な事務運営に努め、令和2年度の事務費を前年に比べて10%削減することを目標として引き続き運営している。</p> <p><事前分析表></p> <p>消費税率8%引上げ以降の住宅再取得に係る標準的な消費税の負担増加に対応し、被災者の住宅再建に支障なく給付措置を実施できるよう、今後も同様の目標および測定目標を維持し推進していく。</p> |
| 5 | <p>【施策(5)】 「新しい東北」の創造に係る施策の推進</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>多様な主体による「新しい東北」の創造に向けた取組について、「新しい東北」官民連携推進協議会を運営し、情報の共有・交換を進め、様々な連携を推進するとともに、情報発信を実施するため、令和3年度概算要求(317百万円)を行った(令和3年度予算案額:298百万円)。</p> <p><事前分析表></p> <p>今後も同様の目標及び測定指標を維持し、様々な主体による取組への支援、ノウハウの普及・展開などを引き続き図っていく。</p> |

(注) 本施策については、法律改正により、復興交付金制度が令和2年度で廃止されたため、終了するものである。

総務省

総務省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した政策（令和2年8月31日、10月29日、令和3年2月22日、2月25日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/mic.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------------------------------------|--|
| 1 | 発信者情報開示における電話番号の開示対象への追加 | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえ、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令」が公布された（令和2年8月公布）。</p> |
| 2 | 一般信書便事業の許可基準等の見直し（配達頻度や送達日数等の見直し） | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえて、本政策を盛り込んだ「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」が公布された（令和2年12月公布）。</p> |
| 3 | 基幹放送事業者の基幹放送の業務等の休止又は廃止の公表に関する制度の整備 | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえ、「放送法の一部を改正する法律」を国会に提出した（令和3年2月提出）。</p> |
| 4 | 開示関係役務提供者の範囲の見直し | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえ、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年2月提出）。</p> |

表2 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（令和2年9月30日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/mic.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---|---|
| 1 | サテライトオフィス整備に係る軽減措置の創設 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「サテライトオフィス整備に係る軽減措置の創設」を要望したが、令和3年度税制改正大綱に所要の改正が盛り込まれなかった。</p> |
| 2 | 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長」を要望し、措置の適用期限を見直したうえで、令和3年度税制改正大綱に所要の改正が盛り込まれた。</p> |
| 3 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長（国税）」及び「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | | の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長（地方税）」を要望し、令和3年度税制改正大綱に所要の改正が盛り込まれた。 |
| 4 | 技術研究組合の所得の計算の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「技術研究組合の所得の計算の特例の延長」を要望し、対象を見直したうえで、令和3年度税制改正大綱に所要の改正が盛り込まれた。</p> |
| 5 | 沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長」を要望し、対象を見直したうえで、令和3年度税制改正大綱に所要の改正が盛り込まれた。</p> |
| 6 | 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長」を要望し、対象を見直したうえで、令和3年度税制改正大綱に所要の改正が盛り込まれた。</p> |
| 7 | 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長」を要望し、対象を見直したうえで、令和3年度税制改正大綱に所要の改正が盛り込まれた。</p> |
| 8 | 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長」を要望したが、令和3年度税制改正大綱に所要の改正が盛り込まれなかった。</p> |

（事後評価）

表3 目標管理型の政策評価を実施した政策（実績評価方式）（令和2年9月16日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/mic_h24.html）参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------|---------|------|------------------|
| | | | | |

| | | | | |
|---|--|----------------------|--------------------|--|
| 1 | <p>【主要な政策2】 行政評価等による行政制度・運営の改善</p> | <p>相当程度 進展あり</p> | <p>引き続き 推進</p> | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>令和3年度予算概算要求において、EBPMに関する「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」を引き続き取り組むことが効果的であると考えられるため、当該実証的共同研究への予算重点化を図るとともに、政策評価の推進に係る業務の実施等を見直し、要求額を合理化した（令和3年度概算要求額：11億円）。</p> <p><事前分析表></p> <p>事前分析表における測定指標及び目標値については、以下のとおり変更を行った。</p> <p>①施策目標の変更を行ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと」を設定していたが、「政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が実現されるとともに、国民への説明責任が果たされるようになること」に変更した。 <p>②指標の変更を行ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、「全国規模の調査に基づく勧告等について、2回目のフォローアップ時点での改善措置率」を設定していたが、令和2年度から、原則1年から2年後までの間の特定した時点でフォローアップを行うこととなったため、「全国規模の調査に基づく勧告等について、フォローアップ時点での改善措置率」に変更した。 ・測定指標2については「業務改革による行政評価局調査の効果的な実施」と設定していたが、より施策目標の達成度を測るために有効と考えられる「テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法（コンパクト調査又は機動的な調査）により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表できたか」に変更した。 <p>③参考指標の追加を行ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標3については、参考指標として「指摘件数の割合又はフォローアップで把握した指摘の改善件数の割合」及び「研修の参加者数」を新たに設定した。 <p>④目標値の変更を行ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標4については、過去の実績と次期中期目標期間の推計値（ピーク時以降のトレンド（平成4年度：233,334件⇒令和元年度：163,689件）で試算すると、次の3年間（令和2～4年度）の総受付件数は、162,192～167,207と推計される。）を踏まえ、目標値を「16.5万件以上を維持すること」と設定した。 |
|---|--|----------------------|--------------------|--|

| | | | | |
|---|--------------------------------------|----------|--------|---|
| 2 | <p>【主要な政策4】 地域振興（地域力創造）</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>令和3年度予算概算要求において、引き続き効率的・効果的な業務運営を行う観点から、地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）、地域おこし協力隊の推進事業については、新型コロナウイルス感染症防止対策等の実施による事業費の増が見込まれることから、必要な経費を12.2億円要求した。また、定住自立圏構想の推進については、定住自立圏構想推進セミナーの開催による事業費の増が見込まれることから、必要な経費を3.8百万円要求した。また、過疎地域等自立活性化推進交付金については、現行過疎法の期限切れを見据えた新たな過疎対策に取り組む必要があることから、過疎地域持続的発展支援交付金と名称を変更し、必要な経費を11.6億円要求した。（令和3年度概算要求額:24.3億円）</p> <p><事前分析表></p> <p>事前分析表の測定指標及び目標値については、以下のとおり変更を行った。</p> <p>① 指標の変更を行ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1のうち「地元雇用創出効果」については、地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、相当程度の雇用が創出されることを示す指標であり、事業開始後複数年の実績が必要であることから、当該効果は参考指標に変更した。 ・測定指標5については、実態をより明確に反映させるため、目標値を子ども農山漁村交流プロジェクトへの「参加児童割合」から「参加児童数」に変更した。 <p>② 目標値の変更を行ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標2については、令和元年度の目標を達成したことから、「直近3年度の平均策定団体数以上」に変更した。 ・測定指標9については、令和元年度の目標を達成したことから目標値を上方修正した。 |
| 3 | <p>【主要な政策6】 分権型社会を担う地方税制度の構築</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>令和3年度予算概算要求において、引き続き、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行うため、対前年度同額程度の37.3百万円要求した（令和3年度概算要求額:37.3百万円）。</p> <p><事前分析表></p> <p>事前分析表における測定指標については、以下のとおり変更を行った。</p> |

| | | | | |
|---|---|--------------|------------|---|
| | | | | <p>・法定外税をはじめとする課税自主権に係る制度は、地域特有の課題を解決するための重要な財源確保手段であり、その活用を図る自治体への支援を行うことは、地方独自の行政サービスの向上促進につながると考えられるため、「法定外税や超過課税の導入団体及び件数」を測定指標として新たに設定した。</p> |
| 4 | <p>【主要な政策13】 電波利用料財源による電波監視等の実施</p> | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>令和3年度予算概算要求において、「Society5.0」を支える5Gの普及展開や更なる高度化等の観点から、「電波資源拡大のための研究開発」を拡充するために必要な経費を132.2億円要求した（令和3年度概算要求額:802.1億円）。</p> <p><事前分析表></p> <p>事前分析表における施策目標、測定指標、目標値及び達成手段については、以下のとおり変更等を行った。</p> <p>①施策目標の変更を行ったもの</p> <p>・「不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること」を設定していたが、測定指標の削除に伴い「不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること」に変更した。</p> <p>・「電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること」を設定していたが、測定指標の削除に伴い、「電波有効利用技術の研究開発、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること」に変更した。</p> <p>②指標を終了、削除したもの</p> <p>・測定指標3, 5, 6, 10, 18, 19については、基本目標との関係性に乏しいものであるため、測定指標から削除した。</p> <p>・測定指標8については、次期事前分析表の期間内に事業が終了することが決定していることから、測定指標から削除した。</p> <p>・測定指標9, 17については、目標年度を迎えたことから、測定指標から削除した。</p> <p>・測定指標12, 13, 14, 15については、測定指標11に一本化するため、測定指標から削除した。</p> <p>③指標の変更を行ったもの</p> <p>・測定指標1については、「重要無線通信妨害への措置率」を設定していたが、目標を達成したため、より困難性の高い指</p> |

| | | | | |
|---|---------------------------------------|----------|--------|---|
| | | | | <p>標として「重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合」を設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標7については、「電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数」を設定していたが、目標を達成したため、アウトカム指標である「電波教室」参加者アンケートにおいて、電波の適正利用について理解したという回答の割合」に変更した。 ・測定指標16については、「携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口（整備要望がない地域の人口を除く。）」を設定していたが、令和2年度以降は道路等の非居住エリアを対象として補助事業を実施するため、これを適切に評価することのできるよう「道路メッシュカバー率（道路を含むメッシュのうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合）」に変更した。 <p>④目標値の変更を行ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標4については、過去3か年度の平均値に基づく目標値を設定した。 ・測定指標20については、引き続き本事業を適切に実施し、令和2年7月3日に策定された「ICT インフラ地域展開マスタープラン2.0」において2021年度末までに未整備世帯数を約18万世帯に減少させることが目標とされたため、目標値を変更した。 <p>⑤達成手段の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成手段25～28について、事業開始に伴い追加した。 |
| 5 | <p>【主要な政策16】 一般戦災死没者追悼等の事業の推進</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>令和3年度予算概算要求において、児童・生徒による団体見学を増やすために、より多くの教育関係者への誘致活動を行う等のため、平和祈念展示等経費について必要な経費を4.0億円要求した（令和3年度概算要求額:6.1億円）。</p> <p><事前分析表></p> <p>事前分析表における測定指標及び目標値については、以下のとおり変更、削除及び検討を行った。</p> <p>①指標の変更を行ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、「一般戦災死没者の慰霊事業等、先の大戦に係る事業への対応」から「一般戦災死没者の追悼その他先の大戦に係る事業への対応度」に変更した。 <p>②指標を終了、削除したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標2については、目標を達成し、これをもって独立したプロジェクトとしては完了したため、測定指標から削除した。 |

| | | | | |
|---|-----------------------------|---------------|------------|---|
| | | | | <p>③目標値の検討を行ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標3については、高齢化・少子化の一層の進展や団体見学の小規模化等の傾向を踏まえ、近年の実績を超える水準を見込むことは容易でなく、次期も目標値は同水準（50,000人以上）としつつ、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、前年度2月28日から6月8日まで臨時休館としていたが、開館後の来館者数が前年度比で大幅に減少している状況であり、今後の収束状況も読めないため、年度ごとの目標は設定しないこととした。 |
| 6 | 【主要な政策18】 公的統計の体系的な整備・提供 | 進展が大きい くない | 引き続き 推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>令和3年度予算概算要求において、公的統計の不適切事案の再発防止及び信頼回復に向けた取組を推進していくため、ビッグデータの利活用推進事業のために必要な経費を0.4億円要求し、また、統計データのオープン化の推進・高度化事業のため、0.6億円の要求を行った（令和3年度概算要求額：417億円）。</p> <p><事前分析表></p> <p>事前分析表における施策目標及び測定指標については、以下のとおり変更を行った。</p> <p>①施策目標の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組むこと」と設定していた施策目標について、不適切統計の再発防止と信頼回復を図るため、「公的統計の体系的・効率的な整備を進めるとともに、統計の品質管理を徹底すること」に変更した。 ・「オープンデータの利活用の促進及び日本の企業活動のため、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講座等の学習基盤を整備することにより、“データサイエンス”力の高い人材の育成を図ること」と設定していた施策目標について、平成30年度のEBPM取組において、本施策の目的や目標とする効果についてロジックモデルを整理したことから、「統計リテラシーの向上と統計調査に対する協力意識の醸成」を設定した。 <p>②指標の変更を行ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、施策手段を「基本計画に掲げられた諸施策の実現」と変更したことに合わせ、「第Ⅲ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の実施率」を設定した。 <p>③ 指標を終了、削除したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標2,3,6については、測定指標1に統合されるため、測定指標から削除した。 ・測定指標11について、測定指標9に統合されるため、測定指 |

| | | | | |
|---|---------------------------------------|----------------------|--------------------|--|
| | | | | <p>標から削除した。</p> <p>④目標値の変更を行ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標4については、基準年実績と直近過去2回の増減を基に、今回の新型コロナウイルス感染症対策による社会情勢の変化に伴い、今後のオンライン学習の需要増を見込んで1割増の目標値を設定した。 ・測定指標7,8については、社会情勢等及び白書作成を担う府省の意向により影響を受けるものであることから、令和元年度実績に基づく目標値を設定した。 ・測定指標9については、平成29年度のシステム更改に併せ利用実績取得方法を変更したことから、システム更改後の実績を踏まえて設定(なお年度によって実績値に大きな変動がある点等を考慮し、平成30年度及び令和元年度の平均値を採用)した。 ・測定指標10については、これまでの実績から想定される今後の推移を勘案して変更した。 |
| 7 | <p>【主要な政策19】 消防防災体制の 充実強化</p> | <p>相当程度 進展あり</p> | <p>引き続き 推進</p> | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>令和3年度予算概算要求において、コンビナート災害対策等の推進事業について、一層の事故件数の減少の観点から、必要な経費を1.5億円要求した(令和3年度概算要求額:129億円)。</p> <p><事前分析表></p> <p>事前分析表における測定指標及び目標値については、以下のとおり変更を行った。</p> <p>①目標値の変更を行ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1について、第四期基本計画(令和元年から5年度)に基づき部隊規模を6,600隊程度に増隊することから、目標値を変更した。 ・測定指標2について、広域化の実現に当たっては、市町村等における合意形成に相当の時間を要することを踏まえ、年度ごとの目標は定めず、消防の広域化の推進期限である令和6年度までに、令和元年度の基準値以上に実現ブロック数を増加させることとした。 <p>②測定指標の変更を行ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標3については、より実態を把握できるよう、「耐震性貯水槽の整備数」に加えて、「整備数、整備計画の把握」をアウトプット指標として追加した。 ・測定指標7については、耐震化を早急に完了させるため、「防災拠点となる公共施設等の耐震化率」に加えて、「耐震化の状況を調査し、耐震化の推進の必要性について通知等によ |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>り周知」をアウトプット指標として追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標8については、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」（令和元年12月13日付け消防庁長官通知）において、全国的な数値目標を設定していることから、当該目標に合わせ「消防団員数」に替えて「消防団協力事業所表示制度を導入している市町村の割合」を測定指標とし、目標値を設定した。 ・測定指標13については、放火火災を含む「住宅火災件数」と設定していたが、より施策による効果を測ることのできる指標とするため、放火火災を除いた「住宅火災件数」に変更した。 ・測定指標16については、「研究開発事業の実施件数」を設定していたが、施策目標である研究開発の成果を技術基準等の改正や政策等へ反映することの達成状況が不明確なため、「社会実装に向けて研究段階が進行した研究開発の件数」に変更した。 <p>③参考指標の追加を行ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標16については、参考指標として「消防防災に関する技術シーズとニーズのマッチングイベントへの参画回数」を新たに設定した。 |
|--|--|--|---|

表4 研究開発を対象として評価を実施した政策(完了後・終了時) (令和2年9月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kenkyu/mic.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|----------------|--|
| 1 | グローバルコミュニケーション計画の推進 — 多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証 — | 有効性、効率性等が認められる | <p>評価結果を踏まえ、本研究開発の波及効果について、以下のような例を想定しており、その実現に向けて今後も取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑音抑圧技術による、雑音下における会議での議事録作成やWEB会議での音質明瞭化など音声認識や通話などへの幅広い展開 ・翻訳自動学習技術（自動翻訳チューニング技術）を採用した多言語音声翻訳技術による、技能実習生対策の充実や 2025 年の大阪・関西万博で活用可能な同時通訳システムの出現 ・特殊文字認識技術による、製造・物流・小売分野における梱包印字チェックや消費期限などの商品情報の即時データ化、放送分野における動画テロップデータ化による動画アーカイブ化など、各種業務改善・効率化の実現 ・位置情報を活用した翻訳精度向上技術による、対話型の多言語案内ロボット向けなど、音声認識用の多言語辞書作成への活用 <p>「多言語音声翻訳の利活用に関する開発・実証」においては、上質なサービスを拡大させることで、音声及びテキストコーパスの収集が推進され、さらなる精度向上を波及効果として見込んで</p> |

| | | | |
|---|------------------------------|----------------|---|
| | | | いる。なお、本政策は、当初の目的を達成して令和元年度に終了している。 |
| 2 | 300GHz帯無線信号の広帯域・高感度測定技術の研究開発 | 有効性、効率性等が認められる | 評価結果を踏まえ、本研究開発で確立した技術の普及啓発活動と国際競争力強化のために、引き続き、市場動向にも留意しながら、ミリ波帯無線機器の2次高調波測定に関する技術や 300GHz帯無線システムの測定技術、試験認証技術の標準化等に向けた活動に努め、実用化を目指す。なお、本政策は、当初の目的を達成して平成30年度に終了している。 |

公害等調整委員会

公害等調整委員会における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

該当する政策なし

(事後評価)

表1 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和2年9月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kouchoi_h24.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|----------|--------|---|
| 1 | 【政策1-目標(1)】 公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理 | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求> 引き続き公害紛争事件の迅速かつ適正な処理を図るため、令和3年度概算要求において、調査経費(24.6百万円)や現地期日の開催経費(11.9百万円)を要求した。(令和3年度予算案額:調査経費24.6百万円、現地期日の開催経費10.1百万円)</p> <p><定員要求> 公害紛争事件の迅速かつ適正な処理に係る体制の充実強化のため、必要な人員(専門官2名)を要求した。</p> |
| 2 | 【政策1-目標(2)】 国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求> 引き続き公害紛争処理制度の利用の促進等を図るため、令和3年度概算要求として、ブロック会議経費(1.6百万円)や審査会委員研修協議会経費(1.3百万円)等を要求した。(令和3年度予算案額:ブロック会議経費1.6百万円、審査会委員研修協議会経費1.3百万円)</p> <p><事前分析表の変更> 測定指標のうち、「都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件の状況」を、地方公共団体との情報交換等を通じ、相互の連携を図ったことをより端的に示す「ブロック会議参加者アンケートにおける「業務に役に立った」の割合」に変更することとした。</p> |
| 3 | 【政策2-目標(1)】 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求> 引き続き鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整制度の適正な運用を図るため、令和3年度概算要求において、委員会運営経費(23.1百万円の内数)を要求した(令和3年度予算案額:20.6百万円)。</p> |
| 4 | 【政策2-目標 | 目標達成 | 引き続き | <予算要求> |

| | | | | |
|--|--------------------------------------|--|-----------|---|
| | <p>(2)】 土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保</p> | | <p>推進</p> | <p>引き続き土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図るため、令和3年度概算要求において、委員会運営経費（23.1百万円の内数）を要求した（令和3年度予算案額：20.6百万円）。</p> |
|--|--------------------------------------|--|-----------|---|

法務省

法務省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した政策（令和3年2月17日、3月3日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/moj.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---|---|
| 1 | 入国警備官による違反調査の権限に係る規定の整備 | <p><制度改正></p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年2月提出）。</p> |
| 2 | 監理措置制度における監理人の義務 | <p><制度改正></p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年2月提出）。</p> |
| 3 | 相続登記及び住所等変更登記の申請の義務化 | <p><制度改正></p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「民法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年3月提出）。</p> |
| 4 | 相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務 | <p><制度改正></p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」を国会に提出した（令和3年3月提出）。</p> |

表2 一般分野の政策を対象として評価を実施した政策(事業評価方式)（令和2年9月29日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/ippanjigyo/moj.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|--|
| 1 | 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（非行少年と成育環境（子供の貧困）に関する研究） | <p><予算要求></p> <p>本評価結果を踏まえ、所要の経費を令和3年度予算案に計上した。</p> <p>(1) 研究期間：令和3年度から令和4年度までの2か年</p> <p>(2) 令和3年度予算要求額：3百万円、令和3年度予算案額：3百万円</p> <p>(3) 研究内容：非行をした少年の成育環境（子供の貧困）の実態を調査し、貧困の問題を抱える者の特徴を明らかにすることにより、犯罪・非行をした者等に対する有効な処遇・支援を検討するための基礎資料を提供する。</p> |

| | | |
|---|---------------------|---|
| 2 | 施設の整備(尼崎法務総合庁舎新営工事) | <p><予算要求></p> <p>兵庫県尼崎市に尼崎法務総合庁舎を整備するため、事業費を計上した。</p> <p>(令和3年度予算要求額：44百万円、令和3年度予算案額：44百万円)</p> <p>○今後の予定</p> <p>施設の全体運用開始から5年経過後に事後評価を実施する予定である。</p> |
| 3 | 施設の整備(岡崎医療刑務所新営工事) | <p><予算要求></p> <p>愛知県みよし市に岡崎医療刑務所を整備するため、事業費を計上した。</p> <p>(令和3年度予算要求額：78百万円、令和3年度予算案額：0百万円)</p> <p>○今後の予定</p> <p>施設の全体運用開始から5年経過後に事後評価を実施する予定である。</p> |
| 4 | 施設の整備(岡崎拘置支所新営工事) | <p><予算要求></p> <p>愛知県岡崎市に岡崎拘置支所を整備するため、事業費を計上した。</p> <p>(令和3年度予算要求額：85百万円、令和3年度予算案額：0百万円)</p> <p>○今後の予定</p> <p>施設の全体運用開始から5年経過後に事後評価を実施する予定である。</p> |

(事後評価)

表3 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式)(令和2年9月29日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/moj_h24.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--------------------------------|---------|--------|--|
| 1 | 【基本政策 I 政策2施策(2)】 法曹養成制度の充実 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、法曹有資格者を海外に派遣し、海外の法制度等の調査研究を行うための必要経費について令和3年度予算案に計上した。</p> <p>(令和3年度予算要求額：9百万円、令和3年度予算案額：9百万円)</p> |
| 2 | 【基本政策 I 政策2施策(3)】 裁判外紛争解決 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、引き続き、認証紛争解決事業者の増加を図るための取組を実施するために必要な経費を令和3年度</p> |

| | | | | |
|---|--|----------|--------|--|
| | 手続の拡充・活性化 | | | <p>予算案に計上した。</p> <p>(令和3年度予算要求額：11百万円、令和3年度予算案額：11百万円)</p> <p><事前分析表の変更></p> <p>達成すべき目標に対する施策の効果を適切に検証できるよう、測定指標を補完する参考指標に「認証紛争解決事業者が受理した事件数」を追加した。</p> |
| 3 | 【基本政策Ⅰ政策2施策(4)】 法教育の推進 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、法教育の更なる普及・充実に向けて、これまでの施策の効果を分析し、今後の施策に反映するための調査研究及び法教育の担い手である教員の指導力向上のための教員向けセミナーの実施、成年年齢引下げへの対応として高校生向け法教育リーフレットの配布を引き続き実施することとし、必要経費を令和3年度予算案に計上する一方で、旅費等については、執行実績に基づき経費の削減を図った。</p> <p>(令和3年度予算要求額：31百万円、令和3年度予算案額：29百万円)</p> |
| 4 | 【基本政策Ⅰ政策2施策(5)】 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備 | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、引き続き施策を実施していくために必要な経費を令和3年度予算案に計上した。</p> <p>(令和3年度予算要求額：143百万円、令和3年度予算案額：142百万円)</p> <p><事前分析表の変更></p> <p>達成すべき目標に対する施策の効果を適切に検証できるよう、測定指標を補完する参考指標を「セミナー・シンポジウム参加者の総数(人)(オンライン視聴者を含む。)」及び「人材育成研修受講者の総数(人)(オンライン視聴・教材受講者を含む。)」に変更した。</p> |
| 5 | 【基本政策Ⅱ政策5施策(2)】 検察権行使を支える事務の適正な運営 | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、引き続き施策を実施していくために必要な経費を令和3年度予算案に計上する一方、執行実績等を踏まえ、物品の調達計画の変更を行うなどして、経費の削減を図った。</p> <p>(令和3年度予算要求額：4,588百万円、令和3年度予算案額：2,261百万円)</p> <p><事前分析表の変更></p> <p>目標を明確にするため、達成すべき目標の表記を見直した。</p> |
| 6 | 【基本政策Ⅱ政策6施策(1)】 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、保安警備体制の整備に係る警備機器等の更新整備に必要な経費を要求する一方、刑事施設職員に対する訓練内容の見直し等を行うことにより、保安警備体制の充実強化を図った。</p> |

| | | | | |
|----|---|--------------|------------|--|
| | | | | (令和3年度予算要求額：7,186百万円、令和3年度予算案額：6,404百万円) |
| 7 | 【基本政策Ⅱ政策6施策(2)】 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 評価結果を踏まえ、再犯防止に向けた職業訓練体制の充実に必要な経費を要求する一方、収容見込人員の精査等を行うことで経費の削減を図った。 (令和3年度予算要求額：44,426百万円、令和3年度予算案額：43,364百万円) |
| 8 | 【基本政策Ⅱ政策6施策(3)】 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <予算要求> 評価結果を踏まえ、民間委託の業務内容を見直した上、効率的かつ適正な民間委託を行うことで経費の削減を図った。 (令和3年度予算要求額：18,981百万円、令和3年度予算案額：18,942百万円) |
| 9 | 【基本政策Ⅱ政策7施策(1)】 保護観察対象者等の改善更生等 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 評価結果を踏まえ、引き続き施策を実施していくために必要な経費を令和3年度予算案に計上する一方、謝金や旅費等について、執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図った。 (令和3年度予算要求額：14,324百万円、令和3年度予算案額：13,026百万円) |
| 10 | 【基本政策Ⅱ政策8施策(1)】 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 評価結果を踏まえ、引き続き団体規制法に基づき、オウム真理教に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、その活動状況解明のための調査に必要な経費及び地域住民との協議会の実施に必要な経費及び地域住民との協議会の実施に必要な経費を令和3年度予算案に計上した。また、国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、国民等に対する危険情報の提供に必要な経費も計上した。一方で、調査用器材の数量及び旅費実施計画等の見直しを行い、経費の削減を図った。 (令和3年度予算要求額：3,750百万円、令和3年度予算案額：2,457百万円) |
| 11 | 【基本政策Ⅲ政策10施策(2)】 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <予算要求> 評価結果を踏まえ、引き続き施策を実施していくために必要な経費を令和3年度予算案に計上した。 (令和3年度予算要求額：9,642百万円、令和3年度予算案額：9,610百万円) <事前分析表の変更> 目標を明確にするため、達成すべき目標の表記を見直すとともに、達成すべき目標に対する施策の効果を適切に検証で |

| | | | | |
|----|---|--------------|------------|---|
| | | | | きるよう、測定指標を「遺言書情報証明書の交付請求、遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求件数（件）」に変更した。 |
| 12 | 【基本政策Ⅲ政策10施策（3）】 債権管理回収業の審査監督 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、引き続き立入検査を中心とした監督を行うための必要経費を令和3年度予算案に計上した。</p> <p>（令和3年度予算要求額：10百万円、令和3年度予算案額：10百万円）</p> |
| 13 | 【基本政策Ⅴ政策13施策（1）】 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、引き続き環境整備等の充実・強化に努める一方、システム機器についてリース契約の期間満了後もその契約を延伸することによって借料の削減を図った。</p> <p>（令和3年度予算要求額：30,032百万円、令和3年度予算案額：13,144百万円）</p> <p><事前分析表の変更></p> <p>外国人との共生社会の実現を一層推進していく必要があることを踏まえ、達成すべき目標を追加するとともに、達成すべき目標に対する施策の効果を適切に検証できるよう、測定指標に「地方公共団体等と連携を行った回数（回）」を追加した。また、測定指標「違反事件数（件）」を補完する参考指標に「不法残留者数（人）」を追加した。</p> |
| 14 | 【基本政策Ⅵ政策14施策（2）】 法務行政における国際協力の推進 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、引き続き施策を実施していくために必要な経費を令和3年度予算案に計上する一方、旅費の執行計画の見直し等を行うことにより経費の削減を図った。</p> <p>（令和3年度予算要求額：328百万円、令和3年度予算案額：305百万円）</p> |

表4 一般分野の政策を対象として評価を実施した政策(総合評価方式) (令和2年9月29日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/ippansogo/moj.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--------------------|--------------|------------|---|
| 1 | 社会経済情勢に対応した基本法制の整備 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、基本法制の整備事業に必要な経費を令和3年度予算案に計上した。</p> <p>（令和3年度予算要求額：150百万円、令和3年度予算案：131百万円）</p> |

表5 一般分野の政策を対象として実施した政策(事業評価方式)(完了後・終了時) (令和2年9月29日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/ippanjigyo/moj.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---|----------------|---|
| 1 | 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(再犯防止対策等に関する研究) | 所期の成果を得ることができた | 再犯者の実態について、特に出所後2年以内に刑事施設に再入所した者を中心に、その実態を明らかにし、再犯防止対策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供するという目的を達成した。今後計画する研究についても、同様の結果が得られるよう努める。 |
| 2 | 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(暴力犯罪者に関する研究) | 所期の成果を得ることができた | 暴力犯罪の実態を明らかにし、暴力等の問題性が大きい対象者の指導及び支援を充実強化するための基礎資料を提供するという目的を達成した。今後計画する研究についても、同様の結果が得られるよう努める。 |
| 3 | 施設の整備(松戸法務総合庁舎整備等事業) | 所期の成果を得ることができた | 法務総合庁舎の整備をすることによって、面積不足の解消を図り、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るという目的を達成した。今後計画する事業についても、同様の結果が得られるよう努める。 |

外務省

外務省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表 1 政府開発援助を対象として評価を実施した政策(無償資金協力) (令和 2 年 5 月 29 日、6 月 30 日、7 月 31 日、8 月 31 日、9 月 30 日、10 月 30 日、11 月 30 日、12 月 28 日、令和 3 年 1 月 29 日、2 月 26 日及び 3 月 31 日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/oda/mofa.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------------------------------------|--|
| 1 | 数値標高モデル及びオルソ画像整備計画 (ネパール) | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名 (令和 2 年 5 月 25 日) 供与限度額 11 億 7,000 万円 令和 3 年度予算要求に反映 |
| 2 | シェムリアップ州病院改善計画 (カンボジア) | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名 (令和 2 年 6 月 5 日) 供与限度額 21 億 5,300 万円 令和 3 年度予算要求に反映 |
| 3 | コッパーベルト州における保健センターの郡病院への改善計画 (ザンビア) | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名 (令和 2 年 7 月 14 日) 供与限度額 26 億 5,400 万円 令和 3 年度予算要求に反映 |
| 4 | 第四次地方飲料水供給計画 (ガンビア) | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名 (令和 2 年 7 月 27 日) 供与限度額 15 億 9,100 万円 令和 3 年度予算要求に反映 |
| 5 | バルバラ地区ナッシブにおける小中学校建設計画 (ジブチ) | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名 (令和 2 年 8 月 3 日) 供与限度額 20 億 9,200 万円 令和 3 年度予算要求に反映 |
| 6 | 教員養成校改善計画 (ラオス) | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名 (令和 2 年 8 月 23 日) 供与限度額 19 億 1,200 万円 令和 3 年度予算要求に反映 |
| 7 | リロングウェ市幹線道路改修計画 (マラウイ) | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 |

| | | |
|----|---|---|
| | | 交換公文の署名（令和2年9月9日） 供与限度額 30億9,900万円 令和3年度予算要求に反映 |
| 8 | マジュロ環礁における貯水池整備計画（マーシャル） | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名（令和2年9月17日） 供与限度額 17億5,700万円 令和3年度予算要求に反映 |
| 9 | ナクル市及びその周辺並びにモンバサ市周辺配電設備整備計画（ケニア） | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名（令和2年9月18日） 供与限度額 18億8,700万円 令和3年度予算要求に反映 |
| 10 | 教育の質及び環境改善のための学校建設計画（パレスチナ） | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名（令和2年10月21日） 供与限度額 24億6,400万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 11 | カブール国際空港航空交通管制サービス施設及び管制塔整備計画（国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）連携）（アフガニスタン） | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名（令和2年11月15日） 供与限度額 19億9,500万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 12 | 漁業資源管理指導船建造計画（チュニジア） | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名（令和2年12月9日） 供与限度額 12億900万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 13 | ニアッサ州における地方給水施設建設計画（モザンビーク） | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名（令和2年12月11日） 供与限度額 20億7,600万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 14 | 上水道施設運営維持管理改善計画（スーダン） | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名（令和2年12月20日） 供与限度額 10億400万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 15 | ザイ給水システム改良計画（ヨルダン） | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名（令和3年1月18日） 供与限度額 23億7,900万円 |

| | | |
|----|--|---|
| | | 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 16 | サッカ市における気象レーダー設置計画 (パキスタン) | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名(令和3年1月25日) 供与限度額19億8,600万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 17 | コトヌ市ベドコ交差点立体交差建設計画(ベナン) | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名(令和3年1月26日) 供与限度額36億7,500万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 18 | 第二次クム幹線道路改善計画(ソロモン) | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名(令和3年1月27日) 供与限度額31億5,900万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 19 | 地方電力供給網拡張計画(パプアニューギニア) | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名(令和3年1月29日) 供与限度額10億円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 20 | きれいな街のための廃棄物管理機材改善計画 (スーダン) | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名(令和3年2月3日) 供与限度額12億4,100万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 21 | 西ナイル地域の難民受入地域における国道改修計画(ウガンダ) | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名(令和3年2月11日) 供与限度額38億2,100万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 22 | 中央地方及び中央南部地方における中学校建設計画(UNICEF連携)(ブルキナファソ) | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名(令和3年2月25日) 供与限度額13億5,000万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 23 | シハヌークビル港船舶航行安全システム整備計画(カンボジア) | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名(令和3年3月1日) 供与限度額11億3,200万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 24 | ファイサラバードにおける浄水場及び送配水 | <予算要求・事業採択> |

| | | |
|----|---------------------------------|--|
| | 管網改善計画（パキスタン） | 無償資金協力の実施 交換公文の署名（令和3年3月19日） 供与限度額 40億9,400万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 25 | フリータウンにおける子ども病院強化計画（シエラレオネ） | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名（令和3年3月22日） 供与限度額 23億8,300万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 26 | アンダマン・ニコバル諸島における電力供給能力向上計画（インド） | <予算要求・事業採択> 無償資金協力の実施 交換公文の署名（令和3年3月26日） 供与限度額 40億1,600万円 令和4年度予算要求に反映予定 |

表2 政府開発援助を対象として評価を実施した政策（有償資金協力）（令和2年6月30日、8月31日、11月30日及び令和3年3月31日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/oda/mofa.html 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-----------------------------------|--|
| 1 | ダバオ市バイパス建設計画（第二期）（フィリピン） | <予算要求・事業採択> 有償資金協力の実施 交換公文の署名（令和2年6月8日） 供与限度額 348億3,000万円 令和3年度予算要求に反映 |
| 2 | セブーマクタン橋（第四橋）及び沿岸道路建設計画（フィリピン） | <予算要求・事業採択> 有償資金協力の実施 交換公文の署名（令和2年6月8日） 供与限度額 1,192億2,500万円 令和3年度予算要求に反映 |
| 3 | ジャムナ鉄道専用橋建設計画（第二期）（バングラデシュ） | <予算要求・事業採択> 有償資金協力の実施 交換公文の署名（令和2年8月12日） 供与限度額 890億1,600万円 令和3年度予算要求に反映 |
| 4 | ダッカ都市交通整備計画（5号線北路線）（第一期）（バングラデシュ） | <予算要求・事業採択> 有償資金協力の実施 交換公文の署名（令和2年8月12日） 供与限度額 556億9,600万円 令和3年度予算要求に反映 |
| 5 | ダッカ都市交通整備計画（IV）（バングラデシュ） | <予算要求・事業採択> 有償資金協力の実施 |

| | | |
|----|-------------------------------------|--|
| | | 交換公文の署名（令和2年8月12日） 供与限度額 721 億 9,400 万円 令和3年度予算要求に反映 |
| 6 | ハズラット・シャージャラル国際空港拡張計画（第二期）（バングラデシュ） | <予算要求・事業採択> 有償資金協力の実施 交換公文の署名（令和2年8月12日） 供与限度額 800 億円 令和3年度予算要求に反映 |
| 7 | 都市開発及び都市行政強化計画（バングラデシュ） | <予算要求・事業採択> 有償資金協力の実施 交換公文の署名（令和2年8月12日） 供与限度額 282 億 1,700 万円 令和3年度予算要求に反映 |
| 8 | 東西経済回廊幹線道路整備計画（バゴーチヤイトー間新道路）（ミャンマー） | <予算要求・事業採択> 有償資金協力の実施 交換公文の署名（令和2年11月4日） 供与限度額 277 億 7,900 万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 9 | 中小企業金融強化計画（フェーズ3）（ミャンマー） | <予算要求・事業採択> 有償資金協力の実施 交換公文の署名（令和2年11月4日） 供与限度額 150 億円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 10 | ベンガルール・メトロ建設計画（フェーズ2）（インド） | <予算要求・事業採択> 有償資金協力の実施 交換公文の署名（令和3年3月26日） 供与限度額 520 億 3,600 万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 11 | デリー高速輸送システム建設計画（フェーズ4）（第一期）（インド） | <予算要求・事業採択> 有償資金協力の実施 交換公文の署名（令和3年3月26日） 供与限度額 1,199 億 7,800 万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 12 | 北東州道路網連結性改善計画（フェーズ5）（インド） | <予算要求・事業採択> 有償資金協力の実施 交換公文の署名（令和3年3月26日） 供与限度額 152 億 8,500 万円 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 13 | 全インド医科大学マドゥライ校整備計画（インド） | <予算要求・事業採択> 有償資金協力の実施 交換公文の署名（令和3年3月26日） 供与限度額 227 億 8,800 万円 |

| | | |
|----|---------------------------------------|--|
| | | 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 14 | ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策計画 (フェーズ2) (インド) | <予算要求・事業採択> 有償資金協力の実施 交換公文の署名 (令和3年3月26日) 供与限度額 458億1,600万円 令和4年度予算要求に反映予定 |

(事後評価)

表3 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和2年9月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/mofa_h24.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------------------------------|--------------|--------|--|
| 1 | 【基本目標 I 施策 I-1】 アジア大洋州地域外交 | 相当程度 進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築するため、令和3年度予算概算要求で一般予算 4,882,076 千円及び分担金・拠出金 1,120,618 千円を要求した(令和3年度予算案額:一般予算 3,183,332 千円、分担金・拠出金 719,308 千円)。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>必要な機構要求(在ダナン総領事館の設置要求及びアジア大洋州局中国・モンゴル第二課企画官の設置要求)、必要な定員要求(ASEAN 感染症対策センター設置関連事務に伴う1名新規増要求、旭日旗関連事務に伴う1名新規増要求、旧朝鮮半島出身労働者問題の関連業務増大に伴う3名新規増要求、慰安婦問題の関連業務増大に伴う2名新規増要求、経済安全保障関連業務増加に伴う2名新規増要求等)を行った。</p> <p><事前分析表の変更状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該施策目標(個別分野1)の実現に向けた成果を分かりやすく評価できるように、測定指標(ARF)を追加することとした。 日中関係の現状を踏まえて施策目標について見直しを行い、測定指標を一部変更することとした。 目標達成度合いの測定結果を踏まえ、当該施策目標(個別分野3)について見直しを行い、新たな目標を設定することとした。また、達成手段が当該施策目標へ有効かつ |

| | | | | |
|---|----------------------------|--------------|------------|--|
| | | | | 効率的に寄与しているかについて検証するとともに、目標を達成しなかった原因の分析を行い、測定指標 3-1 及び 3-4 を変更し、測定目標 3-5 については参考指標にすることとした。 |
| 2 | 【基本目標 I 施策 I-2】 北米地域外交 | 相当程度 進展あり | 引き続き推 進 | <p><予算要求> 我が国外交・安全保障の基軸である日米同盟の更なる強化、及び日加関係の更なる強化のため、令和 3 年度予算概算要求で一般予算 572,198 千円を要求した（令和 3 年度予算案額：一般予算 567,579 千円）。</p> <p><機構・定員要求> 必要な定員要求（自由で開かれたインド太平洋の推進業務増加に伴う 1 名新規増要求、日米防衛協力強化に伴う 1 名新規増要求、日米共同研究開発の促進に係る事務の強化に伴う 1 名新規増要求、環境補足協定運用に伴う 1 名新規増要求等）を行った。</p> <p><事前分析表> 施策目標及び達成手段の妥当性に係る検討結果を踏まえ、引き続き当該施策目標に向け、測定指標及び達成手段を維持しつつ、政策を推進していくこととした。</p> |
| 3 | 【基本目標 I 施策 I-3】 中南米地域外交 | 相当程度 進展あり | 引き続き推 進 | <p><予算要求> 近年活発化している対中南米外交の機運の盛り上がりも活用し、政治・経済のみならず、文化面も含めあらゆる分野での交流・連携を引き続き促進するため、令和 3 年度予算概算要求で一般予算 123,163 千円及び分担金・拠出金 5,863 千円を要求した（令和 3 年度予算案額：一般予算 94,752 千円、分担金・拠出金 4,357 千円）。</p> <p><機構・定員要求> 必要な定員要求（日ブラジル関係強化に伴う 1 名新規増要求）を行った。</p> <p><事前分析表> 施策目標及び達成手段の妥当性に係る検討結果を踏まえ、引き続き当該施策目標に向け、測定指標及び達成手段を維持しつつ、政策を推進していくこととした。</p> |
| 4 | 【基本目標 I 施策 I-4】 欧州地域外交 | 相当程度 進展あり | 引き続き推 進 | <p><予算要求> 欧州各国、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国、欧州主要機関及び地域協力機構等との協議や関係強化、また我が国の立場や政策に関する発信業務等のために、令和 3 年度予算概算要求で一般予算 1,418,089 千円及び分担金・拠</p> |

| | | | | |
|---|-------------------------------------|--------------|------------|--|
| | | | | <p>出金 189,555 千円を要求した（令和 3 年度予算案額：一般予算 1,301,512 千円、分担金・拠出金 189,881 千円）。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>必要な定員要求（ASEF（アジア欧州財団）関連業務の増加に伴う 1 名新規増要求、経済安全保障関係事務の強化に伴う 1 名新規増要求、「V4+日本」関係事務の強化に伴う 1 名新規増要求、日露エネルギー協力事業の強化に伴う 1 名新規増要求、中央アジア地域交流業務への対応に伴う 1 名新規増要求等）を行った。</p> <p><事前分析表の変更状況></p> <p>施策目標の実現に向けた成果を分かりやすく評価できるように、測定指標名（4-1「政府間対話の進展」）を変更し、達成手段（日露地域交流年）を新しく追加することとした。</p> |
| 5 | <p>【基本目標 I 施策 I-5】 中東地域外交</p> | 相当程度 進展あり | 引き続き推 進 | <p><予算要求></p> <p>多くの課題を抱える中東・北アフリカ地域の平和と安定及び経済的発展を支え、資源の安全供給を確保するとともに、中東・北アフリカ地域における我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため令和 3 年度予算概算要求で一般予算 137,029 千円及び分担金・拠出金 67,688 千円を要求した（令和 3 年度予算案額：一般予算 131,035 千円、分担金・拠出金 67,067 千円）。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>必要な定員要求（イラン関係事務の強化に伴う 1 名新規増要求等）を行った。</p> <p><事前分析表の変更状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成度合いの測定結果を踏まえ、中東地域外交における施策目標について見直しを行い、一部新たな目標を設定することとした。 ・中東地域外交における施策目標の実現に向け、達成手段（「アフガニスタン復興支援会合」及び「中東地域情勢担当参与」を削除、「中東地域の平和と安定の実現に向けた外交努力」、「ガザ教員招へい」及び「イランへの働きかけ」を追加）を変更することとした。 |
| 6 | <p>【基本目標 I 施策 I-6】 アフリカ地域外交</p> | 相当程度 進展あり | 引き続き推 進 | <p><予算要求></p> <p>令和 3 年度の予算要求では、令和 2 年度の政策評価結果及び予算の効率的な利用を念頭に、アフリカの成長・開発に関する TICAD プロセスの推進と、アフリカとの対話・交</p> |

| | | | |
|---|-----------------------|----------|---|
| | | | <p>流及び我が国の対アフリカ政策に関する国内外の理解促進のために、令和3年度に開催する TICAD 閣僚会合の開催経費や国際連合開発計画拠出金を中心に、令和3年度予算概算要求で一般予算 379,467 千円及び分担金・拠出金 308,016 千円を要求した（令和3年度予算案額：一般予算 301,817 千円、分担金・拠出金 263,193 千円）。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>必要な機構要求（在エリトリア兼勤駐在官事務所の設置要求）、必要な定員要求（TICAD フォローアップ関係事務の強化に伴う1名新規増要求）を行った。</p> <p><事前分析表の変更状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別分野1の参考指標（対アフリカ民間投資残高）については、目標に整合的な数値ではなく、このような流動的な数値を評価の際に参考とすることは必ずしも適当ではないため、設定を終了することとした。 ・個別分野2の参考指標（内閣府世論調査）についても、調査対象が非常に限定的であることから、目標達成を測定するのに必ずしも適当ではないため、設定を終了することとした。 |
| 7 | 【基本目標IV施策IV-1】領事業務の充実 | 相当程度進展あり | <p>引き続き推進</p> <p><予算要求></p> <p>いかなる危機下でも領事業務を万全に遂行すべく、デジタル化を一層推進し、さらに、今回の新型コロナ禍を踏まえ、在留邦人・日系人を支援し、緊急事態対応を強化する等のため、令和3年度予算概算要求で一般予算 17,109,246 千円及び分担金・拠出金 3,303 千円を、令和2年度3次補正予算で 8,760,844 千円を要求した（令和3年度予算案額：一般予算 10,910,081 千円、分担金・拠出金 3,273 千円、令和2年度3次補正予算案額：8,760,844 千円）。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>必要な定員要求（感染症対策関連事務の増加に伴う3名新規増要求、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う邦人援護業務強化に伴う2名新規増要求、次世代 IC 旅券関係事務の強化に伴う1名新規増要求、国際的な人の往来の再開関連業務に伴う2名新規増要求、在外公館の領事担当4名新規増要求）を行った。</p> <p><事前分析表の変更状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標 1-7（在留届・旅レジ）は、目標を達成したことから、平成29年度をもって設定を終了した。 |

| | | | | |
|---|-----------------------------------|--------------|------------|--|
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館の領事サービスの維持・向上のための達成手段として「⑧領事手続におけるデジタル・ガバメントの推進」を追加することとした（測定指標 1-1 利用者の評価等サービスの向上）。 ・施策目標である「在外邦人の安全対策強化」を達成する上では、精神科顧問医等外部の専門的な知見を活用し、よりきめの細かい邦人援護業務を実施することが有益であるため、「測定指標 2-4 困窮邦人等の援護」を削除し、参考指標「外部人材を通じた邦人援護件数」を掲載することとした。 ・参考指標 3（来日外国人の犯罪の総検挙件数（暦年））は、平成 30 年をもって警察庁ホームページによる公表がなくなったことから、令和元年度をもって終了することとした。 |
| 8 | 【基本目標 V 施策 V-1】 外交実施体制の整備・強化 | 相当程度 進展あり | 引き続き推 進 | <p><予算関連></p> <p>激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制（定員・機構、在外公館等の警備、情報防護能力、地方自治体との連携）の整備・強化を推進していくが、本施策は外務省全体の予算に拘わっているため、特定の項の下での予算は計上していない。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>必要な機構要求（在ダナン総領事館及び在エリトリア兼勤駐在官事務所の設置要求並びにアジア大洋州局中国・モンゴル第二課企画官及び国際協力局地球規模課題総括課国際保健政策室の設置要求）、必要な定員要求（警備担当官の 6 名新規増要求等）を行った。</p> <p><事前分析表></p> <p>施策目標及び達成手段の妥当性に係る検討結果を踏まえ、引き続き当該施策目標に向け、測定指標及び達成手段を維持しつつ、政策を推進していくこととした。</p> |
| 9 | 【基本目標 V 施策 V-2】 外交情報通信基盤の整備・拡充 | 相当程度 進展あり | 引き続き推 進 | <p><予算関連></p> <p>IT による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進するとともに、外交通信の安定運用のため一層のセキュリティ強化を図っていくが、本施策は外務省全体の予算に関わっているため、特定の項の下での予算は計上していない。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>必要な定員要求（外交通信体制整備関係事務の強化に伴う 3 名新規増要求等）を行った。</p> |

| | | | | |
|----|--|----------|--------|---|
| | | | | <p><事前分析表></p> <p>施策目標及び達成手段の妥当性に係る検討結果を踏まえ、引き続き当該施策目標に向け、測定指標及び達成手段を維持しつつ、政策を推進していくこととした。</p> |
| 10 | <p>【基本目標Ⅶ施策Ⅶ-1】</p> <p>国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>政務及び安全保障分野における国際機関への拠出金・分担金による我が国の国際貢献については、主な拠出金・分担金を取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。令和2年度については、親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金を取り上げて評価した。</p> <p>親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金に関し、将来を担う人材を海外から招へい又は日本から派遣し、親日派及び知日派を発掘し、我が国の外交基盤を推進するため、令和3年度予算概算要求においては施策Ⅲ-1（内外広報・文化交流・報道対策）の中で要求した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度概算要求額（施策Ⅲ-1）：分担金・拠出金5,926,327千円（うち、親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金要求額は2,216,167千円）[令和3年度予算案額：分担金・拠出金5,339,371千円（うち、親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金額は1,678,798千円）] ・令和2年度3次補正予算要求額：14,055,395千円（うち、親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金要求額は0千円）[令和2年度3次補正予算案額：14,055,395千円（うち、親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金額は0千円）] <p><事前分析表></p> <p>政策評価体系を見直し、各分担金・拠出金に関係する他の施策（基本目標Ⅰ～Ⅵ）に組み込むこととした。</p> |
| 11 | <p>【基本目標Ⅶ施策Ⅶ-2】</p> <p>国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>経済及び社会分野における国際機関への拠出金・分担金による我が国の国際貢献については、主な拠出金・分担金を取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。令和2年度については、経済協力開発機構（OECD）分担金及び日・OECD協力拠出金を取り上げて評価した。</p> <p>加盟国の経済成長、途上国経済の発展、自由貿易の拡大といった活動目的の達成に寄与するためにOECDの議論に積極的に参加し、また、議論をリードすることにより、国際経済秩序形成に参画するため、令和3年度予算概算要求</p> |

| | | | |
|----|--|-----------------|--|
| | | | <p>においては施策Ⅱ-2（国際経済に関する取組）の中で必要な経費を要求した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度概算要求額（施策Ⅱ-2）：分担金・拠出金 8,931,237千円（うち、OECDへの分担金・拠出金要求額は3,020,995千円）[令和3年度予算案額：分担金・拠出金 8,942,149千円（うち、OECDへの分担金・拠出金額は3,038,768千円）] <p><事前分析表></p> <p>政策評価体系を見直し、各分担金・拠出金に関係する他の施策（基本目標Ⅰ～Ⅵ）に組み込むこととした。</p> |
| 12 | <p>【基本目標Ⅶ施策Ⅶ-3】</p> <p>国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献</p> | <p>相当程度進展あり</p> | <p>引き続き推進</p> <p><予算要求></p> <p>地球規模の諸問題における国際機関への拠出金・分担金による我が国の国際貢献については、主な拠出金・分担金を取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。令和2年度については、国際移住機関（IOM）分担金、IOM 拠出金、IOM 拠出金（人身取引被害者の帰国支援事業）を取り上げて評価した。</p> <p>IOM への分担金及び拠出金に関し、移民・難民等に対する人道支援という地球規模の諸問題の解決に向けた取組のため、脆弱な難民・国内避難民の保護支援、国境管理強化支援、難民・国内避難民のホストコミュニティ安定化支援等を推進するため、令和3年度予算概算要求においては施策Ⅱ-1（国際の平和と安定に対する取組）及び施策Ⅵ-1（経済協力）の中で、また、令和2年度3次補正予算要求で必要な経費を要求した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度概算要求額（施策Ⅱ-1）：分担金・拠出金 86,918,078千円（うち、IOM 拠出金（人身取引被害者の帰国支援事業）要求額は15,474千円）[令和3年度予算案額（施策Ⅱ-1）：分担金・拠出金 85,447,690千円（うち、IOM 拠出金（人身取引被害者の帰国支援事業）額は15,332千円）] ・令和3年度概算要求額（施策Ⅵ-1）：分担金・拠出金 6,894,001千円（うち、IOM への分担金要求額は548,735千円）[令和3年度予算案額（施策Ⅵ-1）：分担金・拠出金 5,803,455千円（うち、IOM への分担金額は548,735千円）] ・令和2年度3次補正予算要求額：105,368,486千円（うち、IOM への拠出金要求額は4,081,085千円）[令和2年度3次補正予算案額：105,368,486千円（うち、IOM への |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | 拠出金額は 4,081,085 千円〕 <事前分析表> 政策評価体系を見直し、各分担金・拠出金が関係する他の施策（基本目標Ⅰ～Ⅵ）に組み込むこととした。 |
|--|--|--|--|--|

表 4 政府開発援助を対象として評価を実施した政策(未着手・未了) (令和 2 年 6 月 9 日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/oda/mofa.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--------------------------------|---------|-----------|--|
| 1 | 地上テレビ放送デジタル化計画 (スリランカ) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続 令和 3 年度予算要求に反映 |
| 2 | ペルー沿岸部洪水対策計画 (ペルー) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続 令和 3 年度予算要求に反映 |
| 3 | グワハティ下水道整備計画 (インド) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続 令和 3 年度予算要求に反映 |
| 4 | シハヌークビル港多目的ターミナル整備計画 (カンボジア) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続 令和 3 年度予算要求に反映 |
| 5 | ジャワ・スマトラ連系送電線計画 (第一期) (インドネシア) | 継続が妥当 | 廃止・休止又は中止 | <予算要求・事業実施> 支援中止に向けた具体的な手続きについて先方政府との協議を実施中 令和 4 年度予算要求に反映予定 |
| 6 | ルムットバライ地熱発電計画 (インドネシア) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続 令和 3 年度予算要求に反映 |
| 7 | サンタ・カタリーナ州沿岸部衛生改善計画 (ブラジル) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続 令和 3 年度予算要求に反映 |
| 8 | ピリングス湖流域環境改善計画 (ブラジル) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続 令和 3 年度予算要求に反映 |
| 9 | チッタゴン環状道路建設計画 | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続し、令和 2 年度中に完了 |

| | | | | |
|----|--------------------------------------|-------|--------|--|
| | (バングラデシュ) | | | 令和4年度予算要求に反映予定 |
| 10 | キャンディ市下水道整備計画 (スリランカ) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続 令和3年度予算要求に反映 |
| 11 | 貨物専用鉄道建設計画(フェーズ1)第二期(インド) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続 令和3年度予算要求に反映 |
| 12 | シッキム州生物多様性保全・森林管理計画(インド) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続 令和3年度予算要求に反映 |
| 13 | ウグレヴィック火力発電所排煙脱硫装置建設計画(ボスニア・ヘルツェゴビナ) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続 令和3年度予算要求に反映 |
| 14 | 中西部上水道セクターローン(イラク) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続 令和3年度予算要求に反映 |
| 15 | デラロック水力発電所建設計画(イラク) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続 令和3年度予算要求に反映 |
| 16 | ブカレスト国際空港アクセス鉄道建設計画(ルーマニア) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続 令和3年度予算要求に反映 |
| 17 | 地方都市上水道整備計画(モロッコ) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続 令和3年度予算要求に反映 |
| 18 | オルカリア I 4・5号機地熱発電計画(ケニア) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <予算要求・事業実施> 引き続き支援を継続 令和3年度予算要求に反映 |

財務省

財務省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した政策 (令和2年12月17日、令和3年2月8日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/mof.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------------|--|
| 1 | 国立印刷局債券発行規定 | <制度改正> 評価結果を踏まえて、「独立行政法人国立印刷局法施行令の一部を改正する政令」が公布された (令和3年1月公布)。 |
| 2 | 造幣局債券発行規定 | <制度改正> 評価結果を踏まえて、「独立行政法人造幣局法施行令の一部を改正する政令」が公布された (令和3年1月公布)。 |
| 3 | 通関書類に係る押印規定 | <制度改正> 評価結果を踏まえて、本政策を盛り込んだ「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出した (令和3年2月提出)。 |

(事後評価)

表2 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和2年9月4日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/mof_h24.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|----------|--------|--|
| 1 | 【総合目標1】 我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(基礎的財政収支)黒字化を目指し、同時に | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | 我が国の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取組を進めた。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定、同年4月20日変更)等を受けて、補正予算による対応などを行ったところであり、これらが財政へ与える影響を注視した。 |

| | | | | |
|---|--|----------|--------|---|
| | 債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。 | | | |
| 2 | <p>【総合目標2】</p> <p>財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税や資産課税について、働き方改革や人生100年時代を見据え、再分配機能の向上や働き方の多様化への対応、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討をするなど取組を進める。そうした取組により、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進め</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>令和3年3月26日に「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で成立した。</p> <p>このほか、令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が国会で成立した。</p> <p>税制調査会において、経済社会の構造変化を踏まえ、税体系全般にわたる見直しについて議論を進めた。</p> |

| | | | | |
|---|--|--------------|------------|---|
| | る。 | | | |
| 3 | <p>【総合目標3】 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。</p> | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><国債管理政策> 我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれている。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更）等を受けた補正予算編成に伴い、国債発行計画の変更を行った。</p> <p><財政投融資> 中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消するという財政投融資の役割の下、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、政策的に必要な資金需要に的確に対応した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等を受けて、財政投融資計画補正を行った。</p> <p><国有財産の有効活用> 国有財産は国民共有の貴重な財産であることから、地域や社会のニーズ及び個々の財産の状況を踏まえて、中長期的な視点から最適な形での国有財産の有効活用を推進した。</p> <p>また、未利用国有地の適正な管理・処分に関し、学校法人森友学園への国有地の売却等事案を踏まえ、国有財産の管理処分手続きの明確化を図るとともに、公文書管理や電子決裁を徹底してきた。引き続き、法令等に基づいて国有財産の適正な管理・処分を行った。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して収入が減少した事業者・個人の貸付料等に係る債権の履行期限を延長する措置を行った。</p> <p><国庫金の管理> 国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保した。</p> |
| 4 | <p>【総合目標4】 関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図</p> | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><金融システムの安定を確保するための取組> 金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めた。</p> |

| | | | | |
|---|--|----------|--------|--|
| | <p>るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。</p> | | | <p><通貨に対する信頼を維持するための取組></p> <p>通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期した。</p> |
| 5 | <p>【総合目標5】 我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行った。</p> <p>ASEAN+3の枠組や二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進した。</p> <p>ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施した。特に、令和2年4月に創設したJICAの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行った。</p> <p>日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款等やJBICの出融資保証業務等を通じて引き続き推進した。特に、令和2年4月にはJBIC「成長投資ファシリティ」の下に「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ」を設け、同年7月には日本企業が先進国で行う事業に対するJBICの融資等を幅広く可能としたところである。これらを通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた日本企業の海外事業の維持・継続等を支援した。</p> <p>MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させた。特に、日本は、MDBsに対し新型コロナウイルスを始めとするパンデミック対策の充実を求めてきたところであり、新型コロナウイルスの感染拡大で影響を受けている開発途上国への支援に貢献した。</p> <p>質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・</p> |

| | | | | |
|---|---|----------|--------|--|
| | | | | <p>拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践に向けて取り組んだ。</p> <p>国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んだ。</p> |
| 6 | <p>【総合目標6】 総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や「成長戦略実行計画」に沿って適切な財政・経済の運営を行った。</p> <p>また、令和元年度補正予算及び令和2年度予算を迅速かつ着実に実施するとともに、相次ぐ自然災害からの復興の加速に取り組んだ。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更）等を受けて、補正予算を編成した。</p> |
| 7 | <p>【政策目標1-1】 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>重点的な予算配分を通じ財政の効率化・質的改善を図るとともに予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用に向けた。</p> <p>上記に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「緊急経済対策」等を受けて、補正予算による対応などを行った。</p> <p>広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やウェブサイト等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行った。</p> <p>また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等及び予算編成支援システムの運用に必要な経費の確保に努めた。</p> <p><予算要求> 令和3年度予算概算要求額：425,176千円</p> |
| 8 | <p>【政策目標1-2】 必要な歳入の確保</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「緊急経済対策」等を受けて、補正予算に</p> |

| | | | | |
|----|--|----------|--------|---|
| | 保 | | | <p>よる対応などを行った。新型コロナウイルス感染症の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより、税金及び税外収入の確保に努めるとともに、税金の見積り等に関する説明責任の向上に努めた。</p> |
| 9 | <p>【政策目標1-3】 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>法令や予算との整合性等に留意し、円滑かつ効率的な予算執行の確保に努めた。</p> <p>予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、様々な視点から、より深度のある予算執行調査を実施するとともに、予算執行に関する情報開示の充実、各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修の効果的な実施及び随意契約の適正化に努めた。</p> <p>また、予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保を図り、予算執行状況について調査の着実な実施等に取り組むために必要な経費の確保に努めた。</p> <p>上記に加え、令和2年度予算執行調査の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、調査の開始時期や回答期限の調整・延期、調査内容や実施方法の見直しなど、調査対象先の事情等を十分勘案しながら弾力的に対応した。</p> <p><予算要求> 令和3年度予算概算要求額：619,221千円</p> |
| 10 | <p>【政策目標1-4】 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p>年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、正確性を確保しつつ、国民及び国会に対し適時適切に報告した。また、令和元年度歳入歳出決算については、平成30年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、令和2年11月20日前後には国会提出が可能となるよう努め、令和2年11月20日に国会に提出した。</p> |
| 11 | <p>【政策目標1-5】 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や、地方交付税の制度改革等の諸課題について総務省と調整を行った。</p> |
| 12 | <p>【政策目標1-6】 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p>令和元年度決算分の国の財務書類について、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努め、予算の審議等に活用するために、令和3年1月に公表した。更に省庁別財務書類等についても、各府省よりの確かな財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行った。</p> <p>また、令和3年度の予算要求については、令和2年度決算分</p> |

| | | | | |
|----|---|------|------------|--|
| | | | | <p>の国の財務書類の令和4年1月公表等に向けて、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に省庁別財務書類等の審査、国の財務書類の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めた。</p> <p><予算要求> 令和3年度予算概算要求額：12,958千円</p> |
| 13 | <p>【政策目標2-1】 経済の好循環を 確実なものとする ための税制の 着実な実施、我が 国の経済社会の 構造変化及び喫 緊の課題に応え るための税制の 検討並びに税制 についての広報 の充実</p> | 目標達成 | 引き続き 推進 | <p>令和3年3月26日に「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で成立した。</p> <p>また、租税特別措置を含めた税制改正を行うにあたっては、要望時において各府省等に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省等との議論において活用した。</p> <p>このほか、令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が国会で成立した。</p> <p>税制調査会において、経済社会の構造変化を踏まえ、税体系全般にわたる見直しについて議論を進めた。</p> <p>税制の現状と課題、税制改正の内容など、税制全般に対する国民の理解・納得が深まるよう、幅広い媒体を活用し、広報活動の充実を図った。</p> <p><予算要求> 令和3年度予算概算要求額：168,339千円</p> |
| 14 | <p>【政策目標3-1】 国債の確実かつ 円滑な発行及び 中長期的な調達 コストの抑制</p> | 目標達成 | 引き続き 推進 | <p>国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定した。さらに、令和2年度においても、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更）等を受けた補正予算編成に伴い、国債発行計画の変更を行った。</p> <p>個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家の国債保有促進や海外投資家に対するIRに取り組んだ。</p> <p>また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるため、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に引き続き努めた。</p> <p>なお、令和元年度政策評価結果を踏まえ、令和3年度予算概</p> |

| | | | | |
|----|---|------|--------|--|
| | | | | <p>算要求においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めた。</p> <p><予算要求></p> <p>令和3年度予算概算要求額：25,493,736,584千円</p> <p>令和3年度国債整理基金特別会計予算概算要求額：256,049,391,393千円</p> <p>令和3年度東日本大震災復興特別会計予算概算要求額：29,051,438千円</p> |
| 15 | <p>【政策目標3-2】</p> <p>財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p>財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行った。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更）等を受けて、財政投融资計画補正を行った。</p> <p>また、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施した。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めた。</p> <p>加えて、財政投融资特別会計の財務の健全性確保のため、的確な資産負債管理に取り組んだ。</p> <p>その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、的確な資産負債管理を実施するために必要な経費の確保に努めた。</p> <p><予算要求></p> <p>令和3年度財政投融资特別会計予算概算要求額：52,794,739,100千円</p> |
| 16 | <p>【政策目標3-3】</p> <p>庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p>国民共有の貴重な財産である国有財産については、有効活用を図っていくとともに適正な管理・処分を行った。具体的には、国有財産の有効活用の推進、行政財産（用語集参照）の適正な管理の実施と効率的な使用の推進、普通財産の適正な管理処分に引き続き取り組んだ。</p> <p>また、未利用国有地の適正な管理・処分に関し、学校法人森友学園への国有地の売却等事案を踏まえ、国有財産の管理処分手続きの明確化を図るとともに、公文書管理や電子決裁を徹底してきた。引き続き、法令等に基づいて国有財産の適正な管理・処分を行った。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して収入が減少した事業者・個人の貸付料等につ</p> |

| | | | | |
|----|---------------------------------|------|--------|---|
| | | | | <p>いて、無担保かつ利息なしで履行期限を延長する措置を設けるため、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限の延長についての臨時特例に関する政令」を令和2年5月20日に公布・施行した。</p> <p>国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実に引き続き取り組んだ。</p> <p>国有財産の適正な管理及び有効活用の推進並びに情報提供の充実に必要な経費、庁舎の計画的かつ効率的な整備に必要な経費、庁舎の耐震化に必要な経費及び合同宿舍の長寿命化等を図るための改修等に必要な経費の確保に努めた。</p> <p><予算要求> 令和3年度予算概算要求額：28,013,948千円 令和3年度財政投融资特別会計予算概算要求額：17,707,353千円</p> |
| 17 | 【政策目標3-4】 国庫金の効率的かつ正確な管理 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p>資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めた。</p> <p>国庫金の出納事務の正確性の確保については、国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行った。</p> <p>国庫収支に関する情報については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行った。</p> <p>また、国庫収支の見込みの精度向上に必要なシステム関係経費等、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めた。</p> <p><予算要求> 令和3年度予算概算要求額：68,285千円</p> |
| 18 | 【政策目標4-1】 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p>令和元年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き、令和2年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に一層努めた。</p> <p>このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めた。</p> |

| | | | | |
|----|--|------|--------|---|
| | | | | <p><予算要求> 令和3年度予算概算要求額：17,804,739千円</p> |
| 19 | <p>【政策目標4-2】 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に努めたほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めた。</p> <p>また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めた。</p> <p><予算要求> 令和3年度予算概算要求額：10,579千円</p> |
| 20 | <p>【政策目標5-1】 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断した。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行った。</p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行った。</p> <p>令和3年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めた。</p> <p><予算要求> 令和3年度予算概算要求額：673,750千円</p> |
| 21 | <p>【政策目標5-2】 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組にも貢献した。</p> <p>経済連携の推進については、RCEP等の経済連携交渉に引き続き積極的に取り組んだ。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、引き続き税関相互支援協定等の締結数の増加に努めた。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めた。</p> |

| | | | | |
|----|---|----------|--------|---|
| | | | | <p>また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めた。</p> <p>更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めた。</p> <p><予算要求> 令和3年度予算概算要求額：61,234千円</p> |
| 22 | <p>【政策目標5-3】 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>政策運営に当たっては、評価結果を踏まえた改善を行った。</p> <p>適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査の一層的確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等に努めた。</p> <p>また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的な連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めた。</p> <p>さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑を図るため、AEO制度について、AEO事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、及び参加する意義や参加により得られる便益について貿易関係事業者にとって分かりやすい視点での積極的な広報活動に取り組んでいくことにより、AEO事業者の新規承認数の増加を含めた利用拡大に引き続き努めた。</p> <p>税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努めた。これまでも輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策を実施しており、事業者ニーズの把握に努め、適切な施策を実施した。さらに、引き続きNACCSの安定稼働に努めた。</p> <p>加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めた。その際、ソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めた。</p> |

| | | | | |
|----|--|----------|--------|--|
| | | | | <p>令和3年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めた。</p> <p><予算要求> 令和3年度予算概算要求額：43,982,930千円</p> <p><機構要求> 観光立国実現に向けた計画的体制整備、テロ対策を含む水際取締強化等のため、令和3年度機構要求において、税関に統括監視官等の設置を要求した。</p> <p><定員要求> 観光立国実現に向けた計画的体制整備、テロ対策を含む水際取締強化等のため、令和3年度定員要求において、税関に449人を要求した。</p> |
| 23 | <p>【政策目標6-1】 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>G20声明やG7声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行った。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えた。</p> <p>世界経済の持続的発展等を目的として、G20やG7等の国際的な枠組において積極的に貢献した。とりわけ、前年のG20議長国として、本年の議長国であるサウジアラビアの議長国運営をサポートしつつ、G20における議論を主導した。</p> <p>国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行った。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う様々な影響に留意しつつ、引き続きIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献するとともに、IMFによる二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に取り組んだ。</p> <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進した。</p> <p>また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行った。</p> <p>各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年3月31日法律第22号。以下「犯収法」といいます。）の実効性の確保や、令和元年度より行なわれている第四次対日相互審査への対応を含むFATF勧告の実施に向けた更なる取組の推進、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施した。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・</p> |

| | | | | |
|----|--|------|--------|---|
| | | | | <p>モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施した。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用した。</p> <p>また、令和元年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めた。</p> <p><予算要求> 令和3年度外国為替資金特別会計予算概算要求額： 781,423,875千円</p> <p><機構要求> 国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営に関する体制強化のため、資金管理調査官を要求した。</p> |
| 24 | <p>【政策目標6-2】 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p>関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組んだ。</p> <p>JICAに関しては、円借款の迅速化を進める等、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進した。特に、令和2年4月に創設したJICAの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行った。</p> <p>JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進した。特に、令和2年4月にJBIC「成長投資ファシリティ」の下に創設した「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ」等を通じて、日本企業の海外事業の維持・継続等を支援した。</p> <p>MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画した。特に、日本は、MDBsに対し新型コロナウイルスを始めとするパンデミック対策の充実を求めてきたところであり、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大で影響を受けている開発途上国への支援に貢献した。</p> <p>UHC実現に向けた持続可能な保健財政枠組み構築のためには財務当局の関与が重要であるとの認識の下、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、UHC実現に向けた国際的な議論を主導した。</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画した。</p> <p>開発途上国の債務問題に関しては、令和2年4月にG20財務大臣・中銀総裁会議及びパリクラブの間で合意した「債務支払猶予イニシアティブ」（新型コロナウイルス感染拡大の影響により流動性危機に直面する最貧国の有する公的債務の支払を一時的に猶予する仕組み）を含め、引き続き、パリク</p> |

| | | | | |
|----|--------------------------------------|----------|--------|---|
| | | | | <p>ラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論や取組に積極的に参画した。</p> <p>知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施した。</p> <p>また、令和元年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和3年度予算において、必要な経費の確保に努めた。</p> <p><予算要求> 令和3年度予算概算要求額：102,475,884千円</p> |
| 25 | 【政策目標6-3】 日本企業の海外展開支援の推進 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、リスクマネー供給の拡大等を内容とする法改正等により機能強化されたJBICの活用等を通じて、引き続き日本企業の海外展開支援を推進した。特に、令和2年4月にはJBIC「成長投資ファシリティ」の下に「新型コロナウイルス危機対応緊急ウィンドウ」を設け、同年7月には日本企業が先進国で行う事業に対するJBICの融資等を幅広く可能とした。これらを通じて、日本企業の海外事業の維持・継続等を支援した。</p> |
| 26 | 【政策目標7-1】 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保 | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行った。</p> <p>また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴うこれまでの金融措置に加え、中小・小規模事業者のみならず中堅企業・大企業を含めた企業の資金繰りに万全を期すよう追加の金融措置を講じた。</p> <p>更に、主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めた。</p> <p>令和3年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めた。</p> <p><予算要求></p> |

| | | | | |
|----|---|------|------------|---|
| | | | | 令和3年度予算概算要求額：93,794,575千円 |
| 27 | 【政策目標8-1】 地震再保険事業 の健全な運営 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <p>地震保険制度の安定的な運営を確保するため、再保険金の迅速・確実な支払に加え、民間危険準備金残高の回復を図る取組みを進めるとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行った。</p> <p>地震保険の普及については、財務省ウェブサイト・SNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めた。</p> <p>また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めた。</p> <p><予算要求> 令和3年度地震再保険特別会計予算概算要求額：106,511,629千円</p> |
| 28 | 【政策目標9-1】 安定的で効率的 な国家公務員共 済制度等の構築 及び管理 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <p>年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視した。その他の社会保障制度改革についても、関係省庁と連携を図って引き続き検討を進めた。</p> <p>各国との人的交流の促進を図る観点から、我が国と各国間の社会保障制度の適用について、厚生労働省等と協力して、今後、順次締結が予定されている各国との社会保障協定への対応を行った。</p> <p>厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めた。</p> <p><予算要求> 令和3年度予算概算要求額：68,406,695千円</p> |
| 29 | 【政策目標10-1】 日本銀行の業務 及び組織の適正 な運営の確保 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <p>経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務が一層適正かつ効率的に運営されるよう努めた。</p> |
| 30 | 【政策目標11-1】 たばこ・塩事業の 健全な発展の促 進と適切な運営 の確保 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <p><たばこ事業の適切な運営の確保></p> <p>引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえ、規制の見直し等の所要の対応を行うことや、未成年者喫煙防止の取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めた。</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>< 塩事業の適切な運営の確保 ></p> <p>引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めた。</p> |
|--|--|--|--|

文部科学省

文部科学省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 研究開発を対象として評価を実施した政策 (令和2年9月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kenkyu/mext.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--------------------------------|---|
| 1 | 橋渡し研究プログラム | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求 (3,062百万円) を行った。(令和3年度予算案額: 1,966百万円) |
| 2 | ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求 (6,358百万円) を行った。(令和3年度予算案額: 4,681百万円) |
| 3 | 地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業 | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求 (1,485百万円) を行った。(令和3年度予算案額: 379百万円) |
| 4 | 革新的パワーエレクトロニクス創出基盤技術研究開発事業 | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求 (2,118百万円) を行った。(令和3年度予算案額: 1,353百万円) |
| 5 | データ創出・活用型プロジェクト | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求 (737百万円) を行った。(令和3年度予算案額: 43百万円) ※事業名を「データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト」に変更している。 |
| 6 | マテリアルデータインフラ事業 | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求 (2,540百万円) を行った。(令和3年度予算案額: 306百万円) [令和2年度第3次補正予算額: 2,000百万円] ※事業名を「マテリアル先端リサーチインフラ(データ創出)」に変更している。 |
| 7 | 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求 (200百万円) を行った。(令和3年度予算案額: 152万円) |
| 8 | 脳とこころの研究推進プログラム | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求 (6,462百万円) を行った。(令和3年度予算案額: 6,094百万円) |
| 9 | アルテミス計画のうち月周回有人拠点「ゲートウェイ」計画の推進 | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求 (17,516百万円) を行った。(令和3年度予算案額: 8,101百万円) <定員要求> |

| | |
|--|----------------------------------|
| | 本政策の推進に必要な定員1名の要求を行った。(要求が認められた) |
|--|----------------------------------|

表2 規制を対象として評価を実施した政策 (令和3年3月4日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/mext.html) 参照

| No. | 政策評価の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|------------------------|---|
| 1 | 補償金等の徴収・分配に係る指定法人制度の新設 | <p><制度改正></p> <p>政策評価法に基づく評価を経て、本政策を盛り込んだ「著作権法の一部を改正する法律案」を国会に提出した(令和3年3月提出)。</p> |

表3 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策 (令和2年9月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/mext.html) 参照

| No. | 政策評価の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---|---|
| 1 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長について、令和3年度税制改正要望を行った。</p> <p>(令和3年度税制改正の大綱において、要件等を見直した上で措置された。)</p> |
| 2 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長について、令和3年度税制改正要望を行った。</p> <p>(令和3年度税制改正の大綱において措置された。)</p> |
| 3 | 技術研究組合の所得の計算の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、技術研究組合の所得の計算の特例の延長について、令和3年度税制改正要望を行った。</p> <p>(令和3年度税制改正の大綱において、要件等を見直した上で措置された。)</p> |

(事後評価)

表4 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和2年9月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/mext_r01.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------|---------|------|------------------|
| | | | | |

| | | | | |
|---|--|--------------|------------|--|
| 1 | <p>【政策目標7 施策目標7-2】 科学技術の国際 活動の戦略的推 進</p> | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求> ○拡充事業（同額を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際科学技術センター 令和3年度概算要求額：75百万円（令和3年度予算案額：73百万円） ・OECDが実施する地球規模課題の解決に向けた取組への拠出 令和3年度概算要求額：24百万円（令和3年度予算案額：24百万円） ・OECD/GSF分担金 令和3年度概算要求額：10百万円（令和3年度予算案額：10百万円） ・科学技術国際活動の推進 令和3年度概算要求額：55百万円（令和3年度予算案額：55百万円） ・科学技術国際活動の推進事務費 令和3年度概算要求額：144百万円（令和3年度予算案額：134百万円） ・戦略的国際共同研究プログラム（SICORP）（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金に必要な経費） 令和3年度概算要求額：1,078百万円（令和3年度予算案額：1,078百万円） ・地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金に必要な経費） 令和3年度概算要求額：1,996百万円（令和3年度予算案額：1,876百万円） ・グローバルに活躍する若手研究者の育成等（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金に必要な経費・独立行政法人日本学術振興会運営費交付金に必要な経費） 令和3年度概算要求額：9,860百万円（令和3年度予算案額：7,367百万円） <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心の実現に関わる科学技術への対応に必要な体制強化に向け、参事官の設置及び定員2名の要求を行った（要求が認められた。）。 <p><事前分析表の変更></p> <p>達成目標1測定指標1、2について、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に当該目標値の達成が現実的でないことから、目標達成時期を次期科学技術基本計画の終了年度とし、目標値を平成30年度実績値の120%とした。また、</p> |
|---|--|--------------|------------|--|

| | | | | |
|---|---|------|--------|---|
| | | | | <p>達成目標1測定指標3についても、目標値を直近の実績値の120%に設定した。</p> <p>達成目標2について、各国との多様な協力関係構築や、我が国がイニシアチブを持った科学技術外交の推進を評価する観点の測定指標について、既存の測定指標を廃止し、新たに測定指標1を設定した。</p> |
| 2 | <p>【政策目標9 施策目標9-2】 環境・エネルギーに関する課題への対応</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>○新規事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 革新的パワーエレクトロニクス創出基盤技術研究開発事業 令和3年度概算要求額：2,118百万円（令和3年度予算案額：1,353百万円） <p>○拡充事業（同額を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動適応戦略イニシアチブ 令和3年度概算要求額：2,242百万円（令和3年度予算案額：1,066百万円） 環境分野の研究開発の推進 令和3年度概算要求額：29百万円（令和3年度予算案額：26百万円） 国際熱核融合実験炉計画の推進に必要な経費 令和3年度概算要求額：22,711百万円（令和3年度予算案額：17,803百万円） 幅広いアプローチ（BA）活動の推進に必要な経費 令和3年度概算要求額：5,865百万円（令和3年度予算案額：4,073百万円） 地球観測に関する政府間会合（GEO） 令和3年度概算要求額：57百万円（令和3年度予算案額：58百万円） <p><事前分析表の変更></p> <p>達成目標が「観測・適応・緩和」の3本柱となるよう整理して設定した。</p> <p>また、達成目標3について、定性的指標を見直し、定量的測定指標2を設定した。</p> <p>加えて、達成目標の選定理由及び目標値設定の根拠をより詳細に記載した。</p> |
| 3 | <p>【政策目標9 施策目標9-3】 健康・医療・ライフサイエンスに関する課題への対応</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>○新規事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム 令和3年度概算要求額：6,358百万円（令和3年度予算案額：4,681百万円） 橋渡し研究プログラム |

| | | | | |
|---|--|-------------------|---------------|--|
| | | | | <p>令和3年度概算要求額：3,062百万円（令和3年度予算案額：1,966百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳とこころの研究推進プログラム <p>令和3年度概算要求額：6,462百万円（令和3年度予算案額：6,094百万円）</p> <p><事前分析表の変更></p> <p>達成目標4測定指標3について、令和2年以降の目標値は、第2期の「健康・医療戦略」および「医療分野研究開発推進計画」において設定されている疾患基礎研究プロジェクトのシーズ研究に関する指標「研究成果の科学誌（インパクトファクター5以上）への論文掲載件数400件」に基づき、本事業分として約340件に設定した。</p> |
| 4 | <p>【政策目標11 施策目標11-4】 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上</p> | <p>目標に向かっていない</p> | <p>改善・見直し</p> | <p><予算要求></p> <p>○拡充事業（同額を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・インテグリティ推進事業 <p>令和3年度概算要求額：69百万円（令和3年度予算案額：44百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドーピング防止活動推進事業 <p>令和3年度概算要求額：305百万円（令和3年度予算案額：305百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界ドーピング防止機構等関係経費 <p>令和3年度概算要求額：21百万円（令和3年度予算案額：21百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界ドーピング防止機構拠出金 <p>令和3年度概算要求額：165百万円（令和3年度予算案額：162百万円）</p> <p>○縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム <p>令和3年度概算要求額：663百万円（令和3年度予算案額：622百万円）</p> <p><事前分析表の変更></p> <p>達成目標1にて、測定指標1を新たに追加した。また、施策の有効性が測定できるよう、達成目標1測定指標2、3の指標を明確化した。</p> |

表5 規制を対象として評価を実施した政策（令和2年4月9日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/mext.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------|---------|------|------------------|
|-----|-------|---------|------|------------------|

| | | | | |
|---|----------------------------|--------|--------|--|
| 1 | 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う新法 | 引き続き推進 | 引き続き推進 | <p><制度改正></p> <p>当該規制は、原子力事業者が原子力損害の賠償に充てるための資金を充実させ、国際的な原子力損害賠償制度の構築に貢献するための規制であり、原子力損害の補完的な補償に関する条約に規定されている義務を担保するための必要最低限のものであることから、継続することが妥当である。(令和2年4月評価)</p> |
| 2 | 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う改正 | 引き続き推進 | 引き続き推進 | <p><制度改正></p> <p>当該規制は、今後の原子力事故発生時における原子力損害賠償の実施の安定性を確保するための規制であり、原子力損害の補完的な補償に関する条約に規定されている義務を担保するための唯一の手段であることから、継続することが妥当である。(令和2年4月評価)</p> |

厚生労働省

厚生労働省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 研究開発を対象として評価を実施した政策 (令和2年12月22日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kenkyu/mhlw.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|------------------------------|--|
| 1 | 政策科学推進研究事業 | <p>< 予算要求 ></p> <p>評価結果を踏まえ、「厚生労働科学研究費」として令和3年度予算概算要求(9,344百万円)を行った(令和3年度予算案額:9,362百万円)。</p> |
| 2 | 統計情報総合研究事業 | |
| 3 | 臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業 | |
| 4 | 倫理的法的社会的課題研究事業 | |
| 5 | 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業 | |
| 6 | 厚生労働科学特別研究事業 | |
| 7 | 健やか次世代育成総合研究事業 | |
| 8 | がん対策推進総合研究事業 | |
| 9 | 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業 | |
| 10 | 女性の健康の包括的支援政策研究事業 | |
| 11 | 難治性疾患政策研究事業 | |
| 12 | 腎疾患政策研究事業 | |
| 13 | 免疫アレルギー政策研究事業 | |
| 14 | 移植医療基盤整備研究分野 | |
| 15 | 慢性の痛み政策研究事業 | |
| 16 | 長寿科学政策研究事業 | |
| 17 | 認知症政策研究事業 | |
| 18 | 障害者政策総合研究事業 | |
| 19 | 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業 | |
| 20 | エイズ対策政策研究事業 | |
| 21 | 肝炎等克服政策研究事業 | |
| 22 | 地域医療基盤開発推進研究事業 | |
| 23 | 労働安全衛生総合研究事業 | |
| 24 | 食品の安全確保推進研究事業 | |
| 25 | カネミ油症に関する研究事業 | |
| 26 | 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業 | |
| 27 | 化学物質リスク研究事業 | |
| 28 | 健康安全・危機管理対策総合研究事業 | |

表2 公共事業を対象として評価を実施した政策（令和2年9月28日、令和3年3月24日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/mhlw.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------------------|---|
| 1 | 簡易水道等施設整備事業（1件） | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「簡易水道等施設整備事業」として令和3年度予算概算要求（29,860百万円の内数）したほか、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費を別途要望（事項要求）している（令和3年度予算案額：30,165百万円の内数）。</p> |
| 2 | 水道水源開発等施設整備事業（3件） | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「水道水源開発等施設整備事業」として令和3年度予算概算要求（29,860百万円の内数）したほか、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費を別途要望（事項要求）している（令和3年度予算案額：30,165百万円の内数）。</p> |

表3 規制を対象として評価を実施した政策（令和2年4月13日、4月20日、8月6日、9月25日、10月12日、12月3日、12月11日、令和3年2月1日、2月19日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/mhlw.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|--|
| 1 | 毒物及び劇物指定令の一部改正 | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえて、「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令」が公布された（令和2年6月24日公布）。</p> |
| 2 | 麻薬及び向精神薬の指定 | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえて、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令」が公布された（令和2年7月8日公布）。</p> |
| 3 | 覚醒剤原料の指定 | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえて、「覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令」が公布された（令和2年7月8日公布）。</p> |
| 4 | 衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した衛生マスクの購入価格を超える価格での譲渡の禁止 | <p>「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が公布され（令和2年3月11日公布）、その後、本措置に係る評価書を作成した。</p> <p>（注）本措置は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急措置として導入されたものであり、可能な限り早期に施行する必要があったことから、評価実施時期が施行後となったもの。</p> |
| 5 | 消毒等用アルコールの転売規制について | <p>「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が公布され（令和2年5月22日公布）、その後、本措置に係る評価書を作成した。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | | <p>(注) 本措置は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急措置として導入されたものであり、可能な限り早期に施行する必要があったことから、評価実施時期が施行後となったもの。</p> |
| 6 | <p>衛生マスク及び消毒等用アルコールを不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した衛生マスク及び消毒等用アルコールの購入価格を超える価格での譲渡禁止の廃止</p> | <p>「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が公布され(令和2年8月28日公布)、その後、本措置に係る評価書を作成した。</p> <p>(注) No.4及びNo.5の措置は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急措置として導入された規制であり、施行令に規定する「国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じるおそれがあると認められる」状況が一定程度解消されたと考えられる場合には、これらの規制を可能な限り早期に解除する必要があったことから、評価実施時期が施行後となったもの。</p> |
| 7 | <p>ベンジルアルコールに係る労働者の健康障害防止のための規制強化</p> | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえて、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」が公布された(令和2年12月2日公布)。</p> |
| 8 | <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)の指定化学物質の見直し</p> | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえて、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布される予定(現時点では公布日未定)。</p> |
| 9 | <p>行政手続における押印規制</p> | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえて、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令」が公布された(令和2年12月23日公布)。</p> |
| 10 | <p>健康診断等に係る記録の写し等の提供の義務</p> | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえて、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(令和3年2月5日提出)。</p> |
| 11 | <p>受給者番号等の告知要求制限等</p> | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえて、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(令和3年2月5日提出)。</p> |
| 12 | <p>製造・輸入・使用を制限する化学物質、輸入を禁止する製品及び基準適合義務・表示義務を課す製品の指定</p> | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえて、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布される予定(現時点では公布日未定)。</p> |
| 13 | <p>育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等</p> | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえて、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案」を国会に提出した(令和3年2月26日提出)。</p> |

| | | |
|----|--------------------|--|
| 14 | 育児休業の取得の状況の公表の義務付け | <p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえて、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年2月26日提出）。</p> |
|----|--------------------|--|

表4 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（令和2年12月3日、12月28日、令和3年1月15日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/mhlw.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---------------------------------------|--|
| 1 | 地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において、「地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等」を要望した（令和3年度税制改正大綱に、診療所における全身用 CT 及び全身用 MRI の配置効率化等を促すための措置を講ずること、また対象機器の見直しを行うこととし、盛り込まれた。）。</p> |
| 2 | 薬機法改正による課徴金納付命令の導入に伴う所要の措置 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において、「薬機法改正による課徴金納付命令の導入に伴う所要の措置」を要望した（令和3年度税制改正大綱に、同法の課徴金制度における課徴金及び延滞金について、損金算入しないこととし、盛り込まれた。）。</p> |
| 3 | 電子処方箋の運用に係る税制上の所要の措置 | <p><税制改正要望></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において、「電子処方箋の運用に係る税制上の所要の措置」を要望した（令和3年度税制改正大綱に盛り込まれなかった。）。</p> |
| 4 | 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において、「生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長」を要望した（令和3年度税制改正大綱に、取得価格要件を400万円以上（現行：200万円以上）に引き上げることとし、盛り込まれた。）。</p> |
| 5 | 交際費課税の特例措置の拡充 | <p><税制改正要望></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において、「交際費課税の特例措置の拡充」を要望した（令和3年度税制改正大綱に盛り込まれなかった。）。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | | た。) |
| 6 | 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において、「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長」を要望した（令和3年度税制改正大綱に、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象に計画終了年度に修正 ROA 又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたものに限る。）を実施するために必要不可欠な設備を加えることとし、盛り込まれた。)</p> |
| 7 | 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において、「中小企業等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長」を要望した（令和3年度税制改正大綱に、対象となる指定事業に不動産業等を加えること、対象となる法人に商店街振興組合を加えること、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外することとし、盛り込まれた。)</p> |
| 8 | 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長 | <p><税制改正要望></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において、「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長」を要望した（令和3年度税制改正大綱に盛り込まれなかった。)</p> |
| 9 | 社会保険診療報酬に係る非課税措置 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において、「社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続」を要望した（令和3年度税制改正大綱に、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討することとし、盛り込まれた。)</p> |
| 10 | 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において、「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続」を要望した（令和3年度</p> |

| | | |
|----|------------------------------|---|
| | | 税制改正大綱に、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討することとし、盛り込まれた。) |
| 11 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において、「試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充」を要望した(令和3年度税制改正大綱に、自社利用ソフトウェアの研究開発投資を本税制の対象に追加するほか、控除上限を最大50%に見直すこととし、盛り込まれた。)</p> |
| 12 | 中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において、「中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設」を要望した(令和3年度税制改正大綱に、中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設が盛り込まれた。)</p> |
| 13 | 社会医療法人の認定要件の特例的取扱い | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において、「社会医療法人の新規認定要件の特例的取扱い」を要望した(令和3年度税制改正大綱に、社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、関係法令の改正により夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加する見直しが行われた後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずることとし、盛り込まれた。)</p> |

(事後評価)

表5 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式)(令和2年10月29日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/mhlw_h29.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---|--------------|------------|---|
| 1 | 【基本目標 I 施策目標1-2】 効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>効率的かつ質の高い医療を提供するため、令和3年度予算概算要求で、経費314,761百万円を要求したほか、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費を別途要望(事項要求)している(令和3年度予算案額:316,289百万円)。</p> |

| | | | | |
|---|--|----------|--------|---|
| | を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること | | | <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> 指標5に関して、無医地区の定義の見直し又はへき地医療の体制整備を測定指標として見直すべき、との外部有識者からの指摘を踏まえ、令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（以下「令和2年度事前分析表」という。）において、「医療活動の実施主体であるへき地医療拠点病院のうち、一定数以上の医療活動を実施した医療機関の割合」を測定指標として設定した。 指標10については、医療機関の数は全医療機関数の増減の傾向に左右されるため、令和2年度事前分析表において、在宅医療サービスの実施状況を反映した「在宅患者訪問診療件数」に変更した。 指標11については、概ね5年周期の調査結果であり、調査実施年にしか評価をできないことから、令和2年度事前分析表において、「人生の最終段階における医療・ケアに関する患者本人等の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」参加者が所属する医療機関等の実数」に変更した。 |
| 2 | <p>【基本目標Ⅰ施策目標2-1】</p> <p>今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図るため、令和3年度予算概算要求で、経費1,849百万円を要求した（令和3年度予算案額：1,846百万円）。</p> <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1に関し、各都道府県における医師偏在の状況および医師偏在対策、医師の働き方改革に関する検討会の結論等を踏まえ、改めて医師需給を見込んだ上で、医師養成数について検討を行っていくこととした。 指標2及び3に関し、都道府県ごとに将来（2036年）時点における必要医師数の目標を定め、その確保に向け地域医療支援センターによる医師派遣調整等の短期施策と、地域枠の設定等の長期施策を組み合わせ、医師偏在解消を目指した取組を進めていくこととした。 |
| 3 | <p>【基本目標Ⅰ施策目標2-2】</p> <p>医療従事者の資質の向上を図ること</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>医療従事者の資質の向上を図るため、令和3年度予算概算要求で、経費1,785百万円を要求した（令和3年度予算案額：1,774百万円）。</p> <p><事前分析表></p> |

| | | | | |
|---|---|--------------|------------|---|
| | | | | <p>指標5に関し、ドクターヘリの導入機数が一定程度増加してきた現在、ドクターヘリ従事者研修の受講者数が前年度を上回ることは、一時的な上振れでしかないと考えられ、測定指標としての役割をある程度終えたと考えられることから、ドクターヘリ従事者研修の受講者数を参考指標に変更することとした。</p> |
| 4 | <p>【基本目標Ⅰ施策目標8-1】 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図るため、令和3年度予算概算要求で、経費3,278百万円を要求した(令和3年度予算案額:3,072百万円)。</p> <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標8に関し、オンラインでの開催やe-ラーニング等、効率的にバイオシミラーの理解が普及するような取組を実施する上で、測定指標(講習会の開催数)についても見直しをすることとした。 ・ 達成目標1に関し、令和2年度事前分析表において、医療系ベンチャー企業等への相談支援の実施件数を新たに測定指標として追加した。 ・ 達成目標1に関して、内資企業の新薬開発件数等を参考指標とすることが可能かどうか今後検討することとした。 ・ 達成目標2に係る指標10の目標値の設定方法は、外部有識者からの指摘を踏まえ、今後検討することとした。 |
| 5 | <p>【基本目標Ⅰ施策目標10-1】 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること</p> | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図るため、令和3年度予算概算要求で、経費7,752百万円を要求したほか、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費を別途要求(事項要求)している(令和3年度予算案額:6,545百万円)。</p> <p><事前分析表></p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所に求められる機能を適切に評価するために、どのような指標を設定すべきかについて、今後検討することとした。</p> |
| 6 | <p>【基本目標Ⅰ施策目標10-3】 総合的ながん対策を推進すること</p> | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>総合的ながん対策を推進するため、令和3年度予算概算要求で、経費11,954百万円を要求した(令和3年度予算案額:11,770百万円)。</p> |

| | | | | |
|---|--|--------|--------|--|
| | | | | <p><事前分析表></p> <p>指標については、今後、がん対策推進協議会での議論を踏まえ、見直しの検討を行うこととした。</p> |
| 7 | <p>【基本目標Ⅱ施策大目標3-1】</p> <p>規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進するため、令和3年度予算概算要求で、経費1,181百万円を要求したほか、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費を別途要望（事項要求）している（令和3年度予算案額：1,194百万円）。</p> <p><事前分析表></p> <p>指標2について、外部有識者からの、目標値と実績値の比較を行うことが適当ではないという指摘を踏まえ、令和2年度事前分析表において指標の見直しを行った。</p> <p><機構要求></p> <p>密輸入・広域事犯対策を強化するため、令和3年度機構要求で、関東信越厚生局麻薬取締部密輸・広域事犯管理官、九州厚生局麻薬取締部密輸対策課等の設置を要求した。</p> <p><定員要求></p> <p>密輸・水際対策を強化するため、令和3年度定員要求で、九州厚生局麻薬取締部密輸対策課に9人の増員を要求した。</p> |
| 8 | <p>【基本目標Ⅲ施策大目標3-2】</p> <p>被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図るため、令和3年度予算概算要求で、経費153,333百万円を要求した（令和3年度予算案額：153,333百万円）。</p> <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1に関し、医療リハビリテーションセンター利用者の満足度を測る指標について、令和3年度中にアンケート等を試験的に導入することとした。 また、同アンケートの試験的な導入結果を踏まえ、今後、指標化する上での課題等について検討を行うこととした。 指標3については、目標に見合った指標設定ができないため、削除することとし、引き続き適正な評価のために目標に見合った事業を掲載することとした。 |
| 9 | <p>【基本目標Ⅳ施策目標2-1】</p> <p>非正規雇用労働</p> | 進展が大きい | 引き続き推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者・派遣</p> |

| | | | | |
|----|---|--------------|------------|---|
| | 者（短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること | | | 労働者）の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図るため、令和3年度予算概算要求で、経費78,402百万円を要求した（令和3年度予算案額：78,323百万円）。 ＜事前分析表＞ ・ 指標4については平成27年度以降、毎年度概ね100%近い水準を維持していることから、指標としての役割を終えたと判断し、令和2年度事前分析表において新たな指標を設定した。 ・ また、令和2年度より順次施行されているパートタイム・有期雇用労働法に基づく均等・均衡待遇規定に関し、令和2年度事前分析表において新たな指標を設定した。 ・ 指標7のキャリアアップ計画については、従前の助成金においては関連があったものの、人材開発支援助成金においては関連がないことから、令和2年度事前分析表では削除した。 |
| 10 | 【基本目標Ⅳ施策目標4-1】 個別労働紛争の解決の促進を図ること | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | 評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 個別労働紛争の解決の促進を図るため、令和3年度予算概算要求で、経費3,302百万円を要求した（令和3年度予算案額：3,293百万円）。 ＜事前分析表＞ ・ あっせん等におけるオンラインの活用について、テレビ会議システムによるあっせんの実施状況、紛争調整委員等の関係者の意向、情報漏洩の対策等を踏まえつつ、今後検討することとした。 |
| 11 | 【基本目標Ⅴ施策目標1-1】 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | 評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保するため、令和3年度予算概算要求で、経費86,614百万円を要求した（令和3年度予算案額：86,565百万円）。 ＜事前分析表＞ ・ 派遣労働者の同一労働・同一賃金に関する指標について施策目標Ⅳ-2-1の達成目標2に係る指標として、令和2年度事前分析表において設定した。 ・ 達成目標3については、令和2年度より、民間委託により就職氷河期世代の安定就職を支援する事業を実施していることから、これに関する新たな指標（当該事業の対象者のうち、期間の定めのない雇用での就職率）を令和2年度事前分 |

| | | | | |
|----|--|------------|--------|---|
| | | | | <p>析表において設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、この指標に加え、外部有識者委員からの指摘等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響等に留意し、通年の実績等を十分に分析等した上で、マッチングの観点からの適切な指標の設定を今後検討することとした。 指標5、指標7及び指標9については、毎年度概ね100%近い水準を維持していることから、指標としての役割を終えたと判断し、令和3年度から新たな指標を設定することとした。 <p><機構要求></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による医療・福祉分野の人材不足解消に向けた体制整備のため、令和3年度機構要求として、医療・福祉人材確保推進企画官を要求した。</p> <p><定員要求></p> <p>令和3年度定員要求として、医療・福祉人材確保推進係長1名を要求した。</p> |
| 12 | <p>【基本目標Ⅵ施策目標2-2】</p> <p>若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずるため、令和3年度予算概算要求で、経費5,189百万円を要求した（令和3年度予算案額：5,167百万円）。</p> <p><事前分析表></p> <p>令和2年度事前分析表において、「地域若者サポートステーション事業の支援を受けた者に対して行う満足度調査」の結果を測定指標に追加し、サポステ利用者のニーズへの対応を測定することとした。</p> |
| 13 | <p>【基本目標Ⅶ施策目標1-2】</p> <p>地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること</p> | 目標に向かっていない | 引き続き推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図るため、令和3年度予算概算要求で、経費4,383百万円を要求した（令和3年度予算案額：4,355百万円）。</p> <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1及び指標2については、新たな指標の設定を検討することとした。 指標7に加えて、令和3年度より放課後児童クラブの待機児童数に関する指標を設定することとし、質の評価に関する指標については、今後検討することとした。 |
| 14 | <p>【基本目標Ⅶ施策目標4-1】</p> | 目標に向かっていない | 引き続き推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> |

| | | | | |
|----|--|----------|--------|---|
| | ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること | ない | | <p>ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図るため、令和3年度予算概算要求で、経費177,147百万円を要求した（令和3年度予算案額：175,593百万円）。</p> <p><事前分析表></p> <p>目標や指標設定について、外部有識者より、当初の想定と異なる実態が把握される場合は、その要因を分析するとともに、現実に即した目標・指標に変更するべきとの指摘があり、測定指標の見直しに当たっては、「子どもの貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）の内容を踏まえ、実態に即した目標設定となるよう、引き続き検討していくこととした。</p> |
| 15 | <p>【基本目標Ⅸ施策目標1-1】</p> <p>障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p> | 進展が大きくない | 引き続き推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備するため、令和3年度予算概算要求で、経費2,141,986百万円を要求した（令和3年度予算案額：2,234,890百万円）。</p> <p><事前分析表></p> <p>福祉施設から一般就労への移行に関する指標5について、令和3年度より、就労移行支援、就労継続A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとした。</p> |
| 16 | <p>【基本目標ⅩⅠ施策目標1-2】</p> <p>高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援するため、令和3年度予算概算要求で、経費202,593百万円を要求した（令和3年度予算案額：199,436百万円）。</p> <p><事前分析表></p> <p>介護予防・生活支援サービス等に係るインプットとアウトプットの明確化のほか、地域ごとの受給者数のばらつきをふまえた地域ケア会議の開催数の評価の在り方等について検討することとした。</p> |

| | | | | |
|----|--|--------------|------------|--|
| 17 | 【基本目標 X II 施策目標1-2】開 発途上国の人材 育成等を通じた 国際協力を推進 し、連携を強化す ること | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化するため、令和3年度予算概算要求で、経費196百万円を要求した（令和3年度予算案額：191百万円）。</p> <p><事前分析表></p> <p>指標1に関連して、令和3年度より、無償、有償資金協力により、改善された給水サービスへのアクセスを可能にした実績を示す「給水裨益人口（10年間の平均値）」を参考指標として設定することとした。</p> |
| 18 | 【基本目標 X IV 施策目標1-2】社 会保障・税番号制 度について、国民 の理解を得なが ら、その着実な導 入を図るととも に、社会保障・税 番号の利活用を 推進し、国民の利 便性の向上を図 ること | 目標達成 | 引き続き 推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>電子行政推進に関する基本方針を推進するため、令和3年度予算概算要求で、経費11,236百万円を要求した（令和3年度予算案額：10,873百万円）。</p> <p><事前分析表></p> <p>指標2の「目標値」欄中、「オンライン資格確認の導入の状況を踏まえ、早急に本格運用開始」については、システム稼働予定に合わせて、令和3年度中に運用開始する予定であり、令和3年度事前分析表においての目標値等は検討中。</p> |

表6 一般分野の政策を対象として評価を実施した政策（総合評価方式）（令和2年10月29日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/ippansogo/mhlw.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---------------------|---------|--------|--|
| 1 | 「国民に信頼される行政の実現」について | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <p>今後も、「国民の皆様の声」の活用を図るとともに、業務効率化の流れを踏まえつつ、より分かりやすい公表方法やより効果的かつ効率的な運用のための方策を検討する。</p> <p>国民に伝わるような情報発信については、引き続き、省全体の分かりやすい情報発信に対する意識を高める活動を行っていくこととする。</p> |

表7 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（令和2年12月3日、令和3年1月15日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/mhlw.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---|---------|--------|-------------------------------|
| 1 | 保険会社等の異常危険準備金(消費生活協同組合等) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <税制改正> 評価結果を踏まえ、当該措置を継続する。 |
| 2 | 生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例 | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <税制改正> 評価結果を踏まえ、当該措置を継続する。 |
| 3 | 社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置 | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <税制改正> 評価結果を踏まえ、当該措置を継続する。 |

表8 公共事業を対象として評価を実施した政策(未着手・未了)(令和2年9月28日、令和3年1月14日、3月24日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/mhlw.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------------------|---------|--------|------------------|
| 1 | 簡易水道等施設整備事業(2件) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | 引き続き2事業を継続する。 |
| 2 | 水道水源開発等施設整備事業(7件) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | 引き続き7事業を継続する。 |

表9 研究開発を対象に評価を実施した政策(完了後・終了時)(令和2年12月22日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kenkyu/mhlw.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-----------------|----------|--|
| 1 | 政策科学推進研究事業(3課題) | 有効性・効率性等 | 評価結果を踏まえ、計133課題につき、今後同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際し、反映する予定。 |

| | | |
|----|-----------------------------------|---------|
| 2 | 統計情報総合研究事業(終了課題なし) | が認められる。 |
| 3 | 臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業(7課題) | |
| 4 | 倫理的法的社会的課題研究事業(終了課題なし) | |
| 5 | 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業(1課題) | |
| 6 | 厚生労働科学特別研究事業(11課題) | |
| 7 | 健やか次世代育成総合研究事業(4課題) | |
| 8 | がん対策推進総合研究事業(10課題) | |
| 9 | 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業(3課題) | |
| 10 | 女性の健康の包括的支援政策研究事業(終了課題なし) | |
| 11 | 難治性疾患政策研究事業(42課題) | |
| 12 | 腎疾患政策研究事業(終了課題なし) | |
| 13 | 免疫アレルギー政策研究事業(1課題) | |
| 14 | 移植医療基盤整 | |

| | | | |
|----|----------------------------------|--|--|
| | 備研究分野(終了課題なし) | | |
| 15 | 慢性の痛み政策研究事業(終了課題なし) | | |
| 16 | 長寿科学政策研究事業(3課題) | | |
| 17 | 認知症政策研究事業(3課題) | | |
| 18 | 障害者政策総合研究事業(4課題) | | |
| 19 | 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業(8課題) | | |
| 20 | エイズ対策政策研究事業(5課題) | | |
| 21 | 肝炎等克服政策研究事業(3課題) | | |
| 22 | 地域医療基盤開発推進研究事業(10課題) | | |
| 23 | 労働安全衛生総合研究事業(2課題) | | |
| 24 | 食品の安全確保推進研究事業(3課題) | | |
| 25 | カネミ油症に関する研究事業(終了課題なし) | | |
| 26 | 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業(2課題) | | |
| 27 | 化学物質リスク研究事業(5課題) | | |
| 28 | 健康安全・危機管理対策総合研究事業(3課題) | | |

農林水産省

農林水産省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 研究開発を対象として評価を実施した政策 (令和2年10月1日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kenkyu/maff.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-----------------------------------|--|
| 1 | 農林水産研究推進事業のうち現場ニーズ対応型研究 (拡充) | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度予算概算要求で、「農林水産研究推進事業のうち現場ニーズ対応型研究」として、839百万円を要求した。(令和3年度予算案額: 640百万円)</p> |
| 2 | スマート農業総合推進対策事業 (拡充) | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度予算概算要求で、「スマート農業総合推進対策事業」として、5,500百万円を要求した。(令和3年度予算案額: 1,359百万円)</p> |
| 3 | 福島イノベーション・コースト構想に基づく先端技術展開事業 (新規) | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度予算概算要求で、「福島イノベーション・コースト構想に基づく先端技術展開事業」として、700百万円を要求した。(令和3年度予算案額: 「農林水産分野の先端技術展開事業」として674百万円)</p> |
| 4 | 農林水産研究推進事業のうち革新的環境研究 (拡充) | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度予算概算要求で、「農林水産研究推進事業のうち革新的環境研究」として、1,727百万円を要求した。(令和3年度予算案額: 521百万円)</p> |
| 5 | 農林水産研究推進事業のうちアグリバイオ研究 (拡充) | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度予算概算要求で、「農林水産研究推進事業のうちアグリバイオ研究」として、1,559百万円を要求した。(令和3年度予算案額: 623百万円)</p> |
| 6 | 農林水産研究推進事業のうちスマート農業新技術開発促進研究 (拡充) | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、令和2年度第3次補正予算概算要求で、「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」の一部として要求した。(令和2年度第3次補正予算額: 6,200百万円の内数)</p> |

表2 公共事業を対象として評価を実施した政策（令和2年10月1日、令和3年1月28日、3月31日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/maff.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|------------------|----------------------------|---|
| 農業農村整備事業等 | | |
| 1 | 国営かんがい排水事業（直轄）（13 地区） | < 予算要求 > 評価結果を踏まえ、令和 3 年度予算概算要求で、13 地区について農業生産基盤整備事業に必要な経費を要求した。 |
| 2 | 国営農地再編整備事業（直轄）（3 地区） | < 予算要求 > 評価結果を踏まえ、令和 3 年度予算概算要求で、3 地区について農業生産基盤整備事業に必要な経費を要求した。 |
| 3 | 国営総合農地防災事業（直轄）（1 地区） | < 予算要求 > 評価結果を踏まえ、令和 3 年度予算概算要求で、1 地区について農業生産基盤整備事業に必要な経費を要求した。 |
| 4 | 直轄地すべり対策事業（直轄）（1 地区） | < 予算要求 > 評価結果を踏まえ、令和 3 年度予算概算要求で、1 地区について農業生産基盤整備事業に必要な経費を要求した。 |
| 5 | 直轄海岸保全施設整備事業（直轄）（1 地区） | < 予算反映 > 1 地区を令和 3 年度予算執行に反映した。 |
| 6 | 農業競争力強化農地整備事業（補助）（57 地区） | < 事業採択 > 評価結果を踏まえ、57 地区を新規に採択した。 |
| 7 | 水利施設等保全高度化事業（補助）（32 地区） | < 事業採択 > 評価結果を踏まえ、32 地区を新規に採択した。 |
| 8 | 農地中間管理機構関連農地整備事業（補助）（6 地区） | < 事業採択 > 評価結果を踏まえ、6 地区を新規に採択した。 |
| 9 | 中山間地域農業農村総合整備事業（補助）（3 地区） | < 事業採択 > 評価結果を踏まえ、3 地区を新規に採択した。 |
| 10 | 農村地域防災減災事業（補助）（20 地区） | < 事業採択 > 評価結果を踏まえ、20 地区を新規に採択した。 |
| 林野公共事業 | | |
| 11 | 民有林直轄治山事業（直轄）（1 地区） | < 予算要求 > 評価結果を踏まえ、令和 3 年度予算概算要求で、1 地区について治山事業に必要な経費を要求した。 |
| 12 | 森林環境保全整備事業（直轄）（18 地区） | < 事業採択 > 評価結果を踏まえ、18 地区を新規に採択した。 |
| 13 | 民有林補助治山事業（補助）（2 地区） | < 事業採択 > 評価結果を踏まえ、2 地区を新規に採択した。 |

| | | |
|-----------------|---------------------------|---|
| 14 | 森林環境保全整備事業（補助）（21 地区） | <事業採択> 評価結果を踏まえ、21 地区を新規に採択した。 |
| 15 | 水源林造成事業（国立研究開発法人事業）（4 地区） | <事業採択> 評価結果を踏まえ、4 地区を新規に採択した。 |
| 水産関係公共事業 | | |
| 16 | 特定漁港漁場整備事業（直轄）（5 地区） | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算概算要求で、5地区について水産基盤整備事業に必要な経費を要求した。 |
| 17 | 水産物供給基盤整備事業（補助）（1 地区） | <事業採択> 評価結果を踏まえ、1 地区を新規に採択した。 |
| 18 | 水産資源環境整備事業（補助）（6 地区） | <事業採択> 評価結果を踏まえ、6 地区を新規に採択した。 |
| 19 | 海岸保全施設整備事業（補助）（5 地区） | <事業採択> 評価結果を踏まえ、5 地区を新規に採択した。 |

表3 規制を対象として評価を実施した政策（令和2年6月24日、10月30日、12月21日、令和3年2月9日、3月2日、3月5日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/maff.html）参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|---|
| 1 | 特殊肥料同士を配合した肥料の特殊肥料指定及び品質表示基準 | <制度改正> 特殊肥料同士を配合した肥料の生産を認め、品質表示基準を定める肥料として位置づけることを内容とした「肥料取締法施行令の一部を改正する政令等」を公布した（令和2年8月公布）。 |
| 2 | 国内における違法漁獲物の流通防止のための規制、IUU（違法・無報告・無規制）漁業による漁獲物の流入防止のための輸入に係る規制（2件） | <制度改正> 国内における違法漁獲物の流通防止及び IUU 漁獲物の流入防止のための措置を内容とした「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案」を国会に提出した（令和2年10月提出、12月成立）。 |
| 3 | 行政手続における押印の廃止 | <制度改正> 押印を求める各種手続についてその押印を不要とする等のため、農林水産省関係政令の改正を行うことを内容とした「押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令」を公布した（令和2年12月公布）。 |
| 4 | 伐採及び伐採後の造林に関する届出書を不要とする特例の設定 | <制度改正> 都道府県知事の認定を受けた特定植栽事業計画に関する伐採及びその後の造林の届出の特例を内容とした「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年2月提出、3月成立）。 |
| 5 | 計画の認定を受けた畜舎等に係る基準 | <制度改正> |

| | | |
|---|------------------------------------|---|
| | 等の適合義務 | 畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、計画の認定を受けた畜舎等について建築基準法の特例を内容とした「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案」を国会に提出した（令和3年3月提出）。 |
| 6 | 転貸融資方式による貸付けを可能とすることに伴う貸付資格認定の義務付け | <p><制度改正></p> <p>沿岸漁業改善資金について、転貸融資方式による貸付けを可能とすることに伴い、貸付けを受けようとする者に対して都道府県知事による貸付資格の認定を得ることを義務付けを内容とした沿岸漁業改善資金助成法を含んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出した（令和3年3月提出）。</p> |
| 7 | 農水産業協同組合貯金保険機構による報告の請求等 | <p><制度改正></p> <p>農水産業協同組合貯金保険機構が農林中金等に対して行う報告の請求等を内容とした「農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年3月提出）。</p> |

表4 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（令和2年10月1日、令和3年2月9日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/maff.html 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|---|
| 1 | 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例 | <p><税制改正></p> <p>農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の措置は、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p> |
| 2 | 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 | <p><税制改正></p> <p>農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の措置は、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p> |
| 3 | 振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却 | <p><税制改正要望></p> <p>振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却の措置は、令和3年度税制改正要望を行ったが、令和3年度税制改正大綱において、適用期限の到来をもって廃止することとされた。</p> |
| 4 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 | <p><税制改正></p> <p>試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の措置は、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p> |
| 5 | 技術研究組合の所得の計算の特例 | <p><税制改正></p> <p>技術研究組合の所得の計算の特例の措置は、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p> |
| 6 | 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 | <p><税制改正></p> <p>中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | (中小企業投資促進税制)(①農業者関係) | 税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)(①農業者関係)の措置は、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。 |
| 7 | 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)(②森林組合等関係) | <税制改正> 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)(②森林組合等関係)の措置は、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。 |
| 8 | 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)(③漁業協同組合等関係) | <税制改正> 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)(③漁業協同組合等関係)の措置は、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。 |
| 9 | 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)(④食品企業者関係) | <税制改正> 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)(④食品企業者関係)の措置は、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。 |
| 10 | 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(①農林水産業関係) | <税制改正要望> 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(①農林水産業関係)の措置は、令和3年度税制改正要望を行ったが、令和3年度税制改正大綱において、適用期限の到来をもって廃止することとされた。 |
| 11 | 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(②食品企業者関係) | <税制改正要望> 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(②食品企業者関係)の措置は、令和3年度税制改正要望を行ったが、令和3年度税制改正大綱において、適用期限の到来をもって廃止することとされた。 |
| 12 | 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)(①農林漁業者関係) | <税制改正> 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)(①農林漁業者関係)の措置は、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。 |
| 13 | 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)(②食品企業者関係) | <税制改正> 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)(②食品企業者関係)の措置は、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。 |
| 14 | 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却 | <税制改正> 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の措置は、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。 |
| 15 | 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度 | <税制改正> 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の措置は、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。 |

| | | |
|----|-------------------------------|--|
| 16 | 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度 | <p><税制改正></p> <p>離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の措置は、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p> |
| 17 | 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度 | <p><税制改正></p> <p>奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の措置は、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p> |
| 18 | 交際費課税の特例措置の拡充 | <p><税制改正要望></p> <p>交際費課税の特例措置の拡充の措置は、令和3年度税制改正要望を行ったが、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれなかった。</p> |
| 19 | 中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設 | <p><税制改正></p> <p>中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設の措置は、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p> |

(事後評価)

表5 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和2年10月1日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/maff_h27.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|------------------------------|--------------|--------|--|
| 1 | 【政策分野(17)】 森林の有する多面的機能の発揮 | 相当程度 進展あり | 改善・見直し | <p>評価結果を踏まえて以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主伐・再造林面積の更なる増加が見込まれるなか、様々な低コスト造林への取組を推進するため、新たに、機械化や大苗等による省力化・低コスト化造林モデルの実証を行う「森林整備事業」について、令和3年度予算概算要求(149,158百万円)を行った。(令和3年度予算案額:124,803百万円) また、新技術の実証・普及を行うため、「林業イノベーション推進総合対策」について、令和3年度予算概算要求(1,973百万円)を行った。(令和3年度予算案額:967百万円) ・コンテナ苗の需要増加が見込まれるなか、コンテナ苗を安定的に供給するため、引き続きコンテナ苗を効率的に生産する事業者に対して、コンテナ苗生産基盤施設等の整備を支援する「林業・木材産業成長産業化促進対策」について、令和3年度予算概算要求(10,614百万円)を行った。(令和3年度予算案額:8,185百万円) ・森林病虫害等による被害の抑制に向け、引き続き保全すべき松林等における防除対策及びドローンを活用した効果的な被害対策の実証等を行う「森林病虫害等被害対策事業」について、令和3年度予算概算要求(735百万円)を行った。(令和3年度予算案額:696百万円) |

| | | | | |
|---|-----------------------------|--------------|------------|--|
| | | | | <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標「国産きのこの生産量」について、「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）」における、きのこの類の生産努力量目標の見直しを踏まえ、目標値及び目標年度の見直しを行った。 |
| 2 | 【政策分野(18)】 林業の持続的かつ健全な発展 | 相当程度 進展あり | 改善・見 直し | <p>評価結果を踏まえて以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワーカー）研修等に必要な経費を支援するため、「森林・林業新規就業支援対策のうち「緑の雇用」新規就業者育成推進事業」について、令和3年度予算概算要求（4,628百万円）を行った。（令和3年度予算案額：4,183百万円） <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標「国産きのこの生産量」について、「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）」における、きのこの類の生産努力量目標の見直しを踏まえ、目標値及び目標年度の見直しを行った。 |
| 3 | 【政策分野(19)】 林産物の供給及び利用の確保 | 相当程度 進展あり | 改善・見 直し | <p>評価結果を踏まえて以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者や消費者へのクリーンウッド法の周知や登録の促進を行うため、引き続き普及啓発活動やセミナー・個別相談会等を行う、「木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」普及促進事業」について、令和3年度予算概算要求（57百万円）を行った。（令和3年度予算案額：51百万円） |

表6 一般分野の政策を対象として評価を実施した政策(総合評価方式) (令和3年3月31日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/ippansogo/maff.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-----------------------|-----------|--------|---|
| 1 | 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進 | 概ね目標を達成した | 引き続き推進 | <p>評価結果を踏まえ、以下の視点から、今後の政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進を図る。</p> <p>(1) 政府が進める証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進に資するよう、引き続き政策ニーズに沿った農林水産統計データを整備・提供するため、調査の見直し・重点化を行うことが必要である。</p> <p>(2) 新技術やビッグデータの利用等についても、ICT、AI技術の進展やこれによるデータソースの多様化を踏まえ引き続き取り組んでいくことが重要である。</p> <p>(3) 引き続き、利用者にとって利便性の高いデータを提供していくことが重要である。</p> |

表7 規制を対象として評価を実施した政策（令和3年1月29日、3月31日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/maff.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|----------------|--------|----------------------------------|
| 1 | 林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の特例 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <制度改正> 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き継続する。 |
| 2 | 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づく地理的表示とGIマークの使用規制 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <制度改正> 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き継続する。 |

表8 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（令和2年10月1日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/maff.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---------------------------------|--------------------|--------|----------------------------------|
| 1 | 収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例（卸売市場） | 必要性、有効性及び相当性が認められる | 引き続き推進 | <税制改正> 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き継続する。 |
| 2 | 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業） | 必要性、有効性及び相当性が認められる | 引き続き推進 | <税制改正> 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き継続する。 |
| 3 | 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（森林法等） | 必要性、有効性及び相当性が認められる | 引き続き推進 | <税制改正> 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き継続する。 |
| 4 | 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（漁業権等） | 必要性、有効性及び相当性が認められる | 引き続き推進 | <税制改正> 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き継続する。 |
| 5 | 収用等に伴い代 | 必要性、 | 引き続き | <税制改正> |

| | | | | |
|----|-----------------------------|--------------------|--------|----------------------------------|
| | 替資産を取得した場合の課税の特例（海岸法等） | 有効性及び相当性が認められる | 推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き継続する。 |
| 6 | 保険会社等の異常危険準備金（農業協同組合連合会） | 必要性、有効性及び相当性が認められる | 引き続き推進 | <税制改正> 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き継続する。 |
| 7 | 保険会社等の異常危険準備金（全国森林組合連合会） | 必要性、有効性及び相当性が認められる | 引き続き推進 | <税制改正> 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き継続する。 |
| 8 | 保険会社等の異常危険準備金（共済水産業協同組合連合会） | 必要性、有効性及び相当性が認められる | 引き続き推進 | <税制改正> 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き継続する。 |
| 9 | 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（卸売市場） | 必要性、有効性及び相当性が認められる | 引き続き推進 | <税制改正> 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き継続する。 |
| 10 | 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（農振法） | 必要性、有効性及び相当性が認められる | 引き続き推進 | <税制改正> 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き継続する。 |
| 11 | 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（土地改良事業） | 必要性、有効性及び相当性が認められる | 引き続き推進 | <税制改正> 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き継続する。 |
| 12 | 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（森林法等） | 必要性、有効性及び相当性が認められる | 引き続き推進 | <税制改正> 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き継続する。 |
| 13 | 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（漁業） | 必要性、有効性及び相当性が認められる | 引き続き推進 | <税制改正> 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き継続する。 |

| | | | | |
|----|---------------------------|--------------------|--------|----------------------------------|
| | 権等) | が認められる | | |
| 14 | 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(海岸法等) | 必要性、有効性及び相当性が認められる | 引き続き推進 | <税制改正> 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き継続する。 |

表9 公共事業を対象として評価を実施した政策(期中)(令和2年10月1日、令和3年3月31日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/maff.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|------------------|------------------------|--------------------|--------------|---|
| 農業農村整備事業等 | | | | |
| 1 | 国営かんがい排水事業(直轄)(2地区) | 継続が妥当(2地区) | 引き続き推進(2地区) | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算概算要求で、2地区について農業生産基盤整備事業に必要な経費を要求した。 |
| 2 | 直轄海岸保全施設整備事業(直轄)(1地区) | 継続が妥当(1地区) | 引き続き推進(1地区) | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算概算要求で、1地区について海岸事業に必要な経費を要求した。 |
| 3 | 農業競争力強化農地整備事業(補助)(4地区) | 継続が妥当(4地区) | 引き続き推進(4地区) | <事業継続> 評価結果を踏まえ、引き続き4地区を継続することとした。 |
| 4 | 水利施設等保全高度化事業(補助)(12地区) | 継続が妥当(12地区) | 引き続き推進(12地区) | <事業継続> 評価結果を踏まえ、引き続き12地区を継続することとした。 |
| 5 | 農村地域防災減災事業(補助)(9地区) | 継続が妥当(9地区) | 引き続き推進(9地区) | <事業継続> 評価結果を踏まえ、引き続き9地区を継続することとした。 |
| 林野公共事業 | | | | |
| 6 | 国有林直轄治山事業(直轄)(1地区) | 計画を変更の上、継続が妥当(1地区) | 改善・見直し(1地区) | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算概算要求で、1地区について治山事業に必要な経費を要求した。 |
| 7 | 民有林直轄治山事業(直轄)(4地区) | 計画を変更の上、継続が妥当(4地区) | 改善・見直し(4地区) | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算概算要求で、4地区について治山事業に必要な経費を要求した。 |
| 8 | 直轄地すべり防止事業(直轄)(2地区) | 計画を変更の上、 | 改善・見直し(2地区) | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算概算要求で、2地区につ |

| | | | | |
|-----------------|-----------------------------|--------------------------------------|------------------------------|---|
| | 地区) | 継続が妥当 (2 地区) | 区) | いて治山事業に必要な経費を要求した。 |
| 9 | 民有林補助治山事業 (補助) (3地区) | 継続が妥当 (3 地区) | 引き続き推進 (3地区) | <事業継続> 評価結果を踏まえ、引き続き3地区を継続することとした。 |
| 10 | 水源林造成事業 (国立研究開発法人事業) (24地区) | 継続が妥当 (24 地区) | 引き続き推進 (24地区) | <事業継続> 評価結果を踏まえ、引き続き24地区を継続することとした。 |
| 水産関係公共事業 | | | | |
| 11 | 特定漁港漁場整備事業 (直轄) (1地区) | 計画を変更の上、継続が妥当 (1 地区) | 改善・見直し (1地区) | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算概算要求で、1地区について水産基盤整備事業に必要な経費を要求した。 |
| 12 | 水産物供給基盤整備事業 (補助) (5地区) | 計画を変更の上、継続が妥当 (5 地区) | 改善・見直し (5地区) | <予算要求> 評価結果を踏まえ、計画を変更の上、5地区を継続することとした。 |
| 13 | 水産資源環境整備事業 (補助) (6地区) | 継続が妥当 (1 地区) 計画を変更の上、継続が妥当 (5 地区) | 引き続き推進 (1地区) 改善・見直し (5地区) | <予算要求> 評価結果を踏まえ、引き続き6地区 (うち5地区は計画を変更) を継続することとした。 |

表10 公共事業を対象として評価を実施した政策 (完了後) (令和2年10月1日、令和3年3月31日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/maff.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|------------------|-----------------------|------------------------|--------------------------------------|
| 農業農村整備事業等 | | | |
| 1 | 国営かんがい排水事業 (直轄) (4地区) | 一定の事業効果の発現が認められる (4地区) | 評価結果を踏まえ、今後の農業農村整備事業等の実施に当たり適切に反映する。 |
| 2 | 国営農地再編整 | 一定の事 | 評価結果を踏まえ、今後の農業農村整備事業等の実施に当たり適切に |

| | | | |
|---------------|------------------------------|-------------------------|--------------------------------------|
| | 備事業（直轄）（1地区） | 業効果の発現が認められる（1地区） | 反映する。 |
| 3 | 国営総合農地防災事業（直轄）（1地区） | 一定の事業効果の発現が認められる（1地区） | 評価結果を踏まえ、今後の農業農村整備事業等の実施に当たり適切に反映する。 |
| 4 | 国営干拓事業（直轄）（1地区） | 十分な事業効果の発現には至っていない（1地区） | 評価結果を踏まえ、今後の農業農村整備事業等の実施に当たり適切に反映する。 |
| 5 | 特定中山間保全整備事業（国立研究開発法人事業）（1地区） | 一定の事業効果の発現が認められる（1地区） | 評価結果を踏まえ、今後の農業農村整備事業等の実施に当たり適切に反映する。 |
| 6 | 農業競争力強化基盤整備事業（補助）（7地区） | 一定の事業効果の発現が認められる（7地区） | 評価結果を踏まえ、今後の農業農村整備事業等の実施に当たり適切に反映する。 |
| 7 | 農業水利施設保全合理化事業（補助）（1地区） | 一定の事業効果の発現が認められる（1地区） | 評価結果を踏まえ、今後の農業農村整備事業等の実施に当たり適切に反映する。 |
| 8 | 農村地域防災減災事業（補助）（1地区） | 一定の事業効果の発現が認められる（1地区） | 評価結果を踏まえ、今後の農業農村整備事業等の実施に当たり適切に反映する。 |
| 林野公共事業 | | | |
| 9 | 民有林直轄治山事業（直轄）（1地区） | 一定の事業効果の発現が認められる（1地区） | 評価結果を踏まえ、今後の林野公共事業の実施に当たり適切に反映する。 |
| 10 | 直轄地すべり防 | 一定の事 | 評価結果を踏まえ、今後の林野公共事業の実施に当たり適切に反映す |

| | | | |
|-----------------|----------------------|------------------------|-----------------------------------|
| | 止事業（直轄）（1地区） | 業効果の発現が認められる（1地区） | る。 |
| 11 | 森林環境保全整備事業（直轄）（17地区） | 一定の事業効果の発現が認められる（17地区） | 評価結果を踏まえ、今後の林野公共事業の実施に当たり適切に反映する。 |
| 12 | 民有林補助治山事業（補助）（1地区） | 一定の事業効果の発現が認められる（1地区） | 評価結果を踏まえ、今後の林野公共事業の実施に当たり適切に反映する。 |
| 水産関係公共事業 | | | |
| 13 | 特定漁港漁場整備事業（直轄）（1地区） | （1地区） | 評価結果を踏まえ、今後の水産公共事業の実施に当たり適切に反映する。 |
| 14 | 水産物供給基盤整備事業（補助）（4地区） | （4地区） | 評価結果を踏まえ、今後の水産公共事業の実施に当たり適切に反映する。 |
| 15 | 水産資源環境整備事業（補助）（7地区） | （7地区） | 評価結果を踏まえ、今後の水産公共事業の実施に当たり適切に反映する。 |

經濟産業省

経済産業省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 研究開発を対象として評価を実施した政策 (令和2年9月30日、令和3年3月31日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kenkyu/meti.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|--|
| 1 | 部素材の代替・使用量削減に資する技術開発・実証事業 | <予算要求> 政策評価結果を令和2年度補正予算事業(1,200百万円)に反映した。 |
| 2 | サプライチェーンの迅速・柔軟な組換えに資する技術開発 | <予算要求> 政策評価結果を令和2年度補正予算事業(900百万円)に反映した。 |
| 3 | 地域分散クラウド技術開発事業 | <予算要求> 政策評価結果を令和2年度補正予算事業(1,200百万円)に反映した。 |
| 4 | ウイルス等感染症対策技術の開発 | <予算要求> 政策評価結果を令和2年度補正予算事業(11,000百万円)に反映した。 |
| 5 | CCUS 研究開発・実証関連事業／苫小牧における CCUS 大規模実証試験 ほか(新規テーマ: CO2輸送に関する実証試験、CO2からのメタノール合成実証試験) | <予算要求> 政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(6,530百万円の内数)を行った(令和3年度予算案額: 6,030百万円の内数)。 |
| 6 | 新産業創出・マテリアル革新に向けた新技術先導研究プログラム事業 ※NEDO 事業名: NEDO 先導研究プログラム／新技術先導研究プログラム(新規テーマ: マテリアル革新に向けた新技術先導研究プログラム) | <予算要求> 政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(2,875百万円の内数)を行った(令和3年度予算案額: 1,335百万円の内数)。 |
| 7 | IoT 社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等中核技術開発 ※NEDO 事業名: 革新的自律・リモート技術開発 | <予算要求> 政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(7,200百万円の内数)を行った(令和3年度予算案額: 5,800百万円の内数)。 |
| 8 | 研究開発スタートアップ支援事業(新規テーマ名: SBIR (phase1) (仮称)) | <予算要求> 政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(5,273百万円の内数)を行った(令和3年度予算案額: 2,138百万円の内数)。 |
| 9 | ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト(新規テーマ: 空飛ぶクルマの先導調査研究事業) | <予算要求> 政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(4,100百万円の内数)を行った(令和3年度予算案額: 4,000百万円の内数)。 |
| 10 | 5G 等の活用による製造業のダイナミック・ケイパビリティ強化に向けた研究開発事業 | <予算要求> 政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(1,800百万円)を行った(令和3年度予算案額: 1,018百万円)。 |

| | | |
|----|---|---|
| 11 | アルミニウム素材高度資源循環システム構築事業 | <p><予算要求></p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(750百万円)を行った(令和3年度予算案額:300百万円)。</p> |
| 12 | 電気自動車用革新型蓄電池開発 | <p><予算要求></p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(2,500百万円)を行った(令和3年度予算案額:2,375百万円)。</p> |
| 13 | 航空機向け革新的生産プロセス開発事業 | <p><予算要求></p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(400百万円)を行った(令和3年度予算案額:0円)。</p> |
| 14 | 航空機エンジン向け材料開発・評価システム基盤整備事業 | <p><予算要求></p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(700百万円)を行った(令和3年度予算案額:500百万円)。</p> |
| 15 | 政府衛星データ・宇宙物体データ等の利用環境整備事業 | <p><予算要求></p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(1,635百万円)を行った(令和3年度予算案額:0円)。</p> |
| 16 | 宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業(SERVIS)(新規テーマ:超小型衛星コンステレーションの実証) | <p><予算要求></p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(1,010百万円の内数)を行った(令和3年度予算案額:837百万円の内数)。</p> |
| 17 | 省エネエレクトロニクスの製造基盤強化に向けた技術開発事業 | <p><予算要求></p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(2,130百万円)を行った(令和3年度予算案額:2,050百万円)。</p> |
| 18 | 次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業(新規テーマ:核酸標的創薬技術開発) | <p><予算要求></p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(7,369百万円の内数)を行った(令和3年度予算案額:6,287百万円の内数)。</p> |
| 19 | 次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業(新規テーマ:国際競争力のある次世代抗体医薬品製造技術開発) | <p><予算要求></p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(7,369百万円の内数)を行った(令和3年度予算案額:6,287百万円の内数)。</p> |
| 20 | 次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業(新規テーマ:マイクロバイオーム制御による次世代治療技術開発) | <p><予算要求></p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(7,369百万円の内数)を行った(令和3年度予算案額:6,287百万円の内数)。</p> |
| 21 | 先進的医療機器・システム等技術開発事業(新規テーマ:ロボット等介護・福祉用具開発プロジェクト(AMED)) | <p><予算要求></p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(5,740百万円の内数)を行った(令和3年度予算案額:4,450百万円の内数)。</p> <p>※ 事業名については、概算要求後に事業において実施する内容を踏まえ「医療機器等における先進的研究開発・開発体制強靱化事業」に変更となった。</p> |
| 22 | 医療機器等開発体制強靱化促進事業 | <p><予算要求></p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求(800百万円)を行った(令和3年度予算案額:4,450百万円の内数)。</p> <p>※ 本事業において実施する予定であった内容については、「医療機器等における先進的研究開発・開発体制強靱化事</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | | 業」にて実施することとした。 |
| 23 | 産業活動等の抜本的な脱炭素化に向けた水素社会モデル構築実証事業 ※NEDO 事業名：水素社会構築技術開発事業／水素エネルギーシステム技術開発（新規テーマ：地域水素利活用技術開発） | <予算要求> 政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求（7,850百万円の内数）を行った（令和3年度予算案額：7,305百万円の内数）。 |
| 24 | 新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業（新規テーマ名：未来型新エネ実証事業） | <予算要求> 政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求（2,800百万円の内数）を行った（令和3年度予算案額：2,080百万円の内数）。 |
| 25 | 地熱・地中熱等導入拡大技術開発事業 ※NEDO 事業名：地熱発電導入拡大研究開発事業 | <予算要求> 政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求（2,970百万円の内数）を行った（令和3年度予算案額：2,970百万円の内数）。 |
| 26 | 木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業 | <予算要求> 政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求（1,500百万円）を行った（令和3年度予算案額：1,250百万円）。 |
| 27 | 地熱・地中熱等導入拡大技術開発事業（新規テーマ：カーボンリサイクルCO2地熱発電） | <予算要求> 政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求（2,970百万円の内数）を行った（令和3年度予算案額：2,970百万円の内数）。 |
| 28 | 化石燃料のゼロ・エミッション化に向けたバイオジェット燃料・燃料アンモニア生産・利用技術開発事業【新規テーマ名：燃料アンモニアの利用・製造に係る技術開発】 | <予算要求> 策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求（5,280百万円の内数）を行った（令和3年度予算案額：5,100百万円の内数）。 |
| 29 | 石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業費（新規テーマ：AIを活用した石油精製プロセス最適化のための技術開発事業） | <予算要求> 政策評価結果を踏まえ、令和3年度概算要求（22,000百万円の内数）を行った（令和3年度予算案額：12,230百万円の内数）。 |
| 30 | グリーンイノベーション基金事業 | <予算要求> 政策評価結果を令和2年度補正予算事業（2,000,000百万円）に反映した。 |

表2 規制を対象として評価を実施した政策（令和2年4月24日、7月2日、10月8日、12月3日、令和3年1月25日、2月19日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/meti.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-----------|--|
| 1 | 特定物質の追加指定 | <法令改正> 政策評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第176号）」が令和2年5月27日に公布された。 |
| 2 | 兼業規制 | <法令改正> |

| | | |
|---|--|---|
| | | 政策評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「ガス事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第244号）」が令和2年8月13日に公布された。 |
| 3 | 国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制等 | ＜法令改正＞ 政策評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和2年政令第338号）」が令和2年11月27日に公布された。 |
| 4 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）の指定化学物質の見直し | ＜法令改正＞ 政策評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布される予定 |
| 5 | 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための措置 | ＜法令改正＞ 政策評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令（令和2年政令第17号）」が令和3年1月29日に公布された。 |
| 6 | 製造・輸入・使用を制限する化学物質、輸入を禁止する製品及び基準適合義務・表示義務を課す製品の指定 | ＜法令改正＞ 政策評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布される予定 |

表3 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（令和2年9月30日、令和3年3月31日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/meti.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---------------------------------------|---|
| 1 | 自動車重量税におけるエコカー減税の延長・見直し | ＜税制改正＞ 政策評価の結果を踏まえ、自動車重量税におけるエコカー減税の延長・見直しについて、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。 |
| 2 | 自動車の取得時にかかる税負担の大幅な軽減 | ＜税制改正＞ 政策評価の結果を踏まえ、自動車の取得時にかかる税負担の大幅な軽減に関する税制措置について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。 |
| 3 | グリーン化特例の延長・見直し | ＜税制改正＞ 政策評価の結果を踏まえ、グリーン化特例の延長・見直しについて、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。 |
| 4 | 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の延長・見直し | ＜税制改正＞ 政策評価の結果を踏まえ、給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の延長・見直しについて、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱にお |

| | | |
|----|---|--|
| | | いて、措置された)。 |
| 5 | 自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置に関する税制措置について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。</p> |
| 6 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、要件等を見直したうえで措置された）。</p> |
| 7 | 技術研究組合の所得の計算の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、技術研究組合の所得の計算の特例の延長に関する税制措置について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、要件等を見直したうえで措置された）。</p> |
| 8 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。</p> |
| 9 | 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業） | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、要件等を見直したうえで措置された）。</p> |
| 10 | 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。</p> |
| 11 | 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。</p> |
| 12 | 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱にお</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | | いて、措置されなかった)。 |
| 13 | 中小企業者等の法人税率の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、中小企業者等の法人税率の特例の延長について、令和3年度改正要望を行った(令和3年度税制改正の大綱において、措置された)。</p> |
| 14 | 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長について、令和3年度改正要望を行った(令和3年度税制改正の大綱において、措置された)。</p> |
| 15 | 中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設について、令和3年度改正要望を行った(令和3年度税制改正の大綱において、措置された)。</p> |
| 16 | 所得拡大促進税制の見直し及び延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、所得拡大促進税制の見直し及び延長について、令和3年度改正要望を行った(令和3年度税制改正の大綱において、措置された)。</p> |
| 17 | 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の見直し | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の見直しについて、令和3年度改正要望を行った(令和3年度税制改正の大綱において、措置された)。</p> |
| 18 | 特定事業継続力強化設備等の特別償却(中小企業防災・減災投資促進税制)の拡充及び延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、特定事業継続力強化設備等の特別償却(中小企業防災・減災投資促進税制)の拡充及び延長について、令和3年度改正要望を行った(令和3年度税制改正の大綱において、措置された)。</p> |
| 19 | 企業再生税制の拡充(事業再生ファンドによる債権放棄の追加) | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、企業再生税制の拡充(事業再生ファンドによる債権放棄の追加)について、令和3年度改正要望を行った(令和3年度税制改正の大綱において、措置されなかった)。</p> |
| 20 | 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(生コンクリート製造業) | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(生コンクリート製造業)について、令和3年度改正要望を行った(令和3年度税制改正の大綱において、措置された)。</p> |
| 21 | 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(セメント製品製造業) | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(セメント製品製造業)について、令和3年度改正要望を行った(令和3年度税制改正の大綱において、措置された)。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| 22 | 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業） | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。</p> |
| 23 | 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、要件等を見直したうえで措置された）。</p> |
| 24 | 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。</p> |
| 25 | 沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。</p> |
| 26 | 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。</p> |
| 27 | 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。</p> |
| 28 | 軽油引取税の課税免除措置の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業） | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、軽油引取税の課税免除措置の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。</p> |
| 29 | 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業） | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。</p> |
| 30 | （一社）日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、（一社）日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長について、令和3年度改正要望を行った（令和3年</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | | 度税制改正の大綱において、措置された)。 |
| 31 | 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。</p> <p>※ 拡充については、実際には要望を行わなかった。</p> |
| 32 | 割賦販売法の改正に伴う所要の改正 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、割賦販売法の改正に伴う所要の改正に関する税制措置について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。</p> |
| 33 | 新型コロナウイルス感染症の影響等による産業構造の転換を踏まえた我が国企業の産業競争力の強化に資する税制措置検討（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制） | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響等による産業構造の転換を踏まえた我が国企業の産業競争力の強化に資する税制措置（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。</p> |
| 34 | 新型コロナウイルス感染症の影響等による産業構造の転換を踏まえた我が国企業の産業競争力の強化に資する税制措置検討（デジタルトランスフォーメーション投資促進税制） | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響等による産業構造の転換を踏まえた我が国企業の産業競争力の強化に資する税制措置（デジタルトランスフォーメーション投資促進税制）について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。</p> |
| 35 | 新型コロナウイルス感染症の影響等による産業構造の転換を踏まえた我が国企業の産業競争力の強化に資する税制措置検討（繰越欠損金の控除上限の特例） | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響等による産業構造の転換を踏まえた我が国企業の産業競争力の強化に資する税制措置（繰越欠損金の控除上限の特例）について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱において、措置された）。</p> |

(事後評価)

表4 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和2年9月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/meti_h25.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-----------------|--------------|------------|---|
| 1 | 【施策1-1】 経済基盤 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>※ 【施策1-2】新陳代謝（令和3年度概算要求額：1,723百万円（令和3年度予算案額：1,530百万円）の内数</p> |
| 2 | 【施策1-2】 新陳代謝 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>令和3年度概算要求額：1,723百万円（令和3年度予算案額：</p> |

| | | | | |
|---|--------------------|--------------|------------|---|
| | | | | 1,530百万円) |
| 3 | 【施策1-3】 技術革新 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 令和3年度概算要求額：2,686百万円（令和3年度予算案額：2,390百万円） <定員要求> 定員：3名増員要求 |
| 4 | 【施策1-4】 基準認証 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 令和3年度概算要求額：2,341百万円（令和3年度額：2,661百万円） <定員要求> 定員：1名増員要求 <事前分析表> 「新市場創造型標準化制度」を用いて規格を制定した事業者のうち、事業拡大効果を得られた者の割合」を新たな測定指標として設定。 |
| 5 | 【施策1-5】 経済産業統計 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 令和3年度概算要求額：1,502百万円（令和3年度予算案額：1,521百万円） <定員要求> 定員：1名増員要求 |
| 6 | 【施策2-1】 ものづくり | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 令和3年度概算要求額：21,123百万円（令和3年度予算案額：21,637百万円） <定員要求> 定員：15名増員要求 |
| 7 | 【施策2-2】 データ利活用 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 令和3年度概算要求額：9,626百万円（令和3年度予算案額：5,723百万円） <機構・定員要求> 機構：1名新設要求 定員：6名増員要求 <事前分析表> 「G ビズインフォへの API アクセス数」を新たな測定指標として設定。 |
| 8 | 【施策2-3】 サービス | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 令和3年度概算要求額：3,550百万円（令和3年度予算案額：3,261百万円） <事前分析表> 「健康経営優良法人数」を新たな測定指標として設定。 |
| 9 | 【施策2-4】 クールジャパン | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 令和3年度概算要求額：3,789百万円（令和3年度予算案額：4,192百万円） |

| | | | | |
|----|-----------------------|--------------|------------|---|
| | | | | <p><定員要求> 定員：2名増員要求</p> |
| 10 | 【施策3-1】 重要技術マネジメント | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求> ※ 【施策4-4】貿易管理（令和3年度概算要求額：1,872百万円（令和3年度予算案額：2,091百万円））の内数</p> <p><定員要求> 定員：3名増員要求</p> <p><事前分析表> 「重要技術動向調査（重要技術生産基盤等調査及び機微技術開発動向等調査）」を新たな測定指標として設定。</p> <p>※ 令和2年度においては「【施策3-1】重要技術マネジメント」と「【施策4-4】貿易管理」が統合され、「【施策4-3】貿易管理・重要技術マネジメント」となっている。</p> |
| 11 | 【施策3-2】 サイバーセキュリティ | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求> 令和3年度概算要求額：1,924百万円（令和3年度予算案額：1,914百万円）</p> <p><事前分析表> 「3大都市圏を除く36道県にて、SECURITY ACTION 制度において、1つ星又は2つ星を取得した事業者の数」を新たな測定指標として設定。</p> |
| 12 | 【施策3-3】 産業保安・危機管理 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求> 令和3年度概算要求額：3,261百万円（令和3年度予算案額：3,086百万円）</p> <p><定員要求> 定員：16名増員要求</p> |
| 13 | 【施策4-1】 国際交渉・連携 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求> 令和3年度概算要求額：3,491百万円（令和3年度予算案額：3,682百万円）</p> <p><定員要求> 定員：5名増員要求</p> |
| 14 | 【施策4-2】 海外市場開拓支援 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求> 令和3年度概算要求額：7,479百万円（令和3年度予算案額：8,536百万円）</p> <p><定員要求> 定員：1名増員要求</p> <p>※ 令和2年度においては「【施策4-2】海外市場開拓支援」と「【施策4-3】対内投資」が統合され、「【施策4-2】海外市場開拓支援・対内投資」となっている。</p> |
| 15 | 【施策4-3】 対内投資 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求> 令和3年度概算要求額：48百万円（令和3年度予算案額：39百万円）</p> <p>※ 令和2年度においては「【施策4-2】海外市場開拓支援」と</p> |

| | | | | |
|----|---------------------------|---------------|------------|---|
| | | | | 「【施策4-3】対内投資」が統合され、「【施策4-2】海外市場開拓支援・対内投資」となっている。 |
| 16 | 【施策4-4】 貿易管理 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <p><予算要求> 令和3年度概算要求額:1,872百万円の内数(令和3年度予算案額:2,091百万円の内数)</p> <p><定員要求> 定員:1名増員要求</p> <p>※ 令和2年度において、「【施策3-1】重要技術マネジメント」と「【施策4-4】貿易管理」が統合され、「【施策4-3】貿易管理・重要技術マネジメント」となっている。</p> |
| 17 | 【施策5-1】 経営革新・創業促進 | 進展が大き きくない | 引き続き 推進 | <p><予算要求> 令和3年度概算要求額:41,678百万円(令和3年度予算案額:41,856百万円)</p> <p><定員要求> 定員:2名増員要求</p> <p><事前分析表> 「中小企業の従業員一人当たりの付加価値額」「中小企業から中堅企業に成長する企業数」「中小企業の全要素生産性」「海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率」を新たな測定指標として設定。</p> |
| 18 | 【施策5-2】 事業環境整備 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求> 令和3年度概算要求額:22,664百万円(令和3年度予算案額:23,203百万円)</p> <p><定員要求> 定員:8名増員要求</p> |
| 19 | 【施策5-3】 経営安定・取引適 正化 | 目標超過 達成 | 引き続き 推進 | <p><予算要求> 令和3年度概算要求額:3,936百万円(令和3年度予算案額:3,890百万円)</p> <p><定員要求> 定員:7名増員要求</p> |
| 20 | 【施策5-4】 地域産業 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求> 令和3年度概算要求額:1,901百万円(令和3年度予算案額:1,351百万円)</p> <p><定員要求> 定員:13名増員要求</p> <p><事前分析表> 「地域未来牽引企業等からなる企業群の常時従業員一人当たり付加価値額変化率」「地域の持続的な発展に向けた、社会課題解決のための中小企業等の取組が定着した地域の数」「サプライチェーン強靱化を目的とした生産拠点等の整備件数」を新たな測定指標として設定。</p> |
| 21 | 【施策5-5】 | 相当程度 | 引き続き | <予算要求> |

| | | | | |
|----|------------------------------|--------------|------------|--|
| | 福島・震災復興 | 進展あり | 推進 | 令和3年度概算要求額:52,736百万円(令和3年度予算案額:32,966百万円) |
| 22 | 【施策6-1】 資源・燃料 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 令和3年度概算要求額:347,111百万円(令和3年度予算案額:306,097百万円) <定員要求> 定員:2名増員要求 |
| 23 | 【施策6-2】 新エネルギー・省 エネルギー | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 令和3年度概算要求額:365,539百万円(令和3年度予算案額:310,198百万円) <定員要求> 定員:3名増員要求 |
| 24 | 【施策6-3】 電力・ガス | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 令和3年度概算要求額:168,281百万円(令和3年度予算案額:167,283百万円) <定員要求> 定員:4名増員要求 |
| 25 | 【施策6-4】 環境 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 令和3年度概算要求額:4,745百万円(令和3年度予算案額:4,525百万円) <機構・定員要求> 機構:1名新設要求 定員:4名増員要求 |
| 26 | 【施策7-1】 製品安全 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <予算要求> ※ 【施策3-3】産業保安・危機管理(令和3年度概算要求額:3,261百万円(令和3年度予算案額:3,086百万円))の内数 |
| 27 | 【施策7-2】 商取引安全 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 令和3年度概算要求額:366百万円(令和3年度予算案額:496百万円) <定員要求> 定員:2名増員要求 |
| 28 | 【施策7-3】 化学物質管理 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <予算要求> 令和3年度概算要求額:523百万円(令和3年度予算案額:549百万円) |

表5 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策(令和2年9月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/meti.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------|---------|------|------------------|
|-----|-------|---------|------|------------------|

| | | | | |
|---|---|--------------|------------|--|
| 1 | 国立研究開発法人 新エネルギー・産 業技術総合開発機 構の業務用資産に 係る特例措置 | 措置の継 続が妥当 | 引き続き 推進 | <引き続き推進> 政策評価の結果を踏まえ、本措置を引き続き継続することとした。 |
| 2 | 収用交換等の場合 の譲渡所得等の特 別控除、収用換地 等の場合の所得の 特別控除 | 措置の継 続が妥当 | 引き続き 推進 | <引き続き推進> 政策評価の結果を踏まえ、本措置を引き続き継続することとした。 |
| 3 | 収用等に伴い代替 資産を取得した場 合の課税の特例 (法人税・所得税) | 措置の継 続が妥当 | 引き続き 推進 | <引き続き推進> 政策評価の結果を踏まえ、本措置を引き続き継続することとした。 |
| 4 | 特定住宅地造成事 業等のために土地 等を譲渡した場合 の譲渡所得の特別 控除（中小企業高 度化事業） | 措置の継 続が妥当 | 引き続き 推進 | <引き続き推進> 政策評価の結果を踏まえ、本措置を引き続き継続することとした。 |
| 5 | 軽油引取税の課税 免除（石油化学製 品） | 措置の継 続が妥当 | 引き続き 推進 | <引き続き推進> 政策評価の結果を踏まえ、本措置を引き続き継続することとした。 |

表6 公共事業を対象として評価を実施した政策(未着手・未了) (令和2年10月6日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/meti.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価 の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|------------------|--------------|------------|---|
| 1 | 工業用水道事業 (1事業) | 事業の継 続が妥当 | 引き続き 推進 | <予算要求> 政策評価結果を踏まえ、本事業を継続することとし、令和 3年度予算事業に反映した。 |

国土交通省

国土交通省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 研究開発を対象として評価を実施した政策 (令和2年9月25日、令和3年3月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kenkyu/mlit.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---|---|
| 1 | 建設事業各段階の DX による抜本的な労働生産性向上に関する技術開発 | < 予算要求 > 評価結果を踏まえ、令和3年度予算要求を行った。 < 課題採択 > 評価結果を踏まえ、新規課題として採択した。 (研究費総額 約460百万円) |
| 2 | 下水道を核とした資源循環システムの広域化・共同化に関する研究 | < 予算要求 > 評価結果を踏まえ、令和3年度予算要求を行った。 < 課題採択 > 評価結果を踏まえ、新規課題として採択した。 (研究費総額 約30百万円) |
| 3 | 氾濫シナリオ別ハザード情報図に基づく減災対策検討手法の研究 | < 予算要求 > 評価結果を踏まえ、令和3年度予算要求を行った。 < 課題採択 > 評価結果を踏まえ、新規課題として採択した。 (研究費総額 約55百万円) |
| 4 | 土砂・洪水氾濫発生時の土砂到達範囲・堆積深を高精度に予測するための計算モデルの開発 | < 予算要求 > 評価結果を踏まえ、令和3年度予算要求を行った。 < 課題採択 > 評価結果を踏まえ、新規課題として採択した。 (研究費総額 約45百万円) |
| 5 | 既存建造物における屋根ふき材の耐風診断・補強技術評価に関する研究 | < 予算要求 > 評価結果を踏まえ、令和3年度予算要求を行った。 < 課題採択 > 評価結果を踏まえ、新規課題として採択した。 (研究費総額 約42百万円) |
| 6 | 浴槽レス浴室のバリアフリー基準に関する研究 | < 予算要求 > 評価結果を踏まえ、令和3年度予算要求を行った。 < 課題採択 > 評価結果を踏まえ、新規課題として採択した。 (研究費総額 約33百万円) |
| 7 | 都市関連データのオープン化と利活用の推進に関する研究 | < 予算要求 > 評価結果を踏まえ、令和3年度予算要求を行った。 < 課題採択 > 評価結果を踏まえ、新規課題として採択した。 |

| | | |
|----|--|--|
| | | (研究費総額 約45百万円) |
| 8 | 国際海上コンテナ背後輸送の効率化方策に関する研究 | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算要求を行った。 <課題採択> 評価結果を踏まえ、新規課題として採択した。 (研究費総額 約37百万円) |
| 9 | SGDAS の推計精度向上に関する研究 | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算要求を行った。 <課題採択> 評価結果を踏まえ、新規課題として採択した。 (研究費総額 約55百万円) |
| 10 | 三次元視覚データを活用したトンネル施工管理の高度化 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和2年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約19百万円) |
| 11 | 3次元点群データを用いた公共構造物デジタルツインの成長型AI基盤モデルの開発 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和2年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約20百万円) |
| 12 | スラッジ水高度利用によるコンクリート産業の環境負荷低減技術に関する研究 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和2年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約20百万円) |
| 13 | 建設現場の見える化および現場監督を支える全自動現場巡視システム | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和2年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約25百万円) |
| 14 | 専用レチクル内蔵TSとAIを用いた生産性及び品質向上のための杭打機操作サポートシステムの開発 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和2年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約14百万円) |
| 15 | 3Dデータを活用した橋梁点検と補修設計の効率化に関する研究 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和2年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約24百万円) |
| 16 | トンネル磁気効果素子を用いたコンクリート内部鉄筋腐食・破断映像化装置の開発 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和2年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約25百万円) |
| 17 | 関東圏の航空機の効率的な運航のための極端気象予測の高度化 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和2年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約60百万円) |
| 18 | 災害用ドローン物流総合支援システムの開発 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和2年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約40百万円) |
| 19 | 先進安全技術による被害低減効果予測のための車両の衝突直前挙動に基づく傷害予測モデルの構築 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和2年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約60百万円) |
| 20 | 内航船への新技術の促進等による働き | <予算執行> |

| | | |
|----|--|---|
| | 方改革実現のための内航船の新たな評価手法の確立と標準化に向けた研究開発 | 評価結果を踏まえ、令和2年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約60百万円) |
| 21 | 建築物の建て替えに伴う基礎杭の引き抜き処理地盤の評価技術に関する開発 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和2年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約120百万円) |
| 22 | あと施工アンカーを用いたリノベーションによるコスト削減達成のための施工品質検査の開発 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和2年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約41百万円) |
| 23 | AI活用による木造構造計算と地盤改良の設計の自動化 | <事業廃止> 新型コロナウイルス感染症の影響により研究開発の実施が困難となったため、事業者からの申し出を受けて廃止となった。 |
| 24 | 屋根パネルを対象にした屋根材のプレセット化システム開発と生産システムの合理化 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和2年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約64百万円) |
| 25 | 施工工程の省力化に向けた断熱材と一体化した繊維補強コンクリート版の技術開発 | <事業廃止> 新型コロナウイルス感染症の影響により研究開発の実施が困難となったため、事業者からの申し出を受けて廃止となった。 |
| 26 | 3次元点群データを用いた効率的な管理手法の開発 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和2年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約119百万円) |
| 27 | VR軌道検査・工事・作業計画支援システムの開発 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約63百万円) |
| 28 | 強風後の運転再開時刻の評価方法 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約30百万円) |
| 29 | 被災土建造物の崩壊規模に応じた列車運行再開判断アルゴリズムの構築 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約28百万円) |
| 30 | 画像解析技術を用いた旅客行動検出技術開発 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約39百万円) |
| 31 | ユーザデバイス操作型AI案内システムの開発 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算執行に反映した。 (研究費総額 60百万円) |
| 32 | 列車前方検知等の鉄道自動運転に向けた要素技術の開発 | <予算執行> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約110百万円) |
| 33 | 駅ホーム転落検知システムの精度向上 | <予算執行> |

| | |
|---------|--|
| に係る技術開発 | 評価結果を踏まえ、令和3年度予算執行に反映した。 (研究費総額 約24百万円) |
|---------|--|

表2 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業<令和元年度補正予算に係る評価> (令和2年5月28日公表)

事業ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/mlit.html) 参照

| No. | 事業区分 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------------|-------------------------------------|
| 1 | 船舶建造事業 (1件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(1件) |

表3 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業<令和3年度予算概算要求に係る評価> (令和2年9月25日公表)

事業ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/mlit.html) 参照

| No. | 事業区分 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------------------|--|
| 1 | 官庁営繕事業 (2件) | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算要求で、必要な経費を要求した。(2件) <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(2件) |
| 2 | 船舶建造事業 (1件) | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算要求で、必要な経費を要求した。(1件) <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(1件) |
| 3 | 海上保安官署施設整備事業 (1件) | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算要求で、必要な経費を要求した。(1件) <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(1件) |

表4 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業<令和2年度第3次補正予算に係る評価> (令和3年1月28日、1月29日公表)

事業ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/mlit.html) 参照

| No. | 事業区分 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|------------------------------|---|
| 1 | 船舶建造事業 (3件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(3件) 【うち1件は表3 No. 2の再掲】 |
| 2 | 都市・幹線鉄道整備事業 (補助事業等) (70件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(70件) |
| 3 | 小笠原諸島振興開発事業 (1件) | <事業採択> |

| | |
|--|---------------------------|
| | 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(1件) |
|--|---------------------------|

表5 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業<令和3年度予算に向けた評価> (令和3年3月29日公表)

事業ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/mlit.html) 参照

| No. | 事業区分 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-----------------------|---|
| 1 | 河川事業 (直轄事業等) (4件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(4件) |
| 2 | 道路・街路事業 (直轄事業等) (17件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(17件) |
| 3 | 港湾整備事業 (直轄事業等) (7件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(7件) |
| 4 | 官庁営繕事業 (2件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(表3 No.1の再掲) |
| 5 | 海上保安官署施設整備事業 (1件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(表3 No.3の再掲) |

表6 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業<令和3年度予算に向けた評価> (令和3年3月30日公表)

事業ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/mlit.html) 参照

| No. | 事業区分 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|------------------------------|---------------------------------------|
| 1 | 河川事業 (補助事業等) (59件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(59件) |
| 2 | ダム事業 (補助事業等) (1件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(1件) |
| 3 | 砂防事業等 (補助事業等) (134件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(134件) |
| 4 | 海岸事業 (補助事業等) (7件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(7件) |
| 5 | 道路・街路事業 (補助事業等) (28件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(28件) |
| 6 | 市街地整備事業 (補助事業等) (4件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(4件) |
| 7 | 都市・幹線鉄道整備事業 (補助事業等) (71件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(71件) |
| 8 | 住宅市街地総合整備事業 (補助事業等) (11件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(11件) |
| 9 | 下水道事業 (補助事業等) (23件) | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。(23件) |

| | | |
|----|--------------------|-------------------------------------|
| 10 | 都市公園等事業（補助事業等）（1件） | <事業採択> 評価結果を踏まえ、新規事業として採択した。（1件） |
|----|--------------------|-------------------------------------|

表7 規制を対象として評価を実施した政策（令和2年6月29日、8月11日、10月8日、令和3年1月28日、2月1日、2月4日、3月1日、3月8日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/mlit.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---|---|
| 1 | 開発公園の設置に関する基準を地方公共団体の条例で緩和する場合の政令の基準の緩和 | <法令改正> 評価結果を踏まえ、令和2年9月4日、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が公布された。 |
| 2 | 農地の保全に係る地区計画の区域内において届出・勧告の対象となる行為について | |
| 3 | 居住環境向上用途誘導地区内の建築物等の北側の隣地等との関係についての高さ制限の適用における、屋上の小規模な突出物の建築物の高さへの算入 | |
| 4 | 既存不適格のまま大規模の修繕又は大規模の模様替を行うことを許容する建築物における居住環境向上用途誘導地区の建築物の建蔽率、壁面の位置、高さの制限の適用を受けない既存不適格建築物の追加 | |
| 5 | 宅地建物の広告や事業の開始時期の制限の対象となる行為の追加 | |
| 6 | 宅地建物取引業法第35条第1項第2号の法令に基づく制限 | |
| 7 | 北海海域及びバルティック海海域における船舶からの窒素酸化物の放出規制強化 | <法令改正> 評価結果を踏まえ、令和2年9月30日、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布された。 |
| 8 | 自動運行補助施設の占有の場所に関する基準の緩和 | <法令改正> 評価結果を踏まえ、令和2年11月20日、「道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が公布された。 |
| 9 | 利便増進誘導区域内に設けられる歩行者利便増進施設等の占有の場所に関する基準の緩和 | |
| 10 | 特定車両停留施設における特定車両の停留に係る許可基準の新設 | |
| 11 | 改良すべき踏切道の指定及び改良に係る5箇年の期限の廃止 | <法令改正> 評価結果を踏まえ、令和3年1月29日、「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。 |
| 12 | 災害時の管理の方法を定めるべき踏切 | |

| | | | |
|----|---|--|--|
| | 道の指定制度の創設 | | |
| 13 | 届出対象区域内における工作物の設置に関する届出制度の創設 | | |
| 14 | 防災拠点自動車駐車場の指定制度の創設 | | |
| 15 | 鉄道事業者が、国土交通大臣の許可を受けて、災害時の早期復旧に向けた作業場等のために他人の土地を一時使用することを可能にする規定 | | |
| 16 | 鉄道事業者が、国土交通大臣の許可を受けて、鉄道施設に障害を及ぼすおそれがある植物等の伐採等を可能にする規定 | | |
| 17 | 貯留機能保全区域における一定の行為に対する届出・勧告制度の新設 | <p><法令改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年2月2日、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。</p> | |
| 18 | 浸水被害防止区域における一定の開発行為及び建築行為に係る許可制度の新設 | | |
| 19 | 要配慮者利用施設における洪水等に対する避難訓練の結果報告の義務付け | | |
| 20 | 一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）の創設 | | |
| 21 | 地区レベルの防災性を向上させるための地区計画制度の拡充 | | |
| 22 | 浸水被害防止区域（仮称）における開発行為の制限 | | |
| 23 | 特別緑地保全地区の指定要件の拡充 | | |
| 24 | 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等に対する避難訓練の結果報告の義務付け | | |
| 25 | 区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直し | | <p><法令改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年2月5日、「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。</p> |
| 26 | 長期優良住宅建築等計画の認定基準への災害に係る基準の追加 | | |
| 27 | 認定長期優良住宅に対する容積率緩和の特例 | | |
| 28 | 長期優良住宅維持保全計画の認定制度の創設 | | |
| 29 | マンション管理計画の認定を受けている区分所有住宅の審査の合理化 | | |
| 30 | 登録住宅性能評価機関の活用による長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の合理化 | | |

| | | | |
|----|--|---|--|
| 31 | 供託制度の合理化 | <p><法令改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年2月5日、「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。</p> | |
| 32 | 書面の交付等の電子化 | | |
| 33 | 契約書面の交付義務付け | | |
| 34 | 船員の過労防止のための運航計画作成の適正化 | | |
| 35 | 利用運送を行う場合の輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止 | | |
| 36 | 荷主に対する配慮義務と勧告・公表制度の創設 | | |
| 37 | 船舶管理業の法定化 | | |
| 38 | 船舶所有者による労務管理の適正化 | | |
| 39 | 労働時間に関する例外規定の見直し | | |
| 40 | 変更後の労働条件の明示の義務付け | | |
| 41 | 無料船員職業紹介事業者及び船員派遣事業者の欠格事由の整備・拡充 | | |
| 42 | 派遣船員に係る男女雇用機会均等法等の適用に関する特例 | | |
| 43 | 船舶交通の障害が発生した場合における交通制限の拡充 | | <p><法令改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年3月2日、「海上交通安全法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。</p> |
| 44 | 異常気象等時における航行制限等の創設 | | |
| 45 | 異常気象等時における海上保安庁長官等が提供する情報の聴取・危険の防止のための勧告制度の創設等 | | |
| 46 | 航路標識の復旧のための工事施行命令・原因者負担金制度の創設等 | | |
| 47 | 航路標識に関する工事等に係る承認制度の創設 | | |
| 48 | 航路標識協力団体制度の創設 | | |
| 49 | 異常気象等時の電波標識の設備変更に関する特例制度の創設 | | |
| 50 | 定期航空旅客運送事業者による航空運送事業基盤強化計画の作成及び国への届出義務、計画の実施状況等についての国への報告義務の創設 | <p><法令改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年3月9日、「航空法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。</p> | |
| 51 | 保安検査員等の指示に対する応諾義務の新設 | | |
| 52 | 保安検査の受検義務の新設 | | |
| 53 | 預入手荷物検査の実施義務の新設 | | |
| 54 | 保安検査等業務に係る業務改善命令の新設 | | |

| | | |
|----|-------------------------------|--|
| 55 | 無人航空機の機体の安全性の担保に関する制度の創設 | |
| 56 | 無人航空機の操縦者の技能の担保に関する制度の創設 | |
| 57 | 無人航空機の飛行手続きの合理化・簡略化に関する制度の見直し | |
| 58 | 無人航空機の運航管理に関する制度の創設 | |
| 59 | 事故等調査のための処分対象の追加 | |

表8 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（令和2年9月25日、9月30日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/mlit.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|---|
| 1 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長」を要望した。</p> |
| 2 | 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長」を要望した。</p> |
| 3 | 技術研究組合の所得計算の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「技術研究組合の所得計算の特例の延長」を要望した。</p> |
| 4 | 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長」を要望した。</p> |
| 5 | 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長」を要望した。</p> |
| 6 | 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長」を要望した。</p> |
| 7 | 振興山村における工業用機械等の割増償却 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「振興山村における工業用機械等の割増償却」を要望した。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| 8 | 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長」を要望した。</p> |
| 9 | 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長」を要望した。</p> |
| 10 | 不動産投資法人における未収賃料の特例 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「不動産投資法人における未収賃料の特例」を要望した。</p> |
| 11 | 特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長」を要望した。</p> |
| 12 | 都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長」を要望した。</p> |
| 13 | 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長」を要望した。</p> |
| 14 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置」を要望した。</p> |
| 15 | 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長」を要望した。</p> |
| 16 | 船舶に係る特別償却制度の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「船舶に係る特別償却制度の延長」を要望した。</p> |
| 17 | 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長」を要望した。</p> |
| 18 | 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額</p> |

| | | |
|----|-----------------------------|--|
| | | 等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長」を要望した。 |
| 19 | 中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度税制改正要望において「中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設」を要望した。</p> |

表9 一般分野を対象として評価を実施した政策(政策アセスメントを実施した政策<令和3年度予算概算要求時>)
(令和2年9月25日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/ippanjigyo/mlit.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---------------------------------------|--|
| 1 | 【政策目標1】 住宅市場を活用した空き家対策モデル事業（仮称）の創設 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度予算概算要求を行った。 (概算要求額 420百万円)</p> |
| 2 | 【政策目標4】 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の創設 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度予算概算要求を行った。 (概算要求額 10,000百万円)</p> |
| 3 | 【政策目標6】 新しい旅行スタイル促進事業 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、令和3年度予算概算要求を行った。 (概算要求額 1,500百万円)</p> |

表10 一般分野を対象として評価を実施した政策(政策アセスメントを実施した政策<令和2年度第3次補正予算時>)
(令和3年1月18日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/ippanjigyo/mlit.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------------------------------------|---|
| 1 | 【政策目標5】 自動運転の実用化促進に向けた研究・基準策定の推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、令和2年度第3次補正予算に反映した。 (補正予算額 200百万円)</p> |
| 2 | 【政策目標6】 既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業の創設 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、令和2年度第3次補正予算に反映した。 (補正予算額 54,972百万円)</p> |
| 3 | 【政策目標6】 Go To トラベル事業 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、令和2年度第3次補正予算に反映した。 (補正予算額 1,031,100百万円)</p> |

(事後評価)

表11 政策レビューを実施した政策（令和3年3月31日公表）

事業ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/mlit.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|----------------|------------------------------|--------|--|
| 1 | 運輸安全マネジメント制度 | 施策の実施状況等について分析を行い、課題等を明らかにした | 引き続き推進 | <p><引き続き推進></p> <p>評価結果を踏まえ、内部監査の強化、ヒヤリハットの収集、分析、活用による事故防止対策の推進、大手事業者のノウハウ活用による中小事業者の取組促進等、運輸事業者の安全管理体制構築のための取組を充実・強化するとともに、他の安全施策への運輸安全マネジメント評価の成果の活用や運輸防災マネジメントの推進等新たな課題への対応等、運輸安全マネジメント制度の改善・強化について、引き続き推進していく。</p> |
| 2 | 水資源政策 | 施策の実施状況等について分析を行い、課題等を明らかにした | 引き続き推進 | <p><引き続き推進></p> <p>評価結果を踏まえ、水資源開発基本計画について、リスク管理型の計画を早期に策定する。また、水利用の合理化、雨水利用の推進、地下水マネジメントと地盤沈下対策の取組を推進する。水源地域の振興については、水源地域整備計画に基づく事業を着実に推進するとともに、水源地域交流拡大のためのソフト施策を充実させる。</p> |
| 3 | 住生活基本計画 | 施策の実施状況等について分析を行い、課題等を明らかにした | 引き続き推進 | <p><引き続き推進></p> <p>評価結果を踏まえ、国民の豊かな住生活を実現するための新たな住生活基本計画（全国計画）を策定し、実施する。</p> |
| 4 | 北海道総合開発計画の中間点検 | 施策の実施状況等について分析を行い、課題等を明らかにした | 引き続き推進 | <p><引き続き推進></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の施策を加速化・重点化して取り組む。</p> <p>①分散型の国土づくりを先導していくため、北海道型地域構造の保持・形成に係る取組を加速、②我が国の食料安全保障を支えるイノベーションを加速、③国内外の新たな観光需要を取</p> |

| | | | | |
|---|---------------------|------------------------------|--------|--|
| | | | | り込んだ観光の活性化、④環境保全・2050年カーボンニュートラルに向けた取組、⑤激甚化・頻発化する災害等への対応/冬期複合災害への備え |
| 5 | 産業分野における気象データの利活用促進 | 施策の実施状況等について分析を行い、課題等を明らかにした | 引き続き推進 | <p><引き続き推進></p> <p>評価結果を踏まえ、基盤的気象データのオープン化・高度化、気象データ利活用に係る普及啓発、気象データ利活用ができる人材の育成を通じ、産業分野における気象データの利活用促進に向けた取組みを推進する。</p> |

表12 規制を対象として評価を実施した施策(令和3年3月19日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/mlit.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---------------------|----------------|--------|--|
| 1 | 木造建築物に係る制限の合理化 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <p>【建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号)関係】</p> <p><引き続き推進></p> <p>評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用する。</p> |
| 2 | 構造計算適合性判定制度の見直し | | | |
| 3 | 仮使用承認制度における民間活用 | | | |
| 4 | 国土交通大臣の新たな認定制度の創設 | | | |
| 5 | 容積率制限の合理化 | | | |
| 6 | 定期調査・検査報告制度の強化 | | | |
| 7 | 国の調査権限の創設 | | | |
| 8 | 特定行政庁の調査権限の見直し | | | |
| 9 | 移転の際の建築基準法令の適用の見直し | | | |
| 10 | 階段に係る規制の合理化 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <p>【建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第232号)関係】</p> <p><引き続き推進></p> <p>評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用する。</p> |
| 11 | 防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化 | | | |
| 12 | 圧縮水素スタンド | | | |

| | | | | |
|----|--|----------------|--------|--|
| | 等に係る用途規制の緩和 | | | |
| 13 | 技術検定の不正受検者に対する措置 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 【建設業法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第308号）関係】 ＜引き続き推進＞ 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用する。 |
| 14 | 横浜川崎区における横浜港部分の強制水先対象船舶の緩和 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 【水先法施行令の一部を改正する政令案（平成26年政令第66号）関係】 ＜引き続き推進＞ 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用する。 |
| 15 | 無人航空機を飛行させるにあたって国土交通大臣の許可を必要とする空域及び無人航空機を飛行させる際に従うべき飛行の方法等を定める | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 【航空法の一部を改正する法律（平成27年法律第67号）関係】 ＜引き続き推進＞ 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用する。 |
| 16 | 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限の引上げ | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 【建設業法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第420号）関係】 ＜引き続き推進＞ 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用する。 |
| 17 | 専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額の下限の引上げ | | | |
| 18 | 技術検定の受検資格の見直し | | | |
| 19 | 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準強化（トリクロロエチレン） | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 【下水道法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第360号）関係】 ＜引き続き推進＞ 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用する。 |

表13 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（令和2年9月25日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/mlit.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---|---------|--------|--|
| 1 | 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <引き続き推進> 本特例措置は、令和3年度以降も継続することとされた。 |
| 2 | 特定目的会社に係る課税の特例 | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <引き続き推進> 本特例措置は、令和3年度以降も継続することとされた。 |
| 3 | 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <引き続き推進> 本特例措置は、令和3年度以降も継続することとされた。 |
| 4 | 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (都市再開発法の市街地再開発事業により権利等を取得した場合) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <引き続き推進> 本特例措置は、令和3年度以降も継続することとされた。 |
| 5 | 収用換地等の場合の所得の特別控除 | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <引き続き推進> 本特例措置は、令和3年度以降も継続することとされた。 |
| 6 | 収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例 | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <引き続き推進> 本特例措置は、令和3年度以降も継続することとされた。 |
| 7 | 転廃業助成金等に係る課税の特例 (本州四国連絡橋に係るもの) | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <引き続き推進> 本特例措置は、令和3年度以降も継続することとされた。 |
| 8 | 船舶の定期検査に係る特別修繕準備金 | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <引き続き推進> 本特例措置は、令和3年度以降も継続することとされた。 |
| 9 | 短期譲渡所得の課税の特例に係る税率軽減、追加課税の適用除外 | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <引き続き推進> 本特例措置は、令和3年度以降も継続することとされた。 |

表14 研究開発を対象として評価を実施した政策(中間評価)(令和3年3月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kenkyu/mlit.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|----------|---------|--------|------------------|
| 1 | 成熟社会に対応し | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <引き続き推進> |

| | | | | |
|---|---------------------|-------|--------|---|
| | た郊外住宅市街地の再生技術の開発 | | | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 2 | AIを活用した地物自動抽出に関する研究 | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |

表15 再評価を実施した個別公共事業<令和3年度予算概算要求に係る評価> (令和2年9月25日、12月15日公表)
事業ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/mlit.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|------------------|---------------|--------|---|
| 1 | ダム事業（直轄事業等）（10件） | 事業の継続が妥当（10件） | 引き続き推進 | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度要求で、必要な経費を要求した。 |
| 2 | 官庁営繕事業（1件） | 事業の継続が妥当（1件） | 引き続き推進 | <予算要求> 評価結果を踏まえ、令和3年度要求で、必要な経費を要求した |

表16 再評価を実施した個別公共事業<令和3年度予算に向けた評価> (令和3年1月29日、3月29日公表)
事業ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/mlit.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|----------------------|--------------------------------------|--------|------------------------------------|
| 1 | 河川事業（直轄事業等）（57件） | 事業の継続が妥当（57件） | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算に反映した。 |
| 2 | ダム事業（直轄事業等）（11件） | 事業の継続が妥当（11件） 【うち10件は表15 No.1の再掲】 | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算に反映した。 |
| 3 | 砂防事業等（直轄事業等）（10件） | 事業の継続が妥当（10件） | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算に反映した。 |
| 4 | 海岸事業（直轄事業等）（3件） | 事業の継続が妥当（3件） | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算に反映した。 |
| 5 | 道路・街路事業（直轄事業等）（114件） | 事業の継続が妥当（114件） | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算に反映した。 |
| 6 | 港湾整備事業（直轄事業等）（22件） | 事業の継続が妥当（22件） | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算に反映した。 |

| | | | | |
|---|-----------------------------|---|--------|--|
| 7 | 都市公園等事業 (直轄事業等) (2 件) | 事業の継続が妥当 (2件) | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算 に反映した。 |
| 8 | 官庁営繕事業 (3 件) | 事業の継続が妥当 (3件) 【うち1件は表15 No.2の再掲】 | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算に 反映した。 |

表17 再評価を実施した個別公共事業<令和3年度予算に向けた評価> (令和3年3月30日公表)

事業ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/mlit.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|----------------------------------|-------------------|--------|--|
| 1 | ダム事業 (補助事 業等) (8件) | 事業の継続が妥当 (8件) | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算 に反映した。 |
| 2 | 砂防事業等 (補助 事業等) (13件) | 事業の継続が妥当 (13件) | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算 に反映した。 |
| 3 | 海岸事業 (補助事 業等) (1件) | 事業の継続が妥当 (1件) | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算 に反映した。 |
| 4 | 道路・街路事業 (補 助事業等) (73件) | 事業の継続が妥当 (73件) | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算 に反映した。 |
| 5 | 市街地整備事業 (補助事業等) (1 件) | 事業の継続が妥当 (1件) | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算 に反映した。 |
| 6 | 港湾整備事業 (補 助事業等) (11件) | 事業の継続が妥当 (11件) | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算 に反映した。 |
| 7 | 整備新幹線整備事 業 (補助事業等) (1 件) | 事業の継続が妥当 (1件) | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算 に反映した。 |
| 8 | 住宅市街地総合整 備事業 (補助事業 等) (8件) | 事業の継続が妥当 (8件) | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算 に反映した。 |
| 9 | 都市公園等事業 (補助事業等) (1 件) | 事業の継続が妥当 (1件) | 引き続き推進 | <引き続き推進> 評価結果を踏まえ、令和3年度予算 に反映した。 |

表18 研究開発を対象として評価を実施した政策 (終了時評価) (令和3年3月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---|-------------|---------------------------------|
| 1 | 中小スパン橋梁の点検・補修補強用移動足場ロボットの開発と維持管理プラットフォームの構築 | 概ね目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 2 | 氷結晶の品質を制御する多糖を活用したコンクリート構造物の新たな凍害抑制法の開発 | 概ね目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 3 | 協調作業する掘削ロボットを用いたi-Constructionシステムの開発 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 4 | 重金属含有建設汚泥のリサイクルに向けた高分子汚泥処理剤の開発 | 概ね目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 5 | 新工法・新材料を活用した地下水排除工を用いた効果的な液状化・地すべり対策に関する技術開発 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 6 | 防火・避難規定等の合理化による既存建物活用に資する技術開発 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 7 | 安全で効率的な航空機の冬季運航を目指した滑走路雪氷モニタリングシステムの技術開発 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 8 | 自律型海上輸送システムの技術コンセプトの開発 | 概ね目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 9 | 新型航空保冷コンテナの開発による内陸空路コールドチェーン網の構築 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 10 | 海洋分野の点検におけるドローン技術活用に関する研究 | 概ね目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 11 | 太陽熱を利用するハイブリッド給湯・浴室乾燥システムの技術開発 | 概ね目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 12 | 居住者の世帯構成や住まい方を反映した住宅環境設計手法の開発 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 13 | 実環境下における仕上げ材付きコンクリートの中性化進行の非/微破壊評価と外観維持型鉄筋腐食抑制技術の開発 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 14 | 構造用集成材を用いた建築物の火災時倒壊時間予測に基づく設計技術の開発 | 概ね目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 15 | 人的被害および避難者数の大幅低減を目的とした耐震シェルターの開発 | 概ね目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 16 | 健全な睡眠を確保するための自然光と人工光を組み合わせた光環境設計・制御の技術開発 | 概ね目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 17 | ドローンを活用した建築物の自動点検調査システムの開発 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |

| | | | |
|----|--|-------------|---------------------------------|
| 18 | RC造方立壁の地震時損傷を低減するPCM塗壁補強と改良型方立壁の技術開発 | 概ね目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 19 | 住宅用基礎梁の接合部補強構造に関する技術開発 | 概ね目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 20 | 木材・木質部材を活用した高性能接合部の技術開発 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 21 | スマートセンサ型枠システムによるスラブコンクリートの品質管理高度化技術の開発 | 概ね目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 22 | 組立鉄筋ユニットを用いた住宅用基礎の設計・施工指針に関する技術開発 | 概ね目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 23 | 燃料電池電車で電力変換装置の開発 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 24 | 索道用ロープテスターの開発（動索・固定索測定共用タイプ） | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 25 | 水防活動支援技術に関する研究 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 26 | 避難所における被災者の健康と安全確保のための設備等改修技術の開発 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 27 | 建築物のエネルギー消費性能の向上を目指したファサード設計法に関する研究 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 28 | 多様化する生活支援機能を踏まえた都市構造の分析・評価技術の開発 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 29 | 地震火災時の通行可能性診断技術の開発 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 30 | 地震災害時における空港舗装の迅速な点検・復旧方法に関する研究 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 31 | 地震と洪水の複合災害リスクマップの作成・提供 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 32 | 高潮と豪雨による複合型浸水発生時の減災対策のための浸水予測システム開発 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 33 | 危機管理型波浪うちあげ高観測技術の開発に関する研究 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 34 | 地下水位のリアルタイム観測手法に関する検討 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |
| 35 | 液状化等により被災した管路に関する情報収集および傾向分析 | 十分に目標を達成できた | 評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。 |

表19 完了後の事後評価を実施した個別公共事業（令和3年3月30日公表）

事業ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/mlit.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------|---------|------------------|
|-----|-------|---------|------------------|

| | | | |
|----|----------------------------|--------------------------|----------|
| 1 | 河川事業（直轄事業等）（2件） | 再事後評価、改善措置の 必要なし（2件） | 対応の必要なし。 |
| 2 | ダム事業（直轄事業等）（1件） | 再事後評価、改善措置の 必要なし（1件） | 対応の必要なし。 |
| 3 | 道路・街路事業（直轄事業等）（31 件） | 再事後評価、改善措置の 必要なし（31件） | 対応の必要なし。 |
| 4 | 港湾整備事業（直轄事業等）（9件） | 再事後評価、改善措置の 必要なし（9件） | 対応の必要なし。 |
| 5 | 空港整備事業（直轄事業等）（1件） | 再事後評価、改善措置の 必要なし（1件） | 対応の必要なし。 |
| 6 | 都市公園等事業（直轄事業等）（2 件） | 再事後評価、改善措置の 必要なし（2件） | 対応の必要なし。 |
| 7 | 官庁営繕事業（3件） | 再事後評価、改善措置の 必要なし（3件） | 対応の必要なし。 |
| 8 | 道路・街路事業（補助事業等）（2 件） | 再事後評価、改善措置の 必要なし（2件） | 対応の必要なし。 |
| 9 | 都市・幹線鉄道整備事業（補助事 業等）（4件） | 再事後評価、改善措置の 必要なし（4件） | 対応の必要なし。 |
| 10 | 整備新幹線整備事業（補助事業 等）（1件） | 再事後評価、改善措置の 必要なし（1件） | 対応の必要なし。 |

環境省

環境省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した政策（令和2年11月24日、令和3年2月15日、2月25日、3月1日、3月8日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/env.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|--|
| 1 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）の指定化学物質の見直し | <p><制度改正></p> <p>規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、所要の手続を経て公布・施行する予定。</p> |
| 2 | 製造・輸入・使用を制限する化学物質、輸入を禁止する製品及び基準適合義務・表示義務を課す製品の指定 | <p><制度改正></p> <p>政策評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布される予定。</p> |
| 3 | 栄養塩類管理制度の導入 | <p><制度改正></p> <p>「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年2月提出）。</p> |
| 4 | 利用のための規制の強化 | <p><制度改正></p> <p>「自然公園法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年3月提出）。</p> |
| 5 | 認定地域脱炭素化促進事業者に対する報告徴収 | <p><制度新設></p> <p>「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年3月提出）。</p> |
| 6 | プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制及び再資源化等を促進するための措置の創設 | <p><制度新設></p> <p>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」を国会に提出した（令和3年3月提出）。</p> |

表2 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（令和2年9月30日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/env.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------|------------------|
|-----|-------|------------------|

| | | |
|---|--|--|
| 1 | 技術研究組合の所得の計算の特例の延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、技術研究組合の所得の計算の特例の延長に関する税制措置について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正大綱において、要件等を見直したうえで措置された）。</p> |
| 2 | 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長に関する税制措置について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正大綱において、要件等を見直したうえで措置された）。</p> |
| 3 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長 | <p><税制改正></p> <p>政策評価の結果を踏まえ、試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充に関する税制措置について、令和3年度改正要望を行った（令和3年度税制改正大綱において、要件等を見直したうえで措置された）。</p> |

(事後評価)

表3 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和2年9月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/env_h24.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---|--------------|------------|---|
| 1 | 【施策1目標1-1】 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>引き続き、地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくりに関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額：201,800,717千円</p> <p>【予算案額：142,941,267千円】</p> <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2050年までの脱炭素社会実現のための体制強化（3人） ・低炭素社会の実現に向けた環境影響評価・審査体制等の強化（1人） ・地域における脱炭素ビジネスの創出のための体制強化（7 |

| | | | | |
|---|---|--------------|------------|---|
| | | | | 人) |
| 2 | 【施策1目標1-2】 世界全体での抜本的な排出削減への貢献 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>引き続き、世界全体での抜本的な排出削減への貢献に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額：23,660,491千円</p> <p>【予算案額：17,362,861千円】</p> <p><定員要求></p> <p>・相手国におけるパリ協定長期戦略策定・実施支援のための体制強化（1人）</p> |
| 3 | 【施策1目標1-3】 気候変動の影響への適応策の推進 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>引き続き、気候変動の影響への適応策に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額：932,000千円</p> <p>【予算案額：809,502千円】</p> |
| 4 | 【施策4目標4-1】 国内及び国際的な循環型社会の構築 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>引き続き、国内及び国際的な循環型社会の構築の推進に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額：702,197千円</p> <p>【予算案額：700,142千円】</p> |
| 5 | 【施策4目標4-2】 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>引き続き、各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額：601,690千円</p> <p>【予算案額：595,597千円】</p> |
| 6 | 【施策4目標4-3】 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>引き続き、一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額：37,604,606千円＋事項要求</p> <p>【予算案額：37,439,662千円】</p> |
| 7 | 【施策4目標4-4】 産業廃棄物対策（排出抑制・リサ | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> |

| | | | | |
|----|--------------------------------------|--------------|------------|---|
| | イクル・適正処理等) | | | <p>引き続き、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額：7,744,226千円＋事項要求</p> <p>【予算案額：5,643,650千円】</p> <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスや未知のウイルスの流行に備えた感染性廃棄物の適正処理体制の構築（2人） ・PCB 廃棄物の適正処理推進のための体制強化（増員11人及び振替1人（いずれも時限）） |
| 8 | 【施策4目標4-5】 廃棄物の不法投棄の防止等 | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>引き続き、廃棄物の不法投棄の防止等に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額：1,423,993千円</p> <p>【予算案額：437,935千円】</p> <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスや未知のウイルスの流行に備えた感染性廃棄物の適正処理体制の構築（2人）（再掲） |
| 9 | 【施策4目標4-6】 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理 | 進展が大 きくない | 改善・見 直し | <p><予算要求></p> <p>引き続き、浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額：67,975千円</p> <p>【予算案額：67,975千円】</p> <p><制度改正></p> <p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び浄化槽の適正な維持管理を強力に推進する改正浄化槽法が令和元年度に議員立法にて成立し、令和2年4月1日に施行された。この改正法の着実な施行のための必要な制度的対応を講じた。</p> |
| 10 | 【施策4目標4-7】 東日本大震災への対応（災害廃棄物の処理） | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>引き続き、東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理を行った市町村等を支援する必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額：660,000千円</p> <p>【予算案額：660,000千円】</p> |

| | | | | |
|----|--------------------------------------|----------|--------|--|
| 11 | 【施策4目標4-8】 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>引き続き、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額：3,563,987千円</p> <p>【予算案額：1,595,989千円】</p> |
| 12 | 【施策4目標4-9】 東日本大震災への対応（特定復興拠点の整備） | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>引き続き、特定復興再生拠点区域の復興及び再生に必要な除染・廃棄物処理等を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額：63,835,798千円</p> <p>【予算案額：63,705,077千円】</p> |
| 13 | 【施策6目標6-1】 環境リスクの評価 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>引き続き、化学物質による環境リスクの評価に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額：7,435,090千円</p> <p>【予算案額：6,260,491千円】</p> |
| 14 | 【施策6目標6-2】 環境リスクの管理 | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>引き続き、化学物質による環境リスクの管理に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額：957,628千円</p> <p>【予算案額：957,489千円】</p> |
| 15 | 【施策6目標6-3】 国際協調による取組 | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>引き続き、化学物質に関する国際協調による取組に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額：717,000千円</p> <p>【予算案額：714,994千円】</p> |
| 16 | 【施策6目標6-4】 国内における毒ガス弾等対策 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>引き続き、国内における毒ガス弾等対策に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額498,863千円</p> <p>【予算案額：498,863千円】</p> |
| 17 | 【施策9目標9-1】 環境基本計画の効果的実施 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>引き続き、環境基本計画の効果的実施に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> |

| | | | | |
|----|---|----------|--------|--|
| | | | | 令和3年度概算要求額：68,906千円 【予算案額：67,911千円】 |
| 18 | 【施策9目標9-2】 環境アセスメント制度の適切な運用と改善 | 目標達成 | 引き続き継続 | <予算要求> 引き続き、環境アセスメント制度の適切な運用と改善に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。 令和3年度概算要求額：567,445千円 【予算案額：546,066千円】 <定員要求> ・低炭素社会の実現に向けた環境影響評価・審査体制等の強化（1人）（再掲） |
| 19 | 【施策9目標9-3】 環境問題に関する調査・研究・技術開発 | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <予算要求> 引き続き、環境問題に関する調査・研究・技術開発に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。 令和3年度概算要求額：14,879,215千円 <事前分析表> 測定指標及び達成手段を変更することとした。 【予算案額：13,252,700千円】 |
| 20 | 【施策9目標9-4】 環境情報の整備と提供・広報の充実 | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <予算要求> 引き続き、環境情報の整備と提供・広報の充実に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。 令和3年度概算要求額：6,752,148千円 【予算案額：935,244千円】 |
| 21 | 【施策10目標10-1】 放射性物質により汚染された廃棄物の処理 | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <予算要求> 引き続き、放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。 令和3年度概算要求額：73,227,805千円 【予算案額：76,797,144千円】 |
| 22 | 【施策10目標10-2】 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等 | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <予算要求> 引き続き、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。 令和3年度概算要求額：214,137,296千円 |

| | | | | |
|----|------------------------------------|----------|--------|--|
| | | | | <p>【予算案額：212,505,097千円】</p> <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・除去土壌等の県外最終処分、減容・再生利用のための業務体制の充実強化（2人（振替）） |
| 23 | 【施策10目標10-3】放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策 | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>引き続き、放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策に関する施策を推進していく必要があるため、所要額を要求した。</p> <p>令和3年度概算要求額：1,886,727千円</p> <p>【予算案額：1,886,727千円】</p> |

表4 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（令和2年9月30日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/env.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-----------------|---------|--------|---|
| 1 | 転廃業助成金等に係る課税の特例 | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <p><引き続き推進></p> <p>し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならないため、引き続き当該措置を継続していくこととした。</p> |

原子力規制委員会

原子力規制委員会における政策評価結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

該当する政策なし

(事後評価)

表1 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和2年9月9日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/nsr_h27.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|----------|--------|---|
| 1 | 【施策目標1】 原子力規制行政に対する信頼の確保 | 目標達成 | 引き続き推進 | <予算要求> 令和3年度概算要求(1,081百万円)を行った。 【令和3年度政府予算案額972百万円(令和2年度1,117百万円)】 <定員要求> 訴訟対応の体制の強化のため、必要な定員を要求し、令和3年度に定員1名を増員することとした。 <令和2年度実施施策に係る事前分析表の変更> 令和元年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ達成目標及び測定指標を変更した。 |
| 2 | 【施策目標2】 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施 | 目標達成 | 引き続き推進 | <予算要求> 令和3年度概算要求(1,751百万円)を行った。 【令和3年度政府予算案額594百万円(令和2年度662百万円)】 <定員要求> 原子力施設の審査体制の強化等のため、必要な定員を要求し、令和3年度に定員16名を増員することとした。 <令和2年度実施施策に係る事前分析表の変更> 令和元年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ達成目標及び測定指標を変更した。 |
| 3 | 【施策目標3】 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等 | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <予算要求> 令和3年度概算要求(5,133百万円)を行った。 【令和3年度政府予算案額3,791百万円(令和2年度3,929百万円)】 <定員要求> 東京電力福島第一原子力発電所の審査体制の強化のため、必要な定員を要求し、令和3年度に定員3名を増員することとした。 |

| | | | | |
|---|---|----------|--------|--|
| | | | | <p><令和2年度実施施策に係る事前分析表の変更> 令和元年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ達成目標及び測定指標を変更した。</p> |
| 4 | <p>【施策目標4】 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求> 令和3年度概算要求（13,466百万円）を行った。 【令和3年度政府予算案額10,302百万円(令和2年度10,772百万円)】</p> <p><定員要求> 安全研究の体制の強化のため、必要な定員を要求し、令和3年度に定員3名を増員することとした。</p> <p><令和2年度実施施策に係る事前分析表の変更> 平成30年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ達成手段を、令和元年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ達成目標及び測定指標をそれぞれ変更した。</p> |
| 5 | <p>【施策目標5】 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求> 令和3年度概算要求（4,218百万円）を行った。 【令和3年度政府予算案額4,146百万円（令和2年度4,336百万円)】</p> <p><定員要求> 六ヶ所再処理施設に対する保障措置対策の強化のため、必要な定員を要求し、令和3年度に定員4名を増員することとした。</p> <p><令和2年度実施施策に係る事前分析表の変更> 令和元年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ達成目標及び測定指標を変更した。</p> |
| 6 | <p>【施策目標6】 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求> 令和3年度概算要求（22,093百万円）を行った。 【令和3年度政府予算案額16,721百万円(令和2年度15,550百万円)】</p> <p><定員要求> 原子力施設の緊急時モニタリング体制の強化等のため、必要な定員を要求した（令和3年度の定員の増員はなし）。</p> <p><令和2年度実施施策に係る事前分析表の変更> 令和元年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ達成目標及び測定指標をそれぞれ変更した。</p> |

表2 規制を対象として評価を実施した政策（令和2年9月9日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/nsr.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---------------------------|---------|--------|---|
| 1 | 原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等の変更 | 継続が妥当 | 引き続き推進 | <p><引き続き推進> 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。</p> |

防衛省

防衛省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 研究開発を対象として評価を実施した政策 (No. 1～7については令和2年10月5日公表、No. 8については12月25日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kenkyu/mod.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|----------------------------|---|
| 1 | 基地防空用地対空誘導弾(改)及び新近距離地対空誘導弾 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「基地防空用地対空誘導弾(改)及び新近距離地対空誘導弾の開発」として令和3年度概算要求(3,461,626千円。後年度負担額を含む。)を行った(令和3年度予算額:0千円)。</p> |
| 2 | 将来潜水艦用ソナー装置 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「将来潜水艦用ソナー装置の開発」として令和3年度概算要求(4,792,214千円。後年度負担額を含む。)を行った(令和3年度予算額:3,483,767千円)。</p> |
| 3 | 次期電子情報収集機の情報収集システムの研究 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「次期電子情報収集機の情報収集システムの研究」として令和3年度概算要求(5,013,723千円。後年度負担額を含む。)を行った(令和3年度予算額:2,717,320千円)。</p> |
| 4 | 流体雑音低減型水中発射管構成要素の研究 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「流体雑音低減型水中発射管構成要素の研究」として令和3年度概算要求(2,316,325千円。後年度負担額を含む。)を行った(令和3年度予算額:1,804,388千円)。</p> |
| 5 | エレメントレベル DBF に関する研究 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「エレメントレベルDBFに関する研究」として令和3年度概算要求(4,130,612千円。後年度負担額を含む。)を行った(令和3年度予算額:4,082,409千円)。</p> |
| 6 | 装備システム用サイバー防護技術の研究 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「装備システム用サイバー防護技術の研究」として令和3年度概算要求(2,079,639千円。後年度負担額を含む。)を行った(令和3年度予算額:880,919千円)。</p> |
| 7 | 車両搭載型レーザ装置(近距離 UAV 対処用)の研究 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「車両搭載型レーザ装置(近距離UAV対処用)の研究」として令和3年度概算要求(3,284,610千円。後年度負担額を含む。)を行った(令和3年度予算額:2,798,107千円)。</p> |
| 8 | 12式地対艦誘導弾能力向上型 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「12式地対艦誘導弾能力向上型の開発」として令和3年度概算要求(33,547,386千円。後年度負担額を含む。)を行った(令和3年度予算額:33,547,386千円)。</p> |

表2 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（令和2年10月5日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/mod.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---|--|
| 1 | 自衛隊の船舶及び通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置の恒久化 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、「自衛隊の船舶及び通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置の恒久化」に関する税制措置について、令和3年度税制改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱には同税制措置の延長が盛り込まれ、令和3年3月26日に地方税法が改正され、同年4月1日に施行された。）。</p> |
| 2 | 重要影響事態法等に基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、「重要影響事態法等に基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化」に関する税制措置について、令和3年度税制改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱には同税制措置の延長が盛り込まれ、令和3年3月26日に地方税法が改正され、同年4月1日に施行された。）。</p> |
| 3 | ACSA に基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、「ACSAに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化」に関する税制措置について、令和3年度税制改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱には同税制措置の延長が盛り込まれ、令和3年3月26日に地方税法が改正され、同年4月1日に施行された。）。</p> |
| 4 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充 | <p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、「試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充」に関する税制措置について、令和3年度税制改正要望を行った（令和3年度税制改正の大綱に盛り込まれ、令和3年3月26日に租税特別措置法が改正され、同年4月1日に施行された。）。</p> |

（事後評価）

該当する政策なし